

官報

號外 昭和六年三月六日

第五十九回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十二號

昭和六年三月五日(木曜日)

午後一時十八分開議

議事日程 第二十二號
昭和六年三月五日

午後一時開議

第一電氣事業法改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第三土地收用法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第四右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第五著作権法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第六右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第七大正十三年法律第二號中改正法律案(海軍軍備制限條約實施ノ件)

第一讀會

第八右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第九勞働者災害扶助法案(政府提出)

第一讀會

第十勞働者災害扶助責任保險法(政府提出)

第一讀會

第十一勞働者災害扶助責任保險特別會計法案(政府提出)

第一讀會

第十二右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十三入營者職業保障法案(政府提出)

第一讀會

第十四右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十五明治四十二年法律第二十二號中改正法律案(立木ニ關スル件)(政府提出)

第一讀會

第十六右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十七船員保險法案(政府提出)

第一讀會

第十八右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第十九祐徳軌道株式會社所屬軌道補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第二十右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第二十一米穀法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二十二米穀需給特別會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二十三家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案(森田茂君外四名提出)

第一讀會

第二十四鑛業法中改正法律案(松定吉君外一名提出)

第一讀會

第二十五度量衡法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第二十六計量土法(一松定吉君提出)

第一讀會

第二十七未成年者飲酒禁止法中改正法律案(長尾平君外二十四名提出)

第一讀會

第二十八恩給法中改正法律案(山下谷次君外一名提出)

第一讀會

第二十九刑事訴訟法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第三十民事訴訟法中改正法律案(谷川陸郎君外二名提出)

第一讀會

第三十一利息制限法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第三十二利息制限法中改正法律案(原夫次郎君外三名提出)

第一讀會

第三十三民事訴訟法中改正法律案(村岡吾一君外三名提出)

第一讀會

第三十四航空法中改正法律案(永田良吉君提出)

第一讀會

第三十五河川法中改正法律案(山川儀重君外五名提出)

第一讀會

第三十六借地借家調停法中改正法律案(小久江美代吉君提出)

第一讀會

第三十七借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出)

第一讀會

第三十八六大城市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)

第一讀會

第三十九產業組合中央金庫法中改正法律案(山谷義治君外十四名提出)

第一讀會

第四十產業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外二名提出)

第一讀會

第四十一廢兵優遇ニ關スル法律案(斯波貞吉君外一名提出)

第一讀會

第四十二司法代書人法中改正法律案(清次郎君外三名提出)

第一讀會

第四十三農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

第一讀會

第四十四農會法中改正法律案(末松善三郎君提出)

第一讀會

第四十五耕地整理法中改正法律案(川原善三郎君外四名提出)

第一讀會

第四十六酒造稅法中改正法律案(島義英君外一名提出)

第一讀會

第二十八恩給法中改正法律案(山下谷次君外一名提出)

第一讀會

第二十九刑事訴訟法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第三十民事訴訟法中改正法律案(谷川陸郎君外二名提出)

第一讀會

第三十一利息制限法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第三十二利息制限法中改正法律案(原夫次郎君外三名提出)

第一讀會

第三十三民事訴訟法中改正法律案(村岡吾一君外三名提出)

第一讀會

第三十四航空法中改正法律案(永田良吉君提出)

第一讀會

第三十五河川法中改正法律案(山川儀重君外五名提出)

第一讀會

第三十六借地借家調停法中改正法律案(小久江美代吉君提出)

第一讀會

第三十七借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出)

第一讀會

第三十八六大城市ニ關スル法律案(森田茂君外十八名提出)

第一讀會

第三十九產業組合中央金庫法中改正法律案(山谷義治君外十四名提出)

第一讀會

第四十產業組合中央金庫法中改正法律案(岸田正記君外二名提出)

第一讀會

第四十一廢兵優遇ニ關スル法律案(斯波貞吉君外一名提出)

第一讀會

第四十二司法代書人法中改正法律案(清次郎君外三名提出)

第一讀會

第四十三農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

第一讀會

第四十四農會法中改正法律案(末松善三郎君提出)

第一讀會

第四十五耕地整理法中改正法律案(川原善三郎君外四名提出)

第一讀會

第四十六酒造稅法中改正法律案(島義英君外一名提出)

第一讀會

第四十七道路維持修繕費損傷者負擔法案(栗原彦三郎君提出)

第一讀會

第四十八穀類搗精製粉取締法案(大竹貢一君外四名提出)

第一讀會

第四十九私生子ノ名稱ニ關スル法律案(一松定吉君外六名提出)

第一讀會

第五十負債整理組合法案(土井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十一產業組合法中改正法律案(土井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十二農工銀行法中改正法律案(王井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十三日本勵業銀行法中改正法律案(王井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十四北海道拓殖銀行法中改正法律案(王井權大君提出)

第一讀會

第五十五米穀需給法案(王井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十六米穀需給特別會計法案(王井權大君外三名提出)

第一讀會

第五十七計理士法中改正法律案(定塚門次郎君外二名提出)

第一讀會

第五十八無盡業法中改正法律案(松井田一君外二名提出)

第一讀會

第五十九古物商取締法中改正法律案(松定吉君外三名提出)

第一讀會

第六十身元保證ニ關スル法律案(一松定吉君外二名提出)

第一讀會

第六十一辦理土法中改正法律案(名川侃市君外四名提出)

第一讀會

第六十二大日本帝國國旗法案(石原善三郎君提出)

第一讀會

第六十三大正十五年法律第五十二號中改正法律案(土地區劃整理二件)

第一讀會

第六十四震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第六十五震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第六十六震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第六十七震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第六十八震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第六十九震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十一震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十二震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十三震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十四震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十五震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十六震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十七震災ニ因ル土地區劃整理二件

第一讀會

第七十八明治三十一年三月三十一日
第三種郵便物認可

第六十五 鑄業法中改正法律案（大里廣次郎君外三十七名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

セマス

第六十六 鑄業法中改正法律案（坂井大輔君外二名提出）

第一讀會ノ續（委員長報告）

セマス

○議長（藤澤幾之輔君） 諸般ノ報告ヲ致サ

（書記官朗讀）

一政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

（第一號）昭和六年度歲入歲出總豫算追加案

（以上三月三日提出）

（特第一號）昭和五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（特第二號）昭和六年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（追第一號）豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件

（以上三月五日提出）

（特第一號）昭和五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（以上三月五日提出）

（特第一號）昭和五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

（以上三月五日提出）

南洋諸島ニ於ケル邦人經營事業助成ニ關スル建議案

提出者

水島彦一郎君

永田 良吉君

坂本 一角君

武君

木下成太郎君

東 倍

板谷 順助君

佐々木平次郎君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐々木平次郎君

三井 德寶君

木下成太郎君

東 倍

武君

松實喜代太君

板谷 順助君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐藤 喜代太君

東條 貞君

正君

佐藤 與一君

增田 義一君

佐藤 與一君

増田 義一君

佐藤 與一君

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一去三日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

農林書記官 村上龍太郎

荷見 安

井野 碩哉

同

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案

提出者

木下成太郎君

東 倍

武君

松實喜代太君

板谷 順助君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐々木平次郎君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐藤 喜代太君

東條 貞君

正君

佐藤 與一君

增田 義一君

佐藤 與一君

第五十九回帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付

一去三日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出

北海道國立公園設定ニ關スル建議案

提出者

木下成太郎君

東 倍

武君

松實喜代太君

板谷 順助君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐藤 喜代太君

東條 貞君

正君

佐藤 與一君

增田 義一君

佐藤 與一君

一去三日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第五部選出

決算委員 守屋 榮夫君（中谷貞賴君補闕）

提出者

木下成太郎君

東 倍

武君

松實喜代太君

板谷 順助君

三井 德寶君

木下成太郎君

佐藤 喜代太君

東條 貞君

正君

佐藤 與一君

增田 義一君

佐藤 與一君

一去三日辯護士法中改正法律案（北浦圭太郎君外三名提出）外二件委員

第一部選出

辯護士 石橋 茂君（理事谷原公君昨一日委員辭任ニ付其ノ補闕）

提出者

木下成太郎君

東 倍

武君

松實喜代太君

板谷 順助君

三井 德寶君

木下成太郎君

簡易生命保険法中改正法律案(政府提出)

委員

辭任村田虎之助君 補闕上田 孝吉君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任松尾四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任中島 守利君 補闕本田 義成君

重要產業ノ統制ニ關スル法律案(政府提

出)委員

辭任松村 光三君 補闕堀切善兵衛君

一昨五日幣原内閣總理大臣臨時代理ヨリ左

ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

社会局長 大野綾一郎 同 石原雅二郎

第五十九回帝國議會内務省所管事務政府

委員被仰付

一昨四日當任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出

決算委員 當真 嗣合君(野澤卯市君)

一昨四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル當任

委員左ノ如シ

第三部選出

豫算委員 坂井 大輔君

第八部選出

豫算委員 宮脇 長吉君

一昨四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

外十名提出)委員

辭任北浦圭太郎君 補闕青木 亮貫君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任石崎 敏行君 補闕中谷 貞頼君

辭任中谷 貞頼君 補闕右崎 敏行君

抵當證券法案(政府提出)外九件委員

辭任機部 清吉君 補闕横川 重次君

辭任松尾 四郎君 補闕松田 正一君

辭任山田 又司君 補闕牧野 賤男君

公娼制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君)

外十名提出)委員

辭任久山 知之君 補闕高橋熊次郎君

米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員

辭任高橋壽太郎君 補闕村上 國吉君

國立公園法案(政府提出)委員

辭任崎山 武夫君 補闕林 七六君

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

ヤウニ調べ上タモノガナイカラ、其調査が出来上ルマデ、暫定的ニ率勢米價一本デヤ、テ行クノデアル、斯ウ云フ答辯ガアッタノデアリマス、即チ是ハホンノ僅カナ間ノ暫定期間ニ對シテ、一年若クハ二年ノ間ニハ完成スル見込デアル、併シ是ハ的確ニ何年何月何日ト云フヤウナ答辯ハ出來又ケレドモ、兎ニ角一二年ノ間ニハ十分完成スル見込ヲ持テ居ル、斯ウ云フ力強キ答辯ガアッタノデアリマス、米穀法ニ對スル質問應酬ノ大要ハ先ツ斯様ナモノデアリマス
更ニ米穀需給特別會計法改正案ニ對スル質問ハ、八千萬圓ヲ増加スルト云フ事柄ハ、是ハ渾ニ不都合デアル、現ニ米穀調査會ニ於テモ、是マデノ損失ハ一般會計ニ移シテ、之ヲ整理スベシト云フ答申ガアルニモ拘ラズ、何故斯様ナ姑息ナモノヲ出シタカト云フ質問ガアッタノデアリマス、ソレニ對シマシテ當局者ノ答辯ハ、先年田中内閣當時ニ二億圓デアッタ所ノ資金ヲ七千万圓増加シテ、二億七千万圓ト云フ改正案が提出サレタコトガアル、其際ニ吾方立憲民政黨ハ、其七千万圓ヲ増加スルコトハ、恰モ其當時特別會計ノ損失ヲ補填スル意味ニ於テ七千万圓ノ増加ニ賛成シタノデアル、此度此會計年度ノ終リ、即チ三月三十一日迄ノ計算ヲ致シマスルト、約一億五千万圓ノ缺損が出來ルノデアリマス、既ニ田中内閣當時ニ於テ七千万圓ノ缺損ヲ補填シテアリマスカラ、其不足額八千圓ヲ持テ行ケバ、丁度一億五千万圓ノ缺損ガ、ソレデ補ヒ得ラレルコトニナル、ソレ故ニ田中内閣當時ニ缺損補填ノ意味ニ於テ、七千万圓ノ増加ニ賛成シタノ同ジ理由下ニ、今度八千万圓ヲ増加致シタノデアル、尙ホ此一億五千万圓ノ損失ト云フモノヲ一般會計ニ移スト云フコトハ、固ヨリ本

筋デアリ、政府ハ全ク同感デアル、此本法ノ缺陷ハ此處ニアルノデアル、ソレ故ニ損ガ行ッタモノハ、一日モ速ニ一般會計ニ於テ之ヲ整理スルト云フコトガ當然ノ筋道デアル、併ナガラ目下ノ財政事情ハ、之ヲ致スル云フコトガ頗ル困難ナ狀態ニ置カレテ居ルノデアル、ソレ故ニムヲ得ズシテ急應的手段ニ出デ、八千万圓ヲ增加シタノデアル、是ハ一日モ速ニ一般會計ニ移シテ整理スルト云フコトノ誠意ハ何處マデモアルカラ、將來極力其點ニ向シテ努力ル、斯ウ云フ答辯デアッタノデアリマス、而シテ質問應酬ガ終了致シマシテ、兩案ヲ一括シテ可否ヲ諮フコトニナッタノデアリマス、所ガ民政黨ノ關矢孫一君ヨリ米穀法ニ付テ一ツノ希望條項ノ發議ヲ致サレタノデアリマス、其希望條項ヲ此處デ朗讀致シマス

計費ニ關スル資料ノ整備スル迄ノ暫定方
法トシテ已ムヲ得サルモノト認ムルモ政
府ハ米穀生産費及家計費ノ調査ヲ一日モ
速ニ完了シ之ヲ基準價格ノ決定ニ用ウル
ト共ニ内地ニ於ケル米穀生産保護ノ極メ
テ緊切ナル事實ニ鑑ミ最低基準價格ハ力
メテ米穀生産費ニ近カラシムル様最善ノ
考慮ヲ拂ハムコトヲ望ム
斯ウ云フ附帶條項ノ提議ガアッタノデア
リマス、又政友會ノ胎中楠右衛門君カラハ、
此場合贊否ノ意見ヲ保留シテ本會ニ於テ意
見ヲ發表スルト云フ、斯ウ云フコトニナリ
マシカ、他ニ何等ノ御發議モアリマセヌデ
シタカラ、兩案ヲ採決致シマシタ、但シ關
矢君ノ希望條項ヲ米穀法ニ附帶致シマシテ
フノゾアリマス、
此改正法ニ依リマスルト、米穀法ガ如何
ナル場合ニ出動スルカ、其發動ノ時期ヲ
基準價格ニ依テ決メルト云フノデアリ
マス、之ニ依テ見マスルト云フト、米
穀法ノ本來ノ使命デアリマスル所ノ數量
ノ調節、竝ニ價格ノ安定ト云フモノヲ、私
共ハ見出スコトガ出來ナイ、譬ヘテ申シ
マスルナラバ、恰モ此米穀法ト云フモノハ
傳家ノ寶刀デアリマスル、此寶刀デアルベ
キ所ノ米穀法ノ改正案ニ依テ見マスルト、
其傳家ノ寶刀ガ正宗デアッテモ宜シイ、又刃
コボレノ刀デアッテモ宜シイ、更ニ又鈍刀、
ナマクラデアッテモ宜シイト云フノガ、此法
案ノ中ニ現レテ居ル、唯其ナマクラデアッテ

採決致シマシタ所ガ、多數ヲ以テ兩案共政
府ノ原案ヲ可決致シタノデゴザイマス、此
段御報告致シマス（拍手）
○議長（藤澤幾之輔君） 質疑ガアリマセヌ
カラ直チニ討論ニ入りマス——胎中楠右衛
門君

○胎中楠右衛門君 只今委員長ヨリ報告致
サレマシタル二案ノ中、米穀需給調節特別
會計法中改正法律案デアリマスル、八千万
圓増額ノ案ニ對シテハ吾々ハ賛成ヲ致シマ
ス(拍手)併ナラガ米穀法中改正法律案ニ對
シテハ反対ヲ表明スル者デアリマス、元來
我國ノ米穀ノ問題ハ頗ル重大デアリマスル
ト同時ニ、極メテ困難ナ問題テアリマス、
此故ニ歷代ノ内閣ハ屢々此問題ノ解決ニ對
シテ憂慮サレテ居ルノデアリマス、又吾々
ト致シマシテモ、常ニ此米穀問題ノ解決ニ
苦慮、盡力致シマシテ、今議會ニ於キマシ
テモ、私共同志ハ此米穀問題解決ノ爲ニ、
米穀需給法案ヲ今提出致シテアルノデアリ
マス、是モ繼テ諸君ノ御審議ヲ得ルコト、
思フノデアリマスルガ、此場合ニ於テ私ハ
單ニ今回政府ガ出サレマシタル、此米穀法
改正法律ニ付テノ論議ヲ進メテ見タイト思
フノデアリマス、

ガアル、第一ハ家計費、第二ハ生産費、之ニ今回殆下國民ノ總テニ諒解セシムルコトノ困難ナル、十數回ニ瓦タテ吾々ガ委員トシテ審議致シマシタケレドモ、今尙ホ諒解シ得ザル所ノ、ムヅカシイ高等數學ニ依ル率勢米價ナルモノヲ持チ來テ、此三者ヲ相對照セシメテ、茲ニ米價ノ基準ヲ決メヨウトスルノデアリマス、私ハ是ニテ此米價基準ヲ定メヨウト致シマスル此三要素ニ村テ、是ヨリ極メテ簡單ニ解剖致シテ見タイト思フ、本日ハ出來ルダケ議事ノ進行ヲ圖リタイト云フ申モアルト云フコトデアリマスカラ、成ベク時間ヲ取リマセヌ意味ニ於テ、私ガ茲ニ申述ベタイト想ヒマス、數字等ニ付テモ極メテ簡略ニ致スノデアリマスルガ

ニ於テハ杜撰極モノデアツテ、諸君ノ參
考資料トシテ出スコトハ出來ナイ、唯斯ウ
云フ調モアルト云フダケノ價値モノデア
ルト承知シテ貰ヒタゞ、斯ゞ云フコトデア
リマスルカラ、私共ハ此農林省ヨリ得マジ
タル所ノ生産費ノ數字ニ對シテハ、其杜撰
怠慢ハ私共ハ責メ得ラレルト思フ(拍手)而
シテ此表ニ依リマスト、大正十一年ヨリ昭
和四年ニ至ル間ノ米ノ生産費ノ調ノ表ガ出
テ居リマス、之ニ依リマスト云フト、昭和
四年ノ米ノ生産費ガ、平均致シマシテ一石
二十九圓六十二錢トナツテ居ル、無論大正十
一年ヨリ調ベラレタル數ヲ申上ダタイノデ
アリマスガ議事ノ進行上之ヲ省略致シテ、
昭和四年ノミヲ申上ゲタノデアリマス
ソコデ其後ノ調ガアル筈デアラウト云フ
ノデ、更ニ昭和五年ノ生産費ノ調ヲ戴イタ、
之ニ依テ見マスルト、昭和五年ノ米ノ生産
費ガ二十一圓三十五錢トナツテ居ル、昭和四
年ノ米ノ生産費ハ二十九圓六十二錢、昭和
五年ノ米ノ生産費ガ二十一圓三十五錢ト云
フノデアリマスカラシテ、相當値段ノ喰違フコ
年ニ瓦ル間ノ生産費ノ調ガ、八圓二十七錢
ト云フ相違ガアルト云フコトハ、此處ニハッ
キリシテ居ル、米ノ値段ハ時々或ハ上リ、
或ハ下リ致シマシテ、相當値段ノ喰違フコ
トハ、是ハ聞キアルコトデアリマス、併ナ
ガラ生産費ノ調ニハ、昭和四年ノ生産費ノ
調ト、昭和五年ノ生産費ノ調ニ於テ、八圓
二十七錢ノ相違ガアルト云フコトハ、實ニ
私共ハ不可解デアル、ソコデ私共ハ農林當
局ニ此意味ヲ以テ御伺致シマスルト、農林當
局ガ言ヒマスルノニハ、昭和四年度迄ノ
生産費ノ調ハ、是ハ單ニ聽取調デアル、然
ルニ昭和五年ノ調ハ、全國十三縣ノ中力
ラ、二十六戸ノ農家ヲ調べ上げタモノデアッ
テ、昭和五年ノ方ガ稍、正確ニ近イモノデ

アルト云フ御話デアタ、併ナガラ是トテモ
政府當局ニ於キマシテ、此生產費ノ調ト云
云フモノニハ、責任ヲ持タナイト云フコト
ヲハシキリ申シテ居ルノデアリマス、之ニ依
リマスル政府當局ニ於テハ、責任ヲ持チ
得ナイ米ノ生產費ノ調ヲ二通吾々ニ示シタ
ノミデアル、是ニ於テ吾々ハ此法律改正案
ヲ審議スルニ當リマシテ、非常ナル蹉跎ヲ
來シタ、然ルニ偶、帝國農會ノ生產費ノ調ト
云フモノガ吾々ノ手ニ入シタ、之ニ依シテ見
マスルト、是モ省略致シマシテ、昭和二年ノ
是ハ大正十一年ヨリ昭和二年ニ至ル六年間
ノ米ノ生產費ヲ、帝國農會カ調ベタモノデアリ
マス、之ニ依シテ見マスルト、昭和二年ノ
生產費ノ計數ガ、二十七圓十四錢トナシテ
居ル、更ニ私共カ引續イテ帝國農會ヨリ得
マシタル材料ニ依リマスルト、帝國農會ガ
昭和五年ニ、此米ノ生產費ヲ調ベマシタル
表ト云フモノガ手ニ入シタ、此表ニ依シテ見
マスルト、平均致シマシテ米ノ生產費ガ二
十六圓四十錢、而モ此帝國農會ノ調ハ、農
林省デ調べタガ如ク聽取調査デモナシ、又
僅ニ二十六戸ノ農家ニ就て調べタ云フ、
ソソナ不確實ナモノデハナイノデアリマス、
帝國農會ノ此昭和五年ノ生產費ノ調ハ、全
國四十六府縣ニ瓦リ、而モ七百七十一戸ノ
農家ニ就て調べタル所ノ生產費ノ調デアリ
マス、此生產費ノ調ニ依リマスルト、昭和
五年ハ一石ノ生產費ガ二十六圓四十錢ト云
フコトガ、茲ニ明カニナシタノデアリマス、
然ルニ茲ニ奇怪ナルコトハ、此帝國農會ノ
生產費ノ調査ガ世ノ中ニ出マスルヤ、而シ
テ吾々ノ手ニ入りマスルヤ、各方面ニ於
テ相當ノ議論ガ起シタヤウデアル、私ハ是ガ
敢テ政府當局カラ出タト云フコトハ申シマ
セヌガ、此帝國農會ノ生產費ノ調ト云フモ
ノガ、極メテ杜撰不確實ナルモノデアルカ
ノ如キ説ガ傳ハタ、是ニ於テ帝國農會ニ於
キマシテハ、其幹事デアリマスル岡田溫君
ガ、此重大ナル米ノ問題、而モ此米ノ生產

費ノ問題ニ付テ、帝國農會が調べタル所ノ生産費ノ調査ニ付テ、丁度此法律ノ改正案ノ審議サレテ居リマスル時ニ、此事ニ依テ誤解ヲ生ズルト云フコトハ、是ハ重大ナ問題デアルト致シマシテ、茲ニ帝國農會ノ名ヲ以テ聲明書ガ發セラレテ居ル、是モ一々讀メバ長イカラ略シマスルガ、要スルニ農林省ノ昭和五年ノ生産費ノ調査、帝國農會ノ昭和五年ノ生産費ノ調査ノ相違セル所以ト、而シテ帝國農會ノ調査ノ基礎ノ相當確實ナリト云フコトガ、茲ニ明記サレテアルノデアリマス、斯様ニ致シマスルト、政府デハ未ダ生産費ノ調査ガ出來テ居ラヌガ、偶帝國農會ノ調査ニ依テ、吾々ハ相當程度マデ信ズル所ノ根據ヲ得タノデアル、然ルニ之ヲ一面政府ガ今回出シテ居マスル率勢米價ニ依ル昭和六年度ノ米ノ價ヲ見マスルト、是ガ昭和六年度ニ於テハ一石二十二圓八十五錢デ、此上下二割ヲ割リマシタ時ニ、初メテ是ガ高クナレバ賣リニ出ル、安クナレバ買ヒニ出ル、之ヲ明確ニ申シマスルナラバ、率勢米價ニ依テ政府ガ算出サレマシタル一石二十二圓八十五錢、是ヨリ更ニ二割下ニ安タナックタ致シマスルト、米ガ十八圓二十五錢ヨリ下ラナケレバ、米穀法ノ出動ヲセヌト云フコトニナリマスト、一面米ノ生産費トシテ帝國農會ニ依テ調べタル一石二十六圓四十錢ヲ、政府ガ算出シテ提案致シテ居リマスル所ノ、率勢米價ニ依ル米ノ價ト對照致シマシタナラバ、單リ其率勢米價ノ二割以下ニ割レタル場合——下タ場合デハナイ、其率勢米價ニ依テ出テ居ル所ノ二十二圓八十五錢モ、尙ホ農家ノ生産費ヲ償ヒ得ザルコトガ、茲ニ明瞭ニナツテ居ル（拍手）併ナガラ私共ハ此生産費ニ關スル檢討ヲ致シテ此處ニ達シタノデアル、政府提出シテ、サウシテ此六万五千圓ガ追加豫算デ手に入ルト、直チニ此金ハ統計局ニ渡

シ、統計局ニ委託致シマシテ、本年九月ヨリ來年ノ八月マデノ家計費ノ調べラシテ貰フ、一年十二万圓ノ豫算ヲ取テ、サウシテ生産費ノ調べヲスル、ソレガ本年四月ヨリ十一月マデノ間ニ、本年ノ生産費ヲ調べル、サウ云フコトニシテ出來ルダケ生産費ヲ早ク調べ得ラレルヤウニ致シタイ、但シ此的確ナ生産費ヲ調べ得ラレルコトガ、果シテ何時デアルカト云アコトガ明言出來ナイ、アリマスカラシテ、生産費ノ検討ニ付テハ、二年掛ルカ、三年掛ルカ、或ハ又十年掛ルカ、ソレハ分ラナイガ、成ベク一二三年ノ中ニ調べ上ゲタイ、斯ウ云フ話デアル、アリマスカラシテ、率勢米價ノ要素ニ依テヤル、但シ以上申述マシタ通り、家計費竝ニ生産費ニ付テハ未ダ其調べガ出来ナイカラ、暫定的ニ附則トシテ、今ハ率勢米價ノミニ依テ此法律改正ヲ致シタイ、斯ウ云フノデアリマス、デアリマスカラシテ最後ニ殘フタ率勢米價ト云フモノハ、最モ重大ナル意義アリツト云フコトハ明瞭デアリマス、私ハ此處ニ於テ委員長ノ報告ヲ拜聴シテ居リマシタ時ニ、委員長ガ此率勢米價ニ付テ、何モ一言モ御話ニナラナカッタ、他ノ事ニ付テハ、或程度マデ御報告ハアリマシタガ、率勢米價ニ付テハ西村委員長ハ一言モ觸レナカッタ、私ハ尤ダト思フ、實ハ分ラナカッタ、率勢米價ト云フノガ分ラナイ、嚴密ニ言ハベ吾々未ダ此率勢米價ト云フノガ本當ニ腹ニ入ツテ居ナイ、唯政府ノ言フ所ニ依ルト、率勢米價トハ、米價率ノ趨勢値ヲ見出シタル米ノ値段ヲ總稱シテ率勢米價ト云フ、サウシテ米價率トハ、一般物價指數ト對照シテ、サウシテ長イ年月ノ間ニ米ノ値段ヲ見出スノデアル、然ラバ趨勢値トハ何ゾヤト言ハベ、米ハ一上一下シテ高カッタリ安カッタリスル、其米ヲ明治三十七年カラ昭和六年ノ今日マデ之ヲ平均シ、サウシテ押

シ均シテ采ノ値段ガ、他ノ一般物價指數ト、
モ分ラナイ、高等數學デ申シマスル最小自
乗法ニ依テ直線ニ行クト、米ノ趨勢値ト云
フモノハ段々上^シテ行ク、段々上^シテ他ノ物
價指數ヨリハ一割九分三厘上^シテ居ルカラ
シテ、此趨勢デ行ケバ茲ニ米ノ値段ヲ決メ
テ宜イト、斯ウ斷定——認定スル所ニ依^シ
テ、此米價率ヲ生シタノデアル、所ガ
是ハ分ラナイ、私共ハ政府當局ニ向^シテ聞イ
タ、農林大臣モ御分リニナラナイ、石黒局
長モ他ノ政府委員ノ方モ、誰モ説明ハ出來
ナイ、ソコデ何人カ農林當局ニ於テモ此立
案ヲスル以上ハ、此率勢米價ニ就テ、吾々
ニ對スル十分ナル説明ヲ爲シ得ル方ガアル
ニ違ヒナイ、誰カアルカ、斯ウ御伺致シマ
スルト、實ハ農林省ニ新井技師ト云フノガ
一人居ル、是ガ能ク分^シテ居ルケレドモ、ゾ
レガ今病氣デ出ラヌノデ説明ガ出來ヌ、
ソコデ私共ハ更ニ誰カ分ル人ガアルデセ
ウ、分ル人ヲ拉シ來^シテ、吾々ニ能ク説明シ
テ貰ヒタイ、ソコデ政府當局デハ、農事試
驗場長デアリマスル所ニ安藤博士ヲ拉シ
來^シテ、吾々ノ説明ノ任ニ當^テ吳レタ、所
ガドウシテモ分ラヌ(拍手)ソコデ私共ハ斯
テ貰ヒタイ、一體直線ニ最小自乗法
デヤレバ、是ガ正シイト仰シヤリマスガ、
其外ニ何カ數學上ノ方法ハアリマセヌカ、
ソレハナイコトハアリマセヌ、アリマスケ
レドモ、要スルニ是ハ數學上ノ根據ハアリ
マセヌ、所謂過去ニア^シタスノ如キモノヲ算
出致シマス、併ナガラ是ハ數學上ノ根據ハア
リマセヌト云フ話デス、實ハ私共ニ數學上
ノ知識ガアリマシタナラバ、此時ニ私共ハ
定シマス、併ナガラ是ハ數學上ノ根據ハア
見出スヌニ、他ニモ色々方法ハアリマスル
ケレドモ、此最小自乗法ニ依^シテ直線デ出ス
ト云フコトガ一番宜イト、斯様ニ私共ハ認
定シマス、併ナガラ是ハ數學上ノ根據ハア
クコトガ出來タノデアリマスルガ、如何ニ

セシ一人トシテ言フ者ハナイ、獨リ私共政
友會ノ委員ノミデハナイ、民政黨ノ委員諸
君ニモ此知識ガナカタ、デアリマスカラシ
テ到頭其席デハ分ラズジマヒ、其後此審議
ヲ進メマスルト、ドウシテモ比率勢米價ト
云フモノハ中心デアル、最モ重大デアリマ
スカラシテ、ドウシテモ此處ニ流レテ落
著イテ來ル、他ノ方ノ質問ヲ致シテ居テ
モ、結局ハ此率勢米價ニ落著ク、右ノ方カ
ラ質問ヲシテ究メテ來マシテモ、結局ハ此
率勢米價ニ落著ク、ソコデドウシテモ此率
勢米價ガ分ラヌカラ、是ハ委員會ノ速記デ
明瞭ニナッテ居リマスルガ、私ハ說ヲ出シ
タ、實ハ今日ノ時代ニ於テハ法律ハ民衆化
サレンケレバナラヌ問題ダ、然ルニ斯ノ如
キ重大ナル法案ヲ作ルニ、斯ノ如キムヅカ
シイモノヲ以テ來ラレテハ迷惑ダ、無論此
問題ニ付テハ、國民全體ニ之ヲ理解セシメ
ナケレバナラヌ、先づ吾々委員自ラガ知
ラナケレバナラヌケレドモ、私共ニハ分ラ
ナイ、政府當局デモ、或ハ政友會、民政黨
ト云ハズ、委員ノ諸君ノ中デ是ガ御分リニ
ナツテ居ル方ガアルナラバ、ドウカ御説明ヲ
願ヒタイ、教ヘテ戴キタイ、斯様ニマデ私ガ
申上ゲタ、然ルニ何人モ之ニ答ヘル人ハナ
カタ（拍手）斯ウ云フ風ニシテ更ニ詰ガ段
段進ンデ參リマスルトキニ、偶、政友會ノ委
員ノ一人ガ更代ニナッタ、此處デ松山常次郎
君ガヒヨト入ッテ來タ（拍手）松山常次郎君ハ
此以前ノ詰ト云フモノハ何モ知テ居ラナカ
シタ、松山君ノ曰ク、私ハ數學ノ素養ハ相
當持テ居ル積リテス、デアリマスルカラシ
テ、アナタノヤウナ分ラナイコトヲ言フノ
ル山田君ノ發言ニ對シテ、松山君ガロヲ出
デハイカヌガ、分ッタ人ガアルナラバ、モウ
一度此處ニ連レテ來テ吳レヌカ、サウシテ
其人ト質問應答ヲシテ、出來ルダケ分ルヤ
ウニシタイ、斯ウ云フ要求ガ松山君カラア

リマシタノデ、ソレデハト云フノデ、更ニ
日ヲ改メテ安藤博士ヲ再ビ拉シ來ヅテ、松山
君トノ間ニ質問應答ガアツタガ、此場合ニ松
山君ガ安藤博士ニ要求シタ、安藤博士ハ率
勢米價ヲ以テ一一米價ノ趨勢値ヲ見出スノ
ニ最小ニ乗法ガ一番宜イト言ハレルガ、併
シ他ノ方法モアラウ、安藤君曰ク、アリマ
ス、第一「バラボラ」式方法ト云フノガアル、
此處デ松山君ガ、此「バラボラ」式ト云フ方
法ガアルナラバ、是デ一ツ算出シテ貰ヒタ
イ、サウシテ是ト比較對照シテ見レバ、凡
ソノ見當ガ付カウト云フ、此要求デ政府モ
遂ニ之ヲ作ルコトニナツタ、サウシテ日ヲ經
テ安藤博士ガ之ヲ作テ來マシタノデ、所謂
直線式ト「バラボラ」式ノ比較對照ヲ致シタ
ノデアリマス、明治三十七年ヨリ昭和六年、
マデ茲ニ計數ガ出テ來タ、之ニ依テ見マス
ト「バラボラ」式ニ依レバ、明治三十八年、
三十九年、四十年、四十三年、四十四年、
大正六年、七年、八年、十一年、明治三
十七年ヨリ昭和六年マデ二十八箇年ア
ル、此中以上ノ九箇年間ガ「バラボラ」式デ
計算致シマスト、直線式ヨリハ米ノ値段ガ
安クナツテ、生産者ノ損デアリマス、併ナガ
ラ残十九箇年ハ「バラボラ」式ニ依ル方
ガ、直線式ヨリハ生産者ニ非常ニ利益デア
リマス、而モ茲ニ最モ明瞭ナモノハ、昭和六
年ニ於テ直線式ト「バラボラ」式ノ比較ヲシ
テ見マスト、昭和六年ニ政府ガ今案出シテ
居リマス米價、即チ率勢米價ニ依リマス米
價ハ、二十二圓八十五錢ト云フノガ中值デ
アリマス、此中值ト「バラボラ」式ニ依ル
中值トヲ比較致シマスト「バラボラ」式ニ
マス、更ニ之ヲ最高ノ場合ニ比較致シマス
レバ、二圓十七錢ト云フモノハ生産者ノ利
益ニナル、而シテ最低ノ場合、即チ率
勢米價二割下ニ依ル十八圓二十八錢ト

ハラボラ式ニ依ル十九圓七十四錢、此差額一圓四十六錢ト云フモノハ、生産者ノ利益ニナルノデアリマス、以上ノ數字並ニ私ガ引用致シマシタ是等ノ書類ハ、議長ノ御許シヲ得マシテ速記ニ載セテ戴クコトニ致シマス、斯ノ如クシテ見マスル時ニ「バラボラ」式又ハ直線式其何レガ正シキカ、何レガ正シカラザルカト云フコトハ、私共ニハ分リマセヌ、併ナガラ今數字ヲ以テ示シマシタ通り、政府ガ案出致シマシタ直線式ニ據ルヨリモ、寧口松山君ガ指摘致シマシタ「バラボラ」式ニ據ル方ガ、吾々ノ常識ヲ以テ申ルト云フコトヲ、私ハ茲ニ申上ゲルノデアリマス（拍手）斯様ニ致シマシテ、此率勢米價ト云フモノハ遂ニ私共ニ分ラナイ、當時是レ以上論議ヲ進メヤウトシタノデアリマス、何レガ正シキカ、何レガ正シカラザルカ、或ハ又はレ以上ノ他ニ方法ガアルヤ否ヤニ付テモ、安藤博士ト松山氏トノ間ニ相當應答ガアリマシタガ、唯茲ニ遺憾ナ點ハ、シマフマデニハ、議會ガ終ツタ後デナケレバ若シ之ヲ數學専門家ガ寄テ論議ヲ致シテ居リマスト、此會期ノ間ニハ此問題ハ解決シナイ、米穀法ノ運命ハ、ソレガ解決シテシマフマデニハ、議會ガ終ツタ後デナケレバ解決ガ出來ヌト云フコトデアリマスカラ、遂ニ此問題ハ其程度デ終ツテ居ル、此程度ニ終ツテ居ルコトニ依テ見マスレバ、此率勢米價、殊ニ政府ガ算出シタ此數字ニ依テ法律ヲ作ルノダ、之ニ依テ米ノ値段ノ標準ヲ決メルノダ、サウンテ之ニ依テ或ハ米ヲ買ヒ、或ハ米ヲ賣ルヤウニスル、斯ウ云フ風ナ唯一ノ寶刀ノ抜クベキ時ヲ決メルト致シマシタナラバ、是ハ國民全體、殊ニ國民ノ半數以上ヲ占メテ居リマスル所ノ農家、即チ米ノ生産者ト云フモノハ、斯ノ如キ不確實不徹底ナル法律ニ依テ、彼等ヲ束縛スルト云フコトハ、實ニ重大ナ問題デナケレバナラヌ（拍手）

價格ヲ定ムル所ノ要素ニアリマスニツト云
フモノハ、極メテ明瞭ニナツタ譯デアリマ
ス、何處ニ根據ガアリマスカ、何處ニ根柢
ガアリマスカ、此根柢ノナイ要素ナルモノ
ヲ以テ、無理ニ此法律ノ改正ヲシヨウト云
フコトガ、吾々常識ヲ以テ判断スルコトハ
出來ナイ、私ハ此場合ニ一ツ申上ゲタイ、
先程委員長ヨリ御報告モアリマシタガ、此
委員會ガ終リマス時ニ、民政黨ヨリ附帶決
議ガ出テ居ル、是ハ私ハ多ク讀ミマセヌ、
委員長ガ先程讀ミマシタカラ讀ミマセヌ
ガ、併シ此附帶決議ヲ靜ニ能ク讀ミマスレ
バ、二ツノ意味ガ此間ニ現ハレテ居ル、先
づ第一ハ何デアルカト言ヒマスト、私ガ先
ニモ申シマシタ通り、政府ハ生計費竝ニ生
産費ノ調べヲ急イデヤルト云フノデ、追加
豫算ニ都合十八万五千圓取フテ、其中六万五
千圓ハ家計費ノ調ニ、後ノ十二万圓ハ生産
費フ調ニ充テラレタ、而モ家計費ノ調ハ本
年九月カラ來年ノ八月マデニ、サウンチ生
産費ノ方ハ四月カラ十一月マデニ急イデス
ルト云フノニモ拘ラズ、此附帶決議デ見マス
ト、家計費、生産費ノ調査ヲ早クシテ、之
ヲ以テ米價ノ基準ヲ定メルヤウニシテ貰ヒ
タイ、斯ウ云フコトデアル、本來カラ言ヘ
バ是ハ必要ナイ、政府ガ以上申シマスル通
リ非常ニ取急イデヤッテ居ルケレドモ、茲ニ
此附帶決議ニ之ヲ強ヒテ現ハシタル所以ノ
モノハ、民政黨ノ諸君自ラモ、此率勢米價
ト云フモノガ極メテ不確實不安心デアルガ
爲ニ、急イデ生産費、家計費ノ調べヲシテ
吳レロト云フコトガ之ニ現ハレテ居ル(拍
手)四モ亦此附帶決議ノ後半ヲ見マスルト、
頗ル私ハ不思議ニ思フ、内地ニ於ケル米穀
生産者保護ノ極メテ緊切ナル事實ニ鑑ミ、
最低基準價格ハ努メテ米穀生産費ニ近カラ
シムルヤウ最善ノ考慮ヲ拂ハレンコトヲ望
ム、一體私共ニハ分ラヌ、分カラヌガ、政
府ノ説明スル所ニ依レバ、率勢米價ト云フ
モノハ一一定ノ基準ヲ以テ直線的ニズット進

ンデ居ルモノデアル、此基準ヲ云フモノハ
上ゲタリ下ゲタリスルコトハ出來ヌ、此一
定ノ基準ヲ以テ進ンデ居リマス所ノ所謂趨
勢値、米價率、是ガ高イ時ト安イ時ニ上下
合ニ、生産費ニ近イヤウニシテ吳レロトス
ウ云フ、サウスルト其場合ニハ此率勢米價
ヲ下ゲルノデアルカ、上ゲルノデアルカ、
要スルニ是ハ洵ニ私ハ好マヌコトデアリマ
スケレドモ斷言致シマス、民政黨ノ諸君ガ
今尙ホ此率勢米價ト云フモノガ分ニテ居ラ
ヌト云フコトヲ、茲ニ證明シテ居ルノデア
ル(拍手)其一定ノ方式ニ依テ直線的ニ保
テ居リマス此率勢米價ヲ、ドウシテ上ゲタ
リ下ゲタリスルコトガ出來ルカ、此點ニ付
キマシテハ私ヨリ後デ民政黨ヨリ出ラレル
所ノ討論者ニ依テ、十分ニ御説明ヲ私ハ
願テ置キタイ

更ニ又私ガ最モ怪訝ニ堪ヘマセヌノバ、
政府ハ斯ノ如キ不確實ナル基礎ニ於テハ強
テ米穀法ノ改正ヲシヨウトセズ、寧ロ吾々
ハ田中内閣ノ五十六議會ニ於テ、七千万圓
ノ金ヲ増スコトニ賛成ハシタガ、其後吾々
ガ内閣ヲ取フテ米穀法ヲ運用シテ來テ、段々
金ガ無クナツタ、茲ニ又八千万圓程ノ金ガナ
ケレバ米穀法ノ運用ガ出來ナイカラシテ、
ドウカ此八千万圓増額ハ五十六議會ニ於テ
ト同様ナ意味ニ於テ賛成シテ吳レロ、斯ウ
云フノガ私ハ本筋ダト思フ、是ハ委員長モ
サウ云フヤウニ報告サレテ居ル、然ルニ之
ヲ斯ノ如キ不確實ナモノ、若シ之ヲ一度誤
テ法律ニシタ結果ハ、日本全國ノ農民ニ多
大ナル不利益ヲ與ヘルト云フ結果ヲ生ズル
デアッテモ宜シイ、盲目的デアッテモ宜シイ、
自分ガ選舉シタ所ノ衆議院議員ガ、吾々農
民ノ爲ニ、必ズ吾々ノ幸福ノ爲ニ、吾々ノ
不利益ハ圖フテ吳レヌト、斯様ナ全幅ノ信賴
(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君)

田中養達君

〔田中養達君登壇〕

○田中養達君 私ハ委員長ノ報告ニ賛成ス
ル者デアリマス、大體本案ハ非常ナル重要
ナル性質ヲ持テ居リマス、隨テ私ハ眞面目
ニ論議シテ見タ伊思ヒマス、本案ノ運用
ノ結果ハ申スマデモナク米價ニ直接影響シ
マス、隨テ是ガ生産者デアル農家ノ生活ニ
直接ニ關係シテ居ル問題デアリマス、若シ
又米價ガ恐シク暴騰スルト云フヤウナ結果
ニナリマスルト、消費者トシテノ多數ノ國
民ニモ亦直接ノ影響ガアリマス、隨テ私ハ

本案ハ苟モ國民ノ生活ニ直接關係ノアル重要ナル法案ナリトスウ考ヘテ、特ニ慎重ニ論議シテ見タイト考ヘルノデアリマス、今回改正サレマシタ此骨子ハ何カト申シマスト、只今胎中君ガ申サレマシタヤウニ、本案ノ出動ノ基準ヲ決メタイ、即チ率勢米價上ガアリマス、此中ノ多クノ買上ハ、本案ノ根本精神ニ反シタ買上ガ事實ニ於テアル（拍手）ホンノ一例ヲ申シテ見マシテモ、昭和二十年カラ今日マテ十箇年ノ間ニ數回ノ買上ガアリマス、此中ノ多クノ買上ハ、本案ノ根本精神ニ反シタ買上ガ事實ニ於テアル（拍手）ホンノ一例ヲ申シテ見マシテモ、昭和二十年ノ九月ノ十三日ニ、時ノ田中内閣山本農林大臣ハ百万石ノ米ヲ買上ゲテ居ルデハナイカ、其時ニ買上價額ハ幾ラカト申シマスト、三十七圓八十錢二厘デアル、私ハ此處ニ御互ガ考ヘタイガ、大體九月ニ農家ニ米ガアルデアラウカ、九月ト申セバ申スマデモナク生産者ト稱スル百姓ノ多クノ人ニハモウ米ガナイ、若シ九月ニ米ガアリト假定スルナラバ、大地主カ或ハ米商以外ニハナインデアリマス（拍手）而モ三十七圓八十錢ト云フ高價デ事實ニ於テ買上ガ居ル、是ハ全體何ノ必要ガアッタノデアラウカ、私ハ九月ノ十三日ニハモウ農家ニ米ハナイ此高イ米ヲ買上ガタラ、全體其結果ハドウナルカ……

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 此問題ダケハ政黨ヲ離レテ、國民ノ皆ノ生活ニ關係スル重大問題デアリマスカラ、私ハ眞面目ニ考ヘタイ、テ、大體本案ハ大正十年ニ出來マシテ、大正十年カラ今日マテ十箇年ノ間ニ數回ノ買上ガアリマス、此中ノ多クノ買上ハ、本案ノ根本精神ニ反シタ買上ガ事實ニ於テアル（拍手）ホンノ一例ヲ申シテ見マシテモ、昭和二十年カラ今日マテ十箇年ノ間ニ數回ノ買上ガアリマス、此中ノ多クノ買上ハ、本案ノ根本精神ニ反シタ買上ガ事實ニ於テアル（拍手）ホンノ一例ヲ申シテ見マシテモ、昭和二十年ノ九月ノ十三日ニ、時ノ田中内閣山本農林大臣ハ百万石ノ米ヲ買上ゲテ居ルデハナイカ、其時ニ買上價額ハ幾ラカト申シマスト、三十七圓八十錢二厘デアル、私ハ此處ニ御互ガ考ヘタイガ、大體九月ニ農家ニ米ガアルデアラウカ、九月ト申セバ申スマデモナク生産者ト稱スル百姓ノ多クノ人ニハモウ米ガナイ、若シ九月ニ米ガアリト假定スルナラバ、大地主カ或ハ米商以外ニハナインデアリマス（拍手）而モ三十七圓八十錢ト云フ高價デ事實ニ於テ買上ガ居ル、是ハ全體何ノ必要ガアッタノデアラウカ、私ハ九月ノ十三日ニハモウ農家ニ米ハナイ此高イ米ヲ買上ガタラ、全體其結果ハドウナルカ……

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 此買上ノ結果ハ申スマデモナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）是ガ爲ニ多數ノ國民ガヤハリ高イ米ヲ食シタデハナイカ、九月ノ十三日ト云ヘバ、今申シマスルヤウニシテ莫ナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）私ハ此問題ダケハ……

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 此買上ノ結果ハ申スマデモナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）是ガ爲ニ多數ノ國民ガヤハリ高イ米ヲ食シタデハナイカ、九月ノ十三日ト云ヘバ、今申シマスルヤウニシテ莫ナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）私ハ此問題ダケハ……

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 此買上ノ結果ハ申スマデモナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）是ガ爲ニ多數ノ國民ガヤハリ高イ米ヲ食シタデハナイカ、九月ノ十三日ト云ヘバ、今申シマスルヤウニシテ莫ナク、可哀相ナノ農村ノ九分マデノ小作階級ノ人等ニ高イ米ヲ食ハシタ結果ニナタデハナイカ（拍手）私ハ此問題ダケハ……

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） ソレダケデナシニ、全體政友會ノ諸君方今日ノ農村ノ窮乏ニ面シテ居ルノヲ救フニハ、地租及ビ營業稅委讓ニアルト言ハレタ

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 大石君、静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 大石君、静肅ニ願ヒマス
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 私ハ政友會諸君ニハッキリ聞キタイ、唯、一例デハアルガ、昭和二年九月十三日ニ米ノ買上ガ事實ニ於テ必要デアタカ、ナイカト云フコトハ、其當時ノ責任者デアル山本農林大臣ノ説明ヲ聽クノガ一番宜イデハナイカト思フ（拍手）米穀法ヲ持ヘタ根本ノ精神ニ遡テ少シク論議シテ見タイト思ヒマス

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 諸君、ソレニ何事ダ、モタルノ解禁ニ對シテ反對シタデハナイカ、私ハ言ヒタイ、金ノ解禁ノ準備トシテシタ此減俸案ニ對シテ反對シタ政友會ハ、少クトモ金ノ解禁ニ對シテ論ズル資格ノナイモノダト云フコトヲ申シテ宜イ

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） ソレダケデナシニ、全體政友會ノ諸君方今日ノ農村ノ窮乏ニ面シテ居ルノヲ救フニハ、地租及ビ營業稅委讓ニアルト言ハレタ

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 金解禁ノ結果貨幣價値ガ上ガルノダ、隨テ高級ナル官吏ノ減俸ニ利得スルカラ、之ヲ下ゲルノデハナイカ、今日ノ如ク減俸ニ對シテノ輿論ガアレバこそ之ヲ出シタノデハナイカ、政友會ノ諸君ニ聽キタイコトハ、今尙ホ此官吏ノ減俸ニ反對スル勇氣ガアルカドウカ（拍手）

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） ソレダケデナシニ、全體政友會ノ諸君方今日ノ農村ノ窮乏ニ面シテ居ルノヲ救フニハ、地租及ビ營業稅委讓ニアルト言ハレタ

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） 金解禁ノ準備トシテシタ此減俸案ニ對シテ反對シタ政友會ハ、少クトモ金ノ解禁ニ對シテ論ズル資格ノナイモノダト云フコトヲ申シテ宜イ

〔發言スル者多シ〕
○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス
○田中養達君（續） ソレダケデナシニ、全體政友會ノ諸君方今日ノ農村ノ窮乏ニ面シテ居ルノヲ救フニハ、地租及ビ營業稅委讓ニアルト言ハレタ

〔發言スル者多シ〕

ハナイカ、是ガ來年ノ四月（發言スル者多ク）

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

議場騒然）是等ノ法案ガ悉ク效力ヲ發生シ

○田中養達君（續） 此地租ト營業稅ノ委讓

○田中養達君（續） 之ニ引替ヘテ現内閣ノ

ハドウナツノカ、昭和二年九月ノ縣會ノ總

時ニハ、必ズ農村ノ中堅ノ諸君等ハ、此

選舉、昭和三年ノ二月ノ總選舉ニ於テ、諸

負擔ノ輕減ノ大キイコトニ驚キ、且ツ喜ブコ

君ガ口ヲ極メテ地租ト營業稅ヲ委讓シテヤ

トグラウト私ハ斯ウ信ジテ居リマス（拍手）

ルト言々タデハナイカ（拍手）此地租ト營業

政策ニ付テ少シク申シテ見タイ、今回ノ地

稅サヘ委讓スレバ、農民ハ必ズ救ハレント

努カシテ居ルノデハナイカ、政黨政治ノ確

言々タ……

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔眞面目ニヤレ〕ト呼ヒ其他發言スル

行詰シテ出來ナイト云フコトヲ、何故聲明シ

者多シ〕

ナイカ（拍手）諸君、是ハ獨リ反對黨ヲ責メ

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

ルノデハナイ、御互ニ政黨政治確立ノ爲ニ

ト言々タデハナイカ（拍手）此地租ト營業

ス、ソレニ……（議長問題外）ト呼ブ者ア

ルト言々タデハナイカ（拍手）此地租ト營業

リ）私ハ討論ヲ致シテ居ル

〔眞面目ニヤレ〕ト呼ヒ其他發言スル

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

者多シ〕

ル信用ノ程度如何ニ依テ是ガ定マルノデ

○田中養達君（續） 今日眞ニ政友會ガ農村

ス、ソレニ……（議長問題外）ト呼ブ者ア

ノ窮乏ノヲ蒙ヘルナラバ、過去ニ宣傳サレタ

リ）私ハ討論ヲ致シテ居ル

ヤウニ、地租ト營業稅ヲ委讓シテ、窮乏セ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ル農民ヲ救テヤルノダト何故言ハナイカ

ス、ソレニ……（議長問題外）ト呼ブ者ア

（拍手）過般東君ハ何ト仰シヤッタ、今日ノ農

リ）私ハ討論ヲ致シテ居ル

民ハ窮乏シテ居ル、是等ノ農民ハ何ヲ言ハ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ントシテ居ルカ、何ヲ求メント欲シテ居ル

ス、ソレニ……（議長問題外）ト呼ブ者ア

カヲ此演壇ヲ通ジテ言ヘト、斯ウ仰シヤッタ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

デハナイカ、私ハ政友會ノ方ニ眞面目ニ聽

ス、ソレニ……（議長問題外）ト呼ブ者ア

イテ貴ヒタイ、アノ窮乏シテ居ル農民ゴソ、

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

政府ト言ハズ與黨ト言ハズ、何レカラカ此

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

窮乏ノ救ノ手ノ來ルコトヲ待テ居ルト思

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

フ（拍手）ソレナラ政友會ノ方ガ本當ニ眞劍

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ニ過去ニ宣傳セラレタヤウニ、地租ト營業

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

稅ヲ委讓スレバ、農村ハ忽チニ救ハレルト

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

云フコトガ、本當ニ信念ノアル宣傳デアッタ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ナラバ、何故此際言ウテヤラナインダト、

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

私ハ斯ウ申スノダ（拍手）諸君、此問題ハ政

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

黨派ヲ離レテ考ヘタイ、大體地租、營業

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ズルノデハナイ、少クトモ政友會ガソレ程

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ニ大切ノ政策ガ行詰シテ出來ナカッタ云フ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

ナラバ、ソレデ宜シイ（拍手）

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多シ〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○田中養達君（續） 少クトモ是位ノ重要ナ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

政策ガヤレナイト云フコトニナツカラ、其責

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○田中養達君（續） 少クトモ是位ノ重要ナ

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

政策ガヤレナイト云フコトニナツカラ、其責

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多シ〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多シ〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多シ〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 静肅ニ願ヒマス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多シ〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多ク議場騒然〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 田中君、田中君……

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多ク議場騒然〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 田中君ニ對シテ議長ハ……

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

〔發言スル者多ク議場騒然〕

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長（藤澤幾之輔君） 田中君ニ對シテ議長ハ……

立ヘ何ニ依テ得ラレル、國民ガ政黨ニ對ス

○議長(藤澤幾之輔君) 議長ハ……

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 曾ク御聽キナサ

イ——議長ハ只今田中君ニ對シテ議事ヲ滑
カニ進ムベク注意ヲ與ヘテ置キマシタ、故
ニアナタ方ハサウ御喧騒ナサラナイデ、少
シノ間靜ニ御聽キ下サランコトヲ希望致シ
マス(拍手)

○田中養達君(續)

議長ノ御注意ニ依リ簡
單ニ結論ニ入りマス、現内閣ハ今回多年虐
ガラレテ居ツタ小作者ノ保護ノ爲ニ小作法
ヲ提案シタ、又勞働組合法案ヲ提出シタ、
婦人公民権案モ提出サレテ居ル、選挙法モ
改正致サレント致シテ居ル、是ハ皆農村ノ
多數ノ人ニ政治的ノ權力ヲ與ヘ、之ニ依テ
纏テ兩々相俟テ農村ヲ根本的ニ建直シタ
イト云フノガ現内閣ノ政策デアリ、趣意デア
リマス、先ニ胎中君ハ此米穀法ナルモノハ、
即チ傳家ノ寶刀ダト仰シヤタ、私共ハ此
傳家ノ寶刀ヲ徒ニ拔クコトガ國民ノ爲ニ宜
シクナイカラ、此法案ヲ拵ヘヨウト云フノ
デアリマス(拍手)政友會ノ過去ノ歴史カラ
考ヘテ、此法案ヲ此儘ニシテ置イタナラバ、
マルデ狂人ニ刀物ヲ持タスヤウナモノニ
ナッテシマフノデハナイト思フ(拍手)ド
ウゾ本當ニ農村ヲ憂ヘテ、農村ニ同情サル
諸君ハ、此改正案ニ是非共御賛成下サラ
ンコトヲ、切ニ懇願致シテ置ク次第アリ
マス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君)

東郷實君

〔拍手起り發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君)

靜肅ニ願ヒマス——

○東郷實君 私ハ只今議題ニナッテ居リマ
ス中ノ米穀需給特別會計法中改正法律案ニ
ハ賛成ヲ致シマシテ、米穀法中改正法律案

ニハ反対致ス者デアリマス、其趣旨ヲ辯明
致シマス

〔發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君)

靜肅ニ願ヒマス

盛ニ歐羅巴市場ニ流入シテ來タノデアリマ
スガ、生産費ノ高キ歐洲各國ノ穀物栽培ハ、而
シタコトハ、是ハ申上ゲルマデモアリマセ
ヌ、故ニ我國ノ新文化ハ將ニ都會ヲ中心ト
シタ、所謂本能第一主義ノ物質文化デアリ、
更ニ商業ヲ中心トシタ所ノ黃金萬能ノ物
質文化デアルノデアリマス、即チ新日本ノ
保護關稅ノ手段ヲ以テ内國農業ノ保護ニ努
メ、或ハ又丁抹ノ如キハ自由主義ヲ採シタケ
レドモ、農業ノ組織ヲ一變シテ、所謂主穀
體カラ、主畜農業ニ變シテ農村ノ活路ヲ開
キ、内國農業ノ保全ニ努メタルニ反シテ、
熱心ニ論議ヲ盡シテ行クコトガ、眞ニ國家
國民ニ忠實ナル所以ナリト考ヘマス(拍手)
故ニ私ハ暫ク諸君ノ御許シヲ得マシテ、此
極メテ廣汎ナ範圍ニ於キマシテ、眞面目ニ、
行キタイト思フノデアリマス、申上ゲルマ
デモナク、米穀ハ内地植民地ヲ通ジテ九千
万國民ノ常食ト致ス所ノ重要ナ食糧デアリ
マス、ソレト同時ニ同ジク内地植民地ヲ通
ジ、全國ノ農村悉ク最も普遍的ニ耕作致シ
テ居ル所ノ、所謂主要作物デアリマス、隨
テ米作ノ豐饒茲ニ米價ノ騰貴或ハ暴落、是
等ハ直ニ單リ農家經濟ニ至大ナル影響ヲ及
ボスノミナラズ、國民全體ノ經濟生活ニ至
大ナル關係ヲ及ボスコトハ申上ゲルマデモ
アリマセヌ、而シテ今ヤ我國ニ於ケル各種
農產物ノ暴落、殊ニ米價ノ大慘落ハ、サラ
ヌダニ疲弊困憊ノ極ニ達シテ居ル所ノ我國
ノ農村農民ニ一大打擊ヲ與ヘテ、所謂農業
恐慌ノ時代ヲ出現スルニ至シタノデアリマ
ス(拍手)而モ今日ノ農業恐慌ノ實情ハ、之
アリマス、諸君ノ御承知ノ通り前世紀ノ未
期ニ於キマシテ、交通機關ノ完備ニ伴ヒ、
亞米利加其他ノ新聞國カラ低廉ナル穀物ガ
而モ明治、大正六年間ノ歴史ハ、所謂一

モニモナク西洋模倣ノ物質文化ニ終始一貫
シタコトハ、是ハ申上ゲルマデモアリマセ
ヌ、故ニ我國ノ新文化ハ將ニ都會ヲ中心ト
シタ、所謂本能第一主義ノ物質文化デアリ、
更ニ商業ヲ中心トシタ所ノ黃金萬能ノ物
質文化デアルノデアリマス、即チ新日本ノ
文化的施設ハ、政治モ産業モ、經濟モ金融
モ、教育モ衛生モ、交通モ、悉ク都會ニ厚
ク農村ニ薄イ、ソコニ吾等都會發展ノ誇フ
感ズルト同時ニ、農村疲弊ノ悲ミヲ發見シ
ク、農業停頓ノ惱ミヲ痛感スルモノデアリマス
〔拍手〕故ニ我國今日ノ急務ハ何ヲ差措テ
モ、先づ政治上ニ於テハ速ニ地方分權ノ制
度ヲ確立シ、地方自治制ノ堅實ナル發達ヲ
促シ、更ニ產業上ニ於テハ都會中心、商工
偏重ノ弊ヲ一掃シ、農村、農民ヲ中心トシ
タ所ノ精神文化ニ最善ノ努力ヲ傾倒シナケ
レバナラヌト思フノデアリマス(拍手)
諸君、無論今日ハ經濟日本ノ建直シモ急
務デアリマセウ、併シソレヨリモモット急務
ヲ要スル所ノモノハ、私ハ精神日本ノ再現
デアルト考ヘルノデアリマス、經濟國家ヨ
リモ精神國家、我ガ日本ノ國家ガ精神方面
ニ更生シナイ限り、今日ノ行詰シタ經濟界及
ビ思想界ノ根本的打開ハ私ハ斷ジテ出來ナ
イモノデアルト、信ズルノデアリマス(拍
手)即チ吾々ガ此議場ニ於テ如何ニ政治國
難、經濟國難、思想國難ヲ叫ンデ見テモ、
如何ニ是等ノ問題ニ關スル決議案ヲ満場一
致可決シテ見タ所デ、ソレハ結局一ツノ空
文デアル、空論タルニ過ギナイト私ハ信ズ
ルノデアリマス、私ハ過日特別委員會ニ於
テ……

〔發言スル者アリ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 小保君注意シマス
○東郷實君(續) 幣原代理首相ニ其所見ヲ
述々シタコトハ、是ハ申上ゲルマデモアリマセ
ヌ、故ニ我國ノ新文化ハ將ニ都會ヲ中心ト
シタ、所謂本能第一主義ノ物質文化デアリ、
更ニ商業ヲ中心トシタ所ノ黃金萬能ノ物
質文化デアルノデアリマス、即チ新日本ノ
文化的施設ハ、政治モ産業モ、經濟モ金融
モ、教育モ衛生モ、交通モ、悉ク都會ニ厚
ク農村ニ薄イ、ソコニ吾等都會發展ノ誇フ
感ズルト同時ニ、農村疲弊ノ悲ミヲ發見シ
ク、農業停頓ノ惱ミヲ痛感スルモノデアリマス
〔拍手〕故ニ我國今日ノ急務ハ何ヲ差措テ
モ、先づ政治上ニ於テハ速ニ地方分權ノ制
度ヲ確立シ、地方自治制ノ堅實ナル發達ヲ
促シ、更ニ產業上ニ於テハ都會中心、商工
偏重ノ弊ヲ一掃シ、農村、農民ヲ中心トシ
タ所ノ精神文化ニ最善ノ努力ヲ傾倒シナケ
レバナラヌト思フノデアリマス(拍手)
諸君、無論今日ハ經濟日本ノ建直シモ急
務デアリマセウ、併シソレヨリモモット急務
ヲ要スル所ノモノハ、私ハ精神日本ノ再現
デアルト考ヘルノデアリマス、經濟國家ヨ
リモ精神國家、我ガ日本ノ國家ガ精神方面
ニ更生シナイ限り、今日ノ行詰シタ經濟界及
ビ思想界ノ根本的打開ハ私ハ断ジテ出來ナ
イモノデアルト、信ズルノデアリマス(拍
手)即チ吾々ガ此議場ニ於テ如何ニ政治國
難、經濟國難、思想國難ヲ叫ンデ見テモ、
如何ニ是等ノ問題ニ關スル決議案ヲ満場一
致可決シテ見タ所デ、ソレハ結局一ツノ空
文デアル、空論タルニ過ギナイト私ハ信ズ
ルノデアリマス、私ハ過日特別委員會ニ於
テ……

今日マデ御返事ガナイノデアリマス、併シ
私ハ當然デアラウト思フ、如何トナレバ現
内閣組閣以來、過去一年何箇月カノ政治ノ
跡ヲ見レバ、其政策ハ今尙ホ依然トシテ都
會中心、商工偏重ノ時弊ヲ改メヨウトハセ
ズシテ、却テ之ニ油ヲ注ギ火ヲ點ジ、益々
其時弊ヲ擴大セントシツ、アルノデアリマ
ス、即チ我國ノ農村ハ今ヤ疲弊困憊ノ境ヲ
越エテ、眞ニ恐慌時代ニマデ進展シタ、其
原因ハ全ク現内閣政治ノ當然ノ賜物ナリ
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ斷行シタ結果ハ、日本開
國以來、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

真ノ基調ヲ爲ス所ノ農漁村民、及び中小商
工業者並ニ労働者ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧
ミナイト云フ所ノ、片手落チノ政策デアル
ト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)更ニ言葉
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ断行シタ結果ハ、日本開
國以來、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

真ノ基調ヲ爲ス所ノ農漁村民、及び中小商
工業者並ニ労働者ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧
ミナイト云フ所ノ、片手落チノ政策デアル
ト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)更ニ言葉
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ断行シタ結果ハ、日本開
國以来、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

真ノ基調ヲ爲ス所ノ農漁村民、及び中小商
工業者並ニ労働者ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧
ミナイト云フ所ノ、片手落チノ政策デアル
ト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)更ニ言葉
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ断行シタ結果ハ、日本開
國以来、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

真ノ基調ヲ爲ス所ノ農漁村民、及び中小商
工業者並ニ労働者ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧
ミナイト云フ所ノ、片手落チノ政策デアル
ト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)更ニ言葉
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ断行シタ結果ハ、日本開
國以来、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

真ノ基調ヲ爲ス所ノ農漁村民、及び中小商
工業者並ニ労働者ノ利益ヲ犠牲ニ供シテ顧
ミナイト云フ所ノ、片手落チノ政策デアル
ト謂ハナケレバナリマセヌ(拍手)更ニ言葉
ト、私ハ斷言セザルヲ得ナイノデアリマス
(拍手)一昨年ノ七月現内閣成立スルヤ、直
チニ財政經濟ノ根本的建直シヲ行フト稱シ
テ、昭和四年度ノ成立豫算ニ繰延、節約ヲ
試ミタルヲ手始メト致シマシテ、所謂其所
信ニ猛進セラレタ、其勇氣ニハ吾々ハ敬意
ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ其行フ所
ノ政策及ビ其結果ハ、不幸ニシテ悉ク吾々
國民ノ期待ヲ根本カラ裏切テ居ルコトヲ、
吾々ハ認メザルヲ得ナイノデアリマス、即
チ其方法ト時機トヲ誤ダ準備ナキ金解禁、
極端ナ財政上ノ緊縮政策、更ニ無茶ナ消費
節約ノ獎勵、之ヲ断行シタ結果ハ、日本開
國以来、未だ曾テ見タコトガナイヤウナ
大不景氣ヲ招来シ、驚クベキ失業群ヲ簇出
セシメ、更ニ諸物價ノ大暴落ニ伴フ國民所
得ノ大減退ヲ來サシメ、一部少數者ヲ除ク
ノ外、九千万國民殆ド悉ク塗炭ノ苦ミニ苦
ミ抜イテ居ルト云フノガ、今日ノ實情デハ
アリマセヌカ、即チ之ヲモット具體的ニ説明
致シマスナラバ、金解禁ノ結果金ノ値ハ騰
クガ、同時ニ地方農村ニ對スル諸般ノ施設ハ
根コソギニサレテシマッタ、故ニ現内閣ノ緊
縮政策及ビ金解禁ノ遂行ヘドウ云フ結果
ヲ生シダカト云フト、徹頭徹尾都會ヲ中心
トシタ地方農村無視ノ政治デアリ、更ニ一
部金融資本家及び大商工業者ノ利益擁護ニ
出發シタ所ノ政策デアッテ、我國國民經濟ノ

ノモノヲ更ニ加算シテ差引シタナラバ、農家ノ現金収入減ハ、ヤハリ十二億五千万圓カ
ラ十三億万圓内外デアラウト見ルノガ至當デアリマス、併ナガラ一面ニ於テハ、牧入
減ト共ニ農家ノ支出モ、物價低落其他ノ事
情ヨリ大分減ジテ居リマスカラ、之ヲ農家
ノ諸収入カラ差引カナケレバナラヌ、此調
査ヲ私ハ農林當局ニ要求シテ居リマスルケ
レドモ、未ダ出來マセヌ、出來マセヌカラ
明瞭デハアリマセヌケレドモ、吾々ノ同僚
砂田君ノ調査カラ見マシテモ、私ハ差引八
億圓位ノ程度ノモノハ、前年ヨリモ農家の
収入ガ減^タモノデアルト謂ハナケレバナ
ラヌノデアリマス(拍手)而モ租稅公課ニ何
等ノ輕減ガナク、一面ニ於テハ巨額ノ負債
ヲ持^タテ居ル、此有様ヲ吾々ガ願ルナラバ、
農家ノ經濟逼迫ノ真相ガ吾々ノ眼前ニ遺憾
ナク展開サレルト云フコトヲ、吾々ガ覺エ
ルノデアリマス、斯ノ如ク農家の收入ハ減
ジタガ、然ラバ其負擔ハドウダ、從來ト雖
モ農家ノ負擔ハ過重デアリマス、都市ニ比
較スレバ農村ノ負擔ハ或ヘ二倍、或ハ三倍
ナリト稱セラレテ居ル、大正八年ノ調査ニ
依レバ、國民所得ノ百ニ對スル直接稅ノ割
合ハ、商工業者へ一七・七、農業者ノ割合
ハ三四・五ニナツテ居リマス、更ニ大藏省ノ
調査ニ依リマシテモ、大正九年ニハ收量百
ニ對シマシテ、租稅公課ノ割合ハ農業者ガ多
三一・三六、營業者ガ一三・五三、公務業者
ガ五・二・七、獨立業者ガ一・〇〇、斯ウ云フ
風ニナツテ居ル事實カラ吾々ガ考へテ見マ
シテモ、如何ニ農村ノ負擔が都市ニ比較シ
テ重イカト云フコトガ分ル、ソレバカリデ
ハアリマセヌ、農村ノ稅種ハ收入ノ如何ニ
拘ラズ、稅率ノ釘付ケニセラレタモノガ多
イノデアリマスカラ、今回ノ如ク其收入減
ハ、取りモ直サズ負擔ノ著シキ増加ヲ意味
スルモノナリト言ハザルヲ得ナイノデアリ
マス、農林省ガ私達ニ示シタ所ノ資料ニ依

タ農村ハ公課負擔ベトウナツテ居ルカト云
フト、農家一戸ノ負擔額ハ實ニ九十三圓、
一人當リノ負擔ガ十六圓ニナツテ居リマス、
而モ就中國稅ハ僅ニ總額ノ一割六分三厘ニ
過ギマセヌ、其殘リノ八割三分七厘ハ、申
ニ屬シテ居ルノデアリマス、而モ農村ノ負
擔ノ根幹ヲ成ス所ノモノハ、純益課稅ヲ目
標トスル所ノ所得稅ヤ營業收益稅ニアラズ
シテ、實ニ地租、戶數割、家屋稅關係ノ負擔
ガ、總額ノ七割三分二厘ヲ占メテ居リマスカ
ラ、如何ニ農村負擔ガ收入ノ増減ニ拘ラズ、
固定セラレテ居ルカヲ明カニ物語テ居ル
ノデアリマス、故ニ物價慘落ト負擔ノ關係
トヲ比較致シマシタナラバ、國民ノ中デ最
モ大ナル打撃ヲ感ズル所ノモノハ、是ハ都
會人ニアラズシテ實ニ農村民其人達デアル
ト云フコトヲ、吾々ハ斷言セザルヲ得ナイ
ノデアリマス(拍手)私ハ此事實ヲ少シバカ
リ説明シテ見タイト思ヒマスガ、兵庫縣農
會ノ調査ニ依リマスレバ、昭和四年ト五年、
其收入ニ對スル公課負擔ノ割合ヲ見マスレ
バ、十町歩地主ノ小作米收入ニ對スル租稅
公課負擔ノ割合ガ、前年ノ四割四分三厘カ
ラ八割三分三厘ニ増加致シテ居リマス、米
作地方ノ一町歩ノ自作農ヲ比較シテ見
マスト、前年ノ二割三分九厘カラ五割六分
六厘カラ三割六分三厘ニ増加致シテ居リマ
ス、養蠶地方一町歩ノ自作農ヲ比較シテ見
マスト、前年ノ二割三分九厘カラ五割六分
九厘ニ増加致シテ居リマス、同ジク小作農
デハ二割三分五厘カラ五割二分一厘、斯ウ
云フコトニナツテ居リマス、尙ホ新潟縣ニ就
テ四百町歩ノ水田地主ニ付テ調べテ見マス
ト、小作米方二千六百石、三万九千圓ノ收
入ニ對シ、公課ハ實ニ四万八千七百六十五
圓餘ニナツテ居リマス、差引不足ガ九千七百
六十五圓餘ニナツテ居ルノデアリマス、更ニ
鹿兒島縣ノ或ル地方ニ於テ、私が調査シタ

地主方、千二百圓ノ公課ヲ負擔シテ居ル、一俵六圓トシテ計算シマスレバ餘り残りガナイ、即チ小作米ハ地主ノ門前ヲ素通リシテ、直チニ稅務署ニ納メラレルト同ジヤウナ結果ヲ見テ居リマス、又私ノ友人デ小作アリマスカラ、收入ノ五割八分ニナッテ居ル、食ヲテ行ケナイ、千圓以上ノ借金ヲシナリト御考ニナッテ居ルノデアリマスカ(拍手)更ニ米ノ問題ヲ否々ハ考ヘルニハ、ドウシテモ農家ノ負債ヲ調べナケレバナリマセヌ、農家ノ負債ハ農林省ノ調査ニ依リマスレバ、四十億乃至五十億ナリト稱スルノデアリマス、更ニ世間デハ或ハ六十億ナリトモ稱シマスガ、何レニ致シマシテモ、農家一戸七八百圓カラ一千圓ノ負擔ト見レバ、大ナル間違ヘナイデアリマセウ、而モ其中ニハ或ハ高利短期ノ資金ガ多イノデアリマス、而モ生活上ノ必要カラ消費セラル、所ノ、所謂不生産的ノ負債ガ頗ル多イノデアリマス、物價低落ノ今日ニ於キマシテハ、其利拂サヘモ十分デナイ、斯ウ云フ實情ニアリ、借金ヲシテ借金ノ利子ヲ拂ハナケレバナラヌヤウナ實情デアルガ、今日ハ借金モ出来ナイ、地價ノ暴落——勸業銀行ノ調査ニ依リマスレバ、前年ニ比シテ昨年ハ五十四億ノ田畠ノ價格ガ減ジテ居リマス、所謂擔保價値ガ非常ニ少クナッタ、是デハ土地ヲ持テ居ル人モ借金ガ出来セス、昨日北海道ノ農業ニ從事シテ居ル私ノ友人ガ來テ話シマシタガ、北海道ノ水田——今日ノ米價デハ立ツテ行ケナイ、最土功組合ノ借金モ返スコトガ出來ナイ、最後ニ土地ヲ叩イテ引取テ吳レト言ツテモ、

ルコトダト信ジマス、地方農村ニ於ケル此不堅實ナル實情へ、纏テハ國民思想ノ堅實性ヲ根本的ニ破壞スベキモノニアラウト考ヘル、弱キ者ノ惱ミ、ソレガ現内閣諸公ノ恨ニハ映ジナインデアリマスカ、ソレトモ是ガ映ジテモ知ラヌ顔ヲシテ居ルノデアリマスカ（拍手）或ハ與黨諸君ニハ、國民負擔ノ輕減ニ關スル、アノ全國町村長達ノ悲痛ナル叫ビガ聽エナイノデアリマスカ、諸君ハアルト云フコトヲ思フ時、特ニ米穀政策ノ重大サヲ感知セザルヲ得ナイノデアリマス村ノ實情ヲ、何ト御考ニナルカ知レマセヌ（拍手）内閣ノ諸公ハ是デモ農村生活ニ餘裕ガ、吾々ハ此根本原因ガ主トシテ米價安ニアルト御考ニナリマスカ、今日ノ農村ヘ地主モ、自作モ、小作人モ、共ニ例外ナク總ニ効ケル失業者デアリマス、働ケバ働ク程頼ヲスルト云フノガ、今日ノ農村ノ實情デアル、「働く」を「効く」に替えた表現である。アルト言ハナケレバナラヌ（拍手）汗ミドロリデット手ヲ見ル「ト云タ」アノ啄木ノ歌其儘ガ、今日ノ農村ノ生活其儘デアルト云フコトヲ言ハナケレバナラヌ（拍手）汗ミドロニナリ、泥マミレニナッテ働く」を「見付所」で、荷等儲ケガナイ、泥グラケ、豆グラケノ手ヲデット見ナガラ、自暴自棄ニ陥リツ、アルノデアリマス（拍手）而モ是等ノ窮迫ニ對シ吾々ガ明瞭ニ認識スルニアラズンバ、米穀政策ノ根本ハ到底樹立スルコトガ出來ナイ（拍手）見ナガラ、自暴自棄ニ陥リツ、アル所ノ、今日ノ地方農村ノアノ農民生活ヲ、テ現内閣ガ、然ラバ如何ナル應急対策ヲ執テ居ラレルカ、私ハ現内閣ノ今日ノ農村対策ハ、一ニ低廉資金ノ融通ニ盡キテ居ルト也ヒマス、低廉資金ノ融通、併ナガラ其實績ハ、現内閣ガ聲ヲ大ニシテ宣傳サル、ニ拘ラズ、洵ニ成績不良ナルコトヲ農村ノ爲ニ悲シムノデアリマス（拍手）現内閣ガ特ニ農村救濟ノ意味デ融通セラレタ所ノ資金ノ申ダ、最も主ナルモノハ米穀應急資金ノ三千万圓、扶養慰濟、農村、漁村對策ノ資金

七千万圓、合計一億圓デアリマス、此中デ
米穀應急資金三千万圓ハ、目下進行中デアマセ
テ、其成績ハ未見ルベキモノガアリマセ
ヌ、是ハ特別委員會ニ於テ吾々ガ農林當局
ニ質シタガ、殆ド成績ノ見ルベキモノガマ
ダ現ヘレチ居リマセヌ、デスカラ此處ニハ
私ハ後ノ方ノ七千万圓ノ失業救濟資金ニ付
テ、少シベカリ批判ヲ試ミテ見タイト思ヒ

持チ來不ベキ基礎的施設デアツテ、直チニ右
カラ左ニ農家ノ收入ヲ招來シ得ヘキ何物モ
其處ニナインデアリマス(拍手)今日ソ農村
ヘ既ニ背負ヒ切レナイ程ノ借金ニ惱ミ切シ
テ居ルノデアリマス、然ルニ此上更ニ借金
ヲ獎勵スルトハ何事デアリマセウカ、ソレ
バカリデハナイ、租稅公課ノ負擔過重ニ弱
リ切テ居ルノガ、今日ノ農村デハアリマセ
ヌカ、今日ノ農村ハ新ニ借金ヲシテ、而シ
テ事業ヲ起シ、生産ヲ將來ニ招來スルガ如キ
事ヲ爲ス餘地ヘナイ、今日ハ借金ヲ少
シデモ減ラシ、負擔ヲ少シデモ少ナクシテ
行ダト云フノガ、今日ノ農村對策ノ根本デ
ナケレバナラヌト私ハ信ズルノデアリマ
ス、農村農民自ラノ負擔ニ依テ都市ニ於
ケル失業者ノ歸農ノ便ヲ圖リ、之ニ職ヲ與
ヘ、サラデダニ人口過剩ニ惱シ居ル農村
ノ人口ヲ増シ、農業經營ノ利益ヲ減退セシ
メントスルガ如キハ、實ニ拙策ソ甚シキモ
ノナリト斷定セザルヲ得ナインデアル、而
モ其貸出ニ對スル手續等モ面倒ニシテ、何
等應急對策ヲ趣旨ニ適ハザルコトハ、是ハ
過日當ニ委員會ニ於テ、我黨ノ胎中ト政
府當局トノ質問應答ニ依ツテ明カデアリマ
ス、當局ヲ怠慢ニ依リ、本計畫發表以來既
ニ半年ニナルケレドモ、何等進捗ヲ見ルコ
トガ出來ナオ、唯今日ニ於テ僅ニ二百万圓
ノ貸付ヲ了シタト云フニ過ギナイコトハ、
委員會ノ質問應答ニ於テ明カデアリマス、
之ヲ政府當局ハ何ト辯明ナサルノデアリマ
ニシテ、サツサト行キ過ギツ、アルノガ今
日ノ状態デアリマス、本計畫發表ノ當初聲
アリマス、其農閑期ハ怠慢ニ爲スナキ政府ノ
其態度ニ御構ヒナク、政府ヲ置イテキボリ
ニシテ、サツサト行キ過ギツ、アルノガ今
スカ、失業救濟ノ最モ必要ナノハ農閑期デ
アリマス、其農閑期ハ怠慢ニ爲スナキ政府ノ
ハ、低利資金ニ最モ重キヲ置イテ居ルノデ
アリマスガ、其低利資金融通ノ實績ガ斯ノ

如キモノノデアリマス、然ルニ井上藏大臣大
豫算總會ニ於テ、吾々ノ同僚砂田君ノ質
問ニ對シテ、農民ガ疲弊困憊シテ居ルコト
モ十分承知シテ居ル、ダカラ政府トシテハ
是ダケノ處置ヲシテ居ルノデアル、是デ十
分デアリマス、是レ以土ハ議論デアリマス
ト申シテ居リマス、農村救濟施設ノ十分ナ
ルコトヲ述べテ、更ニアナタ方ハ色々議論
ヲサレテ居ルケレドモ、是マデ農村ナリ、
總テガ自覺ガ足ラズ、放漫ナル考ヲ持ッテ
居タカラ、今日ノ狀態ニナツタ稱シテ、
農村今日ノ行詰リハ農民ノ無自覺ト放漫ト
ニ歸シテ、自己ノ政策ノ失敗ノ跡ヲ掩ハント
シテ居ルノデアル(拍手)斯ノ如ク農村ニ
理解ナク、斯ノ如ク農民ニ同情ナキ言論ト
云フモノハ、吾々ハ未ダ曾ツテ聽イタコト
ハアリマセヌ(拍手)更ニ井上大藏大臣ハ今
日ハ整理スベキ時代デアル云々ト高唱サレ
チ居リマスガ、果シテ今日ノ行詰タ農村民
生活ニ整理ノ餘地ガアリマセウカ、現内閣
ガ盛ニ唱道セラル、所ノ產業ノ合理化、是
ハ或ハ工業ノ工場ニハ之ヲ行フノ餘地ガア
リマセウ、或ヘ原料ノ廉價購入、或ハ採短、
解雇、勞銀ノ引下等、其餘地ハ極メテ大チ
ルモノガアリマセウ、併シ今日ノ農業經營
ニ整理スベキ何物ガ殘サレテ居リマセウ、
生産費ノ低下ヲ圖ルト云フニハ、肥料ノ
廉價購入ノ外ニ途ガナイ、然ルニ儀商工大
臣ハ過日特別委員會ニ於テ、疏安ノ不當廉
賣ノ課稅ヲ行ヒ、而シテ今日六十圓デ農家
ノ手ニ入テ居ル疏安ノ價格ヲ引上ゲル意
思ヲ持ツテ居ルコトヲ聲明サレテ居ルデハ
アリマセヌカ、是デ農村ニ親切ナル政治ト
言ヘマセウカ、更ニ農業經營ニハ操短ナド
ト云フヤウナ、工場デ用ユル手段ハ絶対ア
リマセヌ、勞力ガ餘ルカラト云々テ、雇傭人
ナラザル家庭ヲドウスルコトモ出来ナイ、
斯ク論ジ來レバ、農村ノ救濟ノ方策トシテ
ハ、一面ニ於テハ負擔ノ輕減ヲ圖リ、負債
ノ整理ニ全力ヲ盡スト云フコトト、同時ニ

吾ノ所謂米穀策ニ對スル本當ノ審議ノ基礎ガナカレデアリマセヌ、即チ吾方ガ今迄農村ノ窮状ヲ詳ニ考究シテ來タ所ノモノハ、此基礎ガハキリシナケレバ、吾ノ試ミテ見タイト思フノデアリマス（拍手）私ハ我國ノ食糧政策ハ國ノ存立ヲ鞏固ニシ、吾々國民ノ生活ヲ安固ニスル爲ニハ、ドウシテモ自產自給ヲ以テ其根本方針トシスハ而シテ此目的ヲ達スル爲ニハ、何ヲ差措イテモ先づ内地ニ於テ吾々ノ必要トスル吾々ノ食糧ヲ、生産スルト云フコトデアル、所謂米ヲ内地ニ於テ出來ルダケ生産スル、ソレデモドウシテモ足ラナイ場合ニ、其足ラザル所ヲ植民地ニ仰ギ、尙ホソレデモ不足スル場合、若クハ或ル特別ノ目的ニ供スル爲ニ外國米ヲ輸入スルト云フコトガ、是ガ順序ナリト信ズル、此點ニ付テ私ハ過日特別委員會ニ於テ幣原臨時代理ニ御尋致シマシタガ、幣原總理大臣代理モ其通リデアルト言明ヲセラレマシタカラ、現内閣ノ食糧ニ對スル根本方策モ茲ニ在ルコトハ明瞭デアルノデアリマス、此點ガ明カニナッタ尔斯ルバ、即チ我國ノ食糧政策ハ自由放任主義デナクシテ、國家ノ權能ヲ以テ是ガ數量及ビ市價ノ調節ヲスルト云フ、人爲的調節ノ主義デナケレバナラヌ、是ガ根本方針デナケレバナラヌ、此根本方針ヲ吾々ハ明瞭ニ認識シテ置カナケレバナリマセヌ、大正十年ニ米穀法ガ發布サレタト云フノモ、要スルニ此趣旨ニ外ナラナイ、然ルニ其後内外ノ事情ガ變化シテ來テ、一昨年五十六議會ニ於テ、田中内閣ガ所謂特別會計法ヲ改正シテ七千万圓ノ増額ヲ試ミタ、其場合ノ三土大藏大臣ノ提案ノ理由ヲ見マシテモ、又民政黨ヲ代表シテ贊成演説ヲサレタ田中

事速記錄第一二十三號 米穀法中改正法律案外
隆三氏ノ演説筆記ヲ見マシテモ、又アノ際
町田安達兩氏ガ非公式ニ野黨ヲ代表シテ、
用中内閣ノ當路者ト懇談サレタ其真相ヲ聽
イテ見マシテモ、又アノ法案ニ附帶決議ヲ
附シテ貴族院ニ於テ攻撃サレタ、其附帶決
議ノ精神ヲ見テミマシテモ、今日此米穀法
運用ノ上ニ於テハ、大ナル根本的改正ヲシ
ナケレバナラヌ、デナケレバ眞ノ目的ヲ達
スルコトハ出來ナイト云フ趣旨ニ依ズ、ア
ノ七千万圓ハ所謂應急的ノ意味ニ於テ貴衆
兩院ヲ通過致シタノデアリマス、此趣旨ニ
依ツテ米穀調査會ガ出來タ、所謂用中内閣ニ
於テ米穀調査會ガ設置サレテ、一昨年ノ六
月十三日ニ初メテ總會ガ開カレタ、其總會
ニ於テ用中總理大臣ノ挨拶セラレタ其要旨
カラ見マシテモ、米穀法調査會ノ設置サレ
タ當時トハ事情ガ違テ來タ、臺灣朝鮮ノ米
ノ問題、或ハ外國米ノ問題、是等ヲ適切ニ
解決スルニハ、根本ノ調査研究ヲシナケレ
バナラヌ、更ニ七千万圓ノ資金ヲ増額シタ
ノモ、是ハ應急策デアッテ、根本ノ調査ヲ
シテ米穀對策ノ動力ザル所ノ基礎ヲ作ラナ
ケレバナラヌト云フ趣旨ヲ以テ、米穀調査
會ヲ組織スルト、斯ウ言ハレテ居ル、其後
内閣ガ迭々テ濱口内閣ガ出來タ、九月ノ十三
日ニ現内閣ノ手ニ依ツテ米穀調査會ガ新シ
ク招集セラレタ場合ノ、濱口總理大臣ノ演
說モ同様ノ趣旨デアリマス、而シテソレニ
依ツテ米穀調査會ノ審議ガ進ンデ、所謂諮問
第一號ナルモノガ提案サレタ「米穀ノ需給
アリマス、即チ根本的ノ米穀方策ヲ調査研
究スルト云フノガ、米穀調査會ノ本當ノ趣
旨デアル、是ハ前内閣モ現内閣モ、此趣旨
ニ於テハ何等變ル所ガナイノデアリマス、
ソコデ此調査會ニ於テ慎重ニ調査研究ヲシ
タ結果、此諮問第一號ニ對スル答申案ガ提
出サレタ、其答申案ハ五ツノ項目カラ成ツテ

居リマス
第一ガ米價基準ヲ設立スルハ緊要ナリト
認ム仍テ政府ハ速ニ米穀法ノ發動ニ必要
ナル米價ノ最高最低基準ヲ調査決定スヘ
シ
第二、農業倉庫ヲ獎勵シ之ニ低利資金ヲ
融通スルコト
第三、内地ニ移出スル朝鮮米ノ數量ヲ月
別平均ニ調節スル爲速ニ朝鮮總督府ニ
於テ適當ナル方策ヲ樹立スヘシ
第四、外國米輸出入許可制度ヲ設ケ一定
數量ノ輸入ヲ許可シ同時ニ輸出ヲモ許可
ヲ受ケシムルコトトシ外國米輸出入ノ管
理統制ヲ圖ルヘシ
第五、從來ノ米穀需給調節特別會計ノ損
失ヲ一般會計ニ移スコト
此五ツノ項目カラ成ル所ノ答申案ガ出來
タノデアリマス、即チ現内閣ハ此答申案ニ
基イテ慎重審議セラレタ結果、今回ノ米穀
法ノ改正法律案ヲ御提出ニナシタト思ヒマ
スガ、吾々カラ之ヲ見レバ、此答申案其物
サヘ私ハ根本的ノ米穀對策ヲ講ズル上ニ於
テハ、大ナル不足ガアルト考ヘル、然ル
ニ現内閣ガ之ニ依テヤラレタ所ノ米穀對
策ノ跡ヲ考ヘテ見ルト、此答申案ノ内容ニ
モ隨分副フコトノ出來ナイヤウナ姑息ノ改
正デアタカコトヲ、私ハ遺憾ニ考ヘルノデア
リマス(拍手)
私ハ是カラ極メテ簡單ニ其主張ヲ明カニ
シテ行キタイト思ヒマスガ、所謂此中デ最
モ大切ナコトハ「從來ノ米穀需給調節特別
會計ノ損失ヲ一般會計ニ移スベシ」ト答
其説明ニ「米穀需給調節特別會計ノ過去ノ損
失ハ今更自ラ償却スルニ由ナシ、仍テ米穀
法改正ノ際之ヲ一般會計ニ移スベシ」ト答
申致シテ居リマス、デスカラ答申ノ趣旨カ
ラ言ヘバ、米穀法ヲ改正スル場合ニハ、是
ト同時ニ今日ノ特別會計ノ損失ニナッテ居
ル所ノ一億五千万圓ヲ一般會計ニ移シテ、
申致シテ居リマス、デスカラ答申ノ趣旨カ
ラ言ヘバ、米穀法ヲ改正スル場合ニハ、是

求シテ居ル、一昨年ノ七千万圓増額ノ場合
ノ貴衆兩院ノ熱望スル所モニニア、然ル
ニ現内閣ハ此重要ナル所ノ趣旨ニ對シテ、
何等實現サレテ居リマセヌ、吾々ハ之ヲ特
別委員會ニ於テ町田井上兩大臣ニ御尋致シ
タノデアリマスガ、其通り必要デアルケレ
ドモ、財政ノ現状カラハ如何トモスルコト
ガ出來ナイ、町田農林大臣ハ一兩年ヲ期シ
テ交付公債デ以テ之ヲ始末スル所ノ決心デ
アルト稱セラレテ居ル、井上大藏大臣ハ之
ヲ始末シナケレバナラヌガ、之ヲ始末スル
ニハ一千万圓位ノ恆久財源ヲ必要トスルカ
ラ、其目安ガ付カナイ以上ハ茲ニ斷言出来
ナイ、何トカスル積リデアル、將來ハ何ト
カスル積リデアル、斯ウ仰セラレテ居リマ
ス、私ハ此一億五千万圓ノ損失ト云フモノ
ハ、謂ハゞ是ハ一つノ國民ノ癌ダト思ヒマ
ス、此癌ヲ適當ニ根本的ニ處理シ、然ル後ニ資金
如何ニ特別會計ノ資金ヲ増額致シテモ、永
久ニ此癌ハ取去ルコトが出來ナイ、故ニ真
ノ名醫ガアツタナラハ、此癌ニ癌キ「メス」ヲ
加ヘテ根本カラニテ治療シ、然ル後ニ資金
ノ増額ニ進マナケレバナラスト思フ、然ル
ニ之ヲヤラナイ、ヤラナイデ八千万圓今度
殖ヤスコトニナルノデスガ、是デハ癌ヲ其
儘ニシテ紓創尙カ何カゾ貼シテ胡麻化シテ
居ルト云フヤウナ、箇醫者デナケレバシナ
イヤウナ姑息ナ政策デアルト私ハ思フ(拍
手)殊ニ町田農林大臣ハ一二年ヲ期シテ必
ズ實現シタイト言ハレマスケレドモ、我國
ノ内閣ノ平均壽命ハ一年八箇月デアリマ
ス、此事ヲ考ヘテ見タ時分ニ、一年二年ノ
先ガ果シテトウナルカ、吾々ハ豫斷ガ出來
ナイノデアリマス、斯ノ如ク吾々ハ此根本
ノ問題ヲ解決シナイト云フコトヲ甚ダ遺憾
ニ思ヒマスガ、併ナガラ現内閣ノ財政政策
ノ根本カラ申シマスレバ、私ハ出來ナイト
シマスカラ、八千万圓ノ増額ニハ所謂一時

年民政黨ノ諸君ガ賛成セラレタト同様ノ意味ニ於テ、應急ノ對策トシテ之ニ贊意ヲ表スル者デアリマス。更ニ第二ノ問題ハ、農業倉庫ヲ獎勵シ、之ニ低利資金ヲ融通スルト云フ問題、是ハ私ハ最モ必要ナル調査會ノ答申デアルト思ヒマス、農民ガ自ラノ經濟的施設ニ依シテ、出來秋ニ於ケル市場殺到ヲ防グト云フコトハ、内地ニ於ケル米價ノ維持ニ最モ大切ナル方策デアルト云フナラバ、政府ハ此經濟的施設ニ付テ根本のノ計畫ヲ立テ、御盡力ニナラナケレバナラヌノデアリマスケレドモ、之ニ付テ特ニ當時のノ御計畫ガナインデアリマス、是モ現内閣ノ財政方針カラ言ヘバ、無論之ヲ望ムハ不可能デアリマセウ、唯今日ノ豐作ニ對スル應急手段トシテ、先程モ申シマシタヤウニ、三千万圓ノ低利資金ヲ融通シテ、四百六十万石ノ糶ヲ端境期ヲ乘越シテ、翌年度マデ貯藏セシムルト云フコトヲ御計畫ニナッテ居ル、盛ニ之ヲ御唱導ニナッテ居リマスカ、是モ委員會ニ於テ吾々ガ確メルト、四百六十万石ノ糶貯藏ハ、是ハ豫定數デアッテ、今日ノ所デハ甚ダ不績徳アルト云フコトガ明瞭ニナッタノデアリマス、此外ニ低利資金以外のノ方法ヲ以テ、尙ホ五百六十万石位ノ糶ヲ貯藏サレルト云フカラ、彼此レ一千萬石ノ糶貯藏ヲ農家ニサセルト云フ、應急手段ヲ執テ居ラレマスケレドモ、先程言タヤウニ、根本のノ此對策ニ付テハ尙ホ何等ノ計畫ガアリマセヌ、此點ニ付テモ吾々ハ此答申第二項ニ對スル現内閣ノヤツテ居ラレルコトハ、洵ニ姑息デアルト云フコトヲ、茲ニ斷言セザルヲ得ナイノデアマリス。

其次ハ「内地ニ移出スル朝鮮米ノ數量ヲ月別平均的ニ調節スル爲メ速ニ朝鮮總督府ニ於テ適當ナル方策ヲ樹立スベシ」是ガ重大ナル問題デアル、今日内地ノ米價ヲ出來秋ニ於テ、殊ニ支配スル所ノモノハ朝鮮米

デアル、生產費ノ安い、價格ノ安い朝鮮米ガ内地ニ盛ニ出來秋ニ流入シテ來ルト云フコトガ、今日ノ内地ノ米價ニ大ナル壓迫ヲ與ヘルト云フナラバ、之ニ對シテ何等カノ統制ヲシナケレバナラヌ、是ガ米穀調査會ニ於テ最モ重キヲ置イタ問題ノ一つデアリマス、之ニ對シテ政府當局ガ、月別平均ニ調節スル爲ニ適當ナル施設ヲスルト云フ言明ガアッタ爲ニ、斯ノ如キ答申ガ出來マシタガ、然ラバ之ニ依シテ政府當局ハ如何ナル施設ヲ致シタカ、出來秋ニ於ケル内地移入ノ殺到ヲ防グ爲ニ、低利資金ヲ融通シテ農業倉庫ヲ造ル、ソレハ昭和五年カラ五箇年ヲ期シテ百万石ノ玄米ヲ貯藏スベキ倉庫、ソレガ濟ムト更ニ第二次計畫トシテ百五十万石ヲ包含スベキ倉庫ヲ造ルト云フ、所謂十五箇年計畫ト申シマスカ、十五箇年自ニ僅ニ二百五十万石ノ米ヲ貯藏スルト云フヤウナ農業倉庫ヲ、今日計畫シテ居ラレル、政府ハ之ヲ完全ナリト思フヤト私ハ質問致シタガ、完全ト思ハヌカ、今日ノ財政状態デハ是レ以上ニハ出來ナイト、拓務大臣ハ明瞭ニ答辯サレタノデアリマスガ、是デ果シテ所期ノ目的ヲ達シ得ルカ、吾々ハ甚ダ疑問デアリマス、殊ニ今年ハ内地モ豐作ト同時ニ朝鮮モ大豐作デアリマス、ソレ故ニ政府ノ示サレタル所ノ、内地ニ於ケル米穀需給ノ六年度ニ於ケル豫定表ヲ見マスルト、朝鮮カラ八百万石ノ移入ガアルコトニ豫定シテ、朝鮮モ大豐作デアリマスガ、是デ果シテ置キナガラ、朝鮮カラ八百万石ノ米ガ入ッテ來ル、其善惡ヲ私ハ論ズル者デハナイガ、實際問題ヲ言ハバ、其爲ニ内地ノ市場ガ今後モ壓迫ヲ受ケルト云フコトハ、是ハ當然ノコトデアリマス（拍手）即チ生產費ノ安イ、サウシテ價格ノ安い朝鮮米ガ内地ニ入ッテ來テ、茲ニ内地ノ市場ヲ壓迫スルト云フナラバ、之ニ對シテモト徹底的ナ方法ヲ講ズルト云フコトガ、私ハ日本ノ全體ノ米穀政策ノ上カラ言フテ、當然シナケレバナラヌ事デアルト考へルノデアリマス（拍手）

云フヤウナコトヲ論議スル積リデヤアリマヌ、併ナガラ既ニ政府ガ色々ノ方法ヲ講スルト云フ意味モ毛頭持テ居リマセヌ、私ハ内地ノ農民ノ爲ニ、特ニ朝鮮ヲ犠牲ニ供シヨウトハ思ハナイ、ソレト同時ニ内地ノ農民ヲ朝鮮ノ米ガ内地ノ市場ヲ壓迫スルト云フコトナラバ、何モ慌テテ之ヲ改正スル要ハナイ、適當ナ時機ニモット進ンデ徹底モノノアル、此際デアリマスカラ、是等ノナル變化ハナイト思フ、便利デハアルカモ少違ヒマスケレドモ、要スルニ常時のノ外事ヲ當時的ニ法律ノ上ニ明カニシタト云フダケデアリマシテ、實質ニ於テハ私ハ大タ、併ナガラ是ハ現在ノ法律デモ第二條ニ依シテ出來ルノデアル、唯今回ノハ、其出來ル事ヲ當時的ニ法律ノ上ニ明カニシタト云フダケデアリマシテ、此法律ノ適用ヲ受ケナイタガ、是ハ現法ニ於テ其目的ヲ達シ得ルト云フコトナラバ、何モ慌テテ之ヲ改正スル必

モノノアル、此際デアリマスカラ、是等ノ如キハ現法ニ於テ其目的ヲ達シ得ルト云フコトナラバ、何モ慌テテ之ヲ改正スル必

要ハナイ、適當ナ時機ニモット進ンデ徹底モノノアル、此際デアリマスカラ、是等ノクナツテ居ル所ノ米價ノ基準ノ問題デアリマス、私ハ此米價基準ノ制定ニ付テ反対スル者デハアリマセヌ、私モ其必要ヲ熱心ニ主張シテ居ル一人デアリマス、併ナガラ前刻同僚ノ胎中君モ言ハレタノデアリマスガ、我國ニ生レナケレバナラヌト思フ、即チ今日ハ單ニ生産ハ自由デアル、而シテ移入

私ガ之ニ反對スル理由ヲ極メテ簡單ニ申上
ゲテ見タイト思ヒマス
今回ノ改正ノ要旨ハ、所謂率勢米價ト、
米ノ生産費及ビ家計費ノ三ツデアリマス、
其中デ米ノ生産費、家計費ト云フモノハ、
是ハ現在何モナイ、空デアリマス、六年度
カラ調査ニ着手スルモノデアッテ、其完成ノ
年次、調査ノ結果ノ良否ト云フモノハ、今
日ニ於テハ全然不明不確實ノモノデアリマ
ス、先程委員長ノ報告ニハ、一二年ノ間ニ
ハ必ズ云々ト云々タヤウナコトヲ申サレマ
シタガ、私共ハ必デシモ斯ノ如ク、此調査
ガ速ニ出来ルモノトモ思ハナイ、故ニサウ
云フヤウナ不確實ナモノヲ基礎トシテ、法
ノ改正ヲ行フト云フガ如キハ、是ハ第一立
法ノ精神上カラ考ヘテモ不穩當アルト思
フ（拍手）故ニ政府ハ此際是方調査ニ速ニ著
手セラレ、サウシテ嚴密周到ナル調査ヲ遂
ゲテ、其結果ニ付テ、生産者並ニ消費者、
兩面カラ之ヲ觀察シテ、是ナラバ基礎的材
料トシテ採用シテモノ可ナリト云フ見當ガ付
キタ所デ、初メテ法ノ改正ニ着手セラレル
ト云フコトガ、洵ニ穩當デアルト私ハ考ヘル
（ヒヤ／＼、拍手）然ルニ此目安モ付カナ
イノニ單ニ法律ダケヲ改正シ、實行不可能
ノ死法タラシメ、附則ニ於テ更ニ暫定法ヲ
設ケテ、當分率勢米價一本デ行カウト云フ
ガ如キハ、是ハ單ニ改正センガ爲ノ改正デ
アリ、徒ニ一時ヲ彌縫スル所ノモノニアッ
テ、更ニ國民ヲ欺瞞セントスル所ノ一つノ
政策デアル（ヒヤ／＼、拍手）此改正法律
案ハ、一般國民ノ利益増進ニハ殆ド關係ノ
ナイモノデアリマス、生産者ニ取りマシテ
ハ、極メテ不利益ナ結果ヲ招來スルモノデ
アルト云フコトヲ私ハ斷言スル（拍手）殊ニ
附則ニ於テ、暫定的法トシテ率勢米價一本
デ行クト云フガ如キハ、假令ソレガ短期間
デアルト假定致シマシテモ、極メテ不都合
ナシガ出來ナイノデアリマス（拍手）即チ政府

ガ暫定的ニ一本ヲ以テ行カントスル率勢米價ニハ、色々ノ缺點ガアリマス、第一ニ日本銀行ノ物價指數ハ何ニ據テ居ルカ、一般物價指數ハ、東京ノ中央市場ノ卸相場ニアリマス、其米價指數ハ、深川ノ正米市場ノ標準米ノ平均價格ヲ基礎ト致シタモノニアリマス、故ニ是ハ東京ノ如キ消費者ヲ目標トシタ所ノ、一ツノ基準ニハナリマスケレドモ、地方農村ノ米價ノ基準ニハ、私ハナリ得ナイト思フ（拍手）如何トナラバ米ノ庭相場ハ、深川ノ市場ヨリモ遙ニ安い、而シテ農家ノ消費スル所ノ生産ニ要スル物資茲ニ生計ニ要スル物價ハ、遙ニ東京ノ卸相場ヨリモ高イノデアリマスカラ、此不利益ナ立場ニ在ル所ノ農家ノ本當ノ經濟ヲ中心トスル所ノ米價デアタナラバ、斯ノ如キ東京ヲ中心トシ、消費者ヲ目標トシタ所ノ物價指數ハ、申指数ヲ以テ算出スルト云アコトハ、遙ニ是ハ農村ノ經濟實情ヲ裏切ルモノデアル、即チ消費者本位デアッテ、生産者本位デナイト云フコトヲ茲ニ斷言シテ憚ラナインデアリマス（拍手）更ニ日本銀行ノ物價指數ハ、申上ゲルマデモナク五十六品目ニ付テ、其平均ヲ取シタモノデアリマス、之ニ對シテ色々ノ缺點ノアルコトハ胎中君モ述べラレタ、而シテ其缺點ニ付テハ、委員會ニ於テ農林當局モ認ヌラレテ居リマス、併ナガラ單ニ是ガ一番長イ歲月ニ亘テノ調べ、デアルカラ宜シイト云フ、是ダケノ事デアル、其内容ノ吟味ハ、サバリ分ラヌ、内容ノ吟味ガ出来ナ、單ニ日本銀行ト云フ其名ヲ信賴シテ、之ヲ利用スルト云フコト程危險ナ事ハ私ナイト思フ（拍手）尤モ是ハ單ニ物價ノ将来ヲ豫測スルト云フ、何カノ目安ニ供スルト云フ程度ノモノデアタナラバ、ソレデモ宜イデセウ、併ナガラ今回ノ事ハ、最小二乗法ノ如キヲ利用シ、「コンマ」以下何位マデモ算出スルト云フヤウナ計算ヲシテ、之ヲ法律ノ基礎トスルモノデアリマスカラ、所謂率勢米價算出ノ基礎トスルコト

ニ於テ、吾々ハ淘ニ妥當ヲ缺イテ居ルモノ
デアルト謂ハナケレバナラヌ
此缺點多キ基礎材料ヲ以テ算出シタ所ノ
米價率及^テ趨勢米價ガ、果シテ何フ意味スル
カ、サバ^リ分ラナイ、分ラヌデモ斯ウ云フ
數字ガ出ルノダト云フ、所謂率勢米價デアッ
テモ、而モ其上二割ガ基準價權ノ最高最
低デアルト云フナラバソレマデ、アリマ
ス、併ナガラサウシテ算出シタ率勢米價ガ
果シテ何ニナリマセウ、何ノ權威ガアリマ
セウ、ソレバカリデハナイ、假ニ之ヲ用利
シタトシテ、過去長年ニ瓦ル米價ノ趨勢
ガ、將來ノ米價ヲ律スル上ニ於テドレダケ
ノ效果ガアルカ、大ナル疑問デアリマス、
如何トナレバ、過去ノ米價ヲ決定シタ色々
ノ因子ト云フモノハ、年ト共ニ變化スルヨ
トハ、ドウシテモ免レナイ、是ハ私ハ時間
ガアリマセヌカラ詳シクハ申上ゲマセヌ
ガ、即チ過去ノ米價ヲ決定シタ色々ノ因子
ハ變化スルモノデアル、デアリマスカラ過
去ノ米價其他ノ事情ニ依シテ將來ヲ測定ス
ルト云アコトニ付テハ、決シテ是ハ完全ヲ
ノデアリマス、併ナガラ今回ノ如キ、過去
ノ米價其他ノ諸事情カラ推定シテ、生産者
消費者ノ兩者ニ對スルノ米價ヲ豫測スル目安デアルナ
ラバ、先程申上ゲタヤウニソレデモ宜シイ
ノデアリマス、併ナガラ今回ノ如キ、過去
期スルコトハ出來ナイモノデアル、若シ是
ガ單ニ將來ノ米價ヲ豫測スル目安デアルナ
ラバ、先程申上ゲタヤウニソレデモ宜シイ
ノデアリマス、併ナガラ今回ノ如キ、過去
セントスルニ至^テハ、一層是ハ困難ナ聞顧
ヲ惹起スルノデアッテ、同時ニ單ニ是ノミニ
セントスルニ至^テハ、一層是ハ困難ナ聞顧
アルト斷言セザルヲ得ナイ、若シ強テ之ヲ採
用シタ結果、ソレデハドウナルデアラウ、
ソレハ過去ノ米價カラ豫測サルベキ米價
律ノ基礎トスルガ如キハ、極メテ不都合^テ
ニアラシムルコトヲ以テ其根據トシタモノ
デアッテ、生産者ノ利益ヲ保護シ、同時ニ消
費者ノ生活ヲ壓迫シナイト云フ爲ニ定ムベ
キ米價ト云フモノトハ、全然無關係デアリ
マス、即チ是カラ得ラレル結果ハ何デアル

カト言ヘバ、米價ノ安定デアル、米價ノ安定ト云フト如何ニモ宜イヤウデアリマスガ、斯ル場合ノ米價ノ安定ト云フモノハ、果シテ何ヲ意味スルカ、是ハ生産者及び消費者ガ一、若シ政府ガ示スヤウナ材料ヤ計算法ヲ以テ豫想スルナラバ、米價ガ率勢米價ノ上下二割ノ範圍内ニ於テ落付クデアラウト云フ期待ヲ裏切ラナイ所ノ、米價ガ其處ニ定ルト云フダケデアツテ、其以外ニ何物モナイノデアリマス、之ニ依テ利益サレルノハ誰ダカ分ラナイ、即チサッパリ利益ヲ受ケル者ガ分ラナイ
斯ウ云フヤウナ怪シイモノヲ以て、本法改正ノ根據トスルガ如キハ、全然本法ノ趣旨ヲ無視シタモノデアルト謂ハナケレバナラヌ更ニ最高最低價格ヲ上下二割トシタト云フコトニ付テモ議論ハアリマスガ、是ハ私ハ論ジマセヌ、上下四割ノ開キデ、過去二十九年間ノ趨勢ニ依リマシテ吾々ハ考ヘルナラバ、本法出動ノ機會ハ非常ニ少クナルモノト斷定セザルヲ得ナイ、成ベク本法ヲ出動サセナイト云フノガ此法律改正ノ趣旨デアルナラバ、ソレデ宜イカモ知レマセヌ、併チガラ上下二割ト云フ決定ニハ、尙ホ研究ノ餘地ガ多イ、即チ與黨諸君モ、下ノ方ハ二割ニシナイデ一割五分ニスルノガ適當デアルガ、暫定的デアルカラシテ、已ムヲ得ナイカラ一割デ我慢スルト云フノハ、理窟ガ通ヌデヤアリマセヌカ、即チ不穏當ト認メナガラ、暫定的グカラソレヲ承認スルト云フ態度ハ、是ハ生産者タル農民ニ冷酷極マル態度デアルト謂ハナケレバモノデアリマスケレドモ、是モ一種ノ認定

ニ過ギナリ、直線式以外ノ用式ヲ以テ、適當ナル計算ヲ爲シ得ル餘地モアル、即チ吾等ハ直線式ヨリモ、他ノ適當ナ用式ヲ認定スルコトガ適當ト信ズルモノデアル、即チ吾々ハ直線式ヨリモ寧ロ「バラボラ」式ガ遙ニ適當ナリト認定スル者デアル、而モ此兩者ヲ比較シテ見ルト、政府ノ御計算ニ依テ比較シテ見ルト、胎中君モ言ハレマシタガ、明治三十七年カラ昭和六年まで二十八年間ニ於テ「バラボラ」式ノ方ガ、直線式ヨリモ米價ガ高イノガ十九箇年、殘リノ九箇年ガ是ト反對ニ出テ居ル、殊ニ近年大正十二年以來ハ、引續イテ「バラボラ」式ノ方ガ常ニ高値ニ出テ居ルノデアッテ、是カラ見テモノ「バラボラ」式ノ方ガ、政府原案ヨリモ遙ニ生産者ノ農民ニ有利デアル、即チ此點カラ見テモ、政府原案ハ生産者ノ利益ヲ事實ニ於テ無視シタルモノデアルト斷言セザルヲ得ナイノデアリマス

元來率勢米價ナルモノハ、統計學的ニハ柯モサウムヅカシイモノデナイ、不可解ナモノデヤアリマセヌ、併シ實際問題トシテ、率勢米價が果シテ何ヲ意味スルモノデアルカニ付テハ、尙モ不可解ノ點ガ多イ、大ニ此點ハ今後研究サレナケレバナラヌ、殘サレタル所ノ研究問題デアルト云フコトハ、特別委員會ニ於ケル質問應答ノ實情カラ見マシテモ、農林大臣始メ政府當局モハキリ會得ガ出來ナイ、又特別委員ニ於テモ、之ヲ明確ニ認識スルコトガ出來テ居ナイト云フコトハ明カデアルノニ、率勢米價ヲ基礎トスル所ノ此重大法案ヲ改正スルト云フコトハ、決シテ妥當デハアリマセヌ、若シ強デヤルト云フナラバ、現内閣ノ米價政策ハ、一人ノ算術技術者ニ依テ施行サレルコトニナルノデアリマス(拍手)是デハ政治ニハナリマセヌ、是デモ尙ホ政府當局ノ政治ナリト言フナラバ、其政治コソ、盲目滅法ノ政治ナリト私ハ斷言スル(拍手)殊ニ本法ノ如キハ、生命保険ノ死亡率ハ違フ、特

別委員會ニ於テ政府當局ハ、保險會社ノ死亡率ノ計算デモ吾々ニハ、分ラヌデハナイカ、コンナモノハ分ラヌデモ宜イヂヤナイカト云フコトノ御説明ガアリマシタケレドモ、ソレデハ困ル、吾々ハ保險會社ノ死亡率ガドウナツテ居ラウガ、ソレハ勝手ダ、吾ガ保険ニ這入ラウト這入ルマイト、ソレハ勝手デアリマス、ドノ保険會社ニ這入ラウト、ソレハ勝手ダ、併ナガラ是ハ政府ガ法律ヲ以テ、吾々ノ生産ト、又吾々ノ買ハントスル米ノ價ヲ適當ナ所ニ安定シヨウ、ソレ調節シヨウト云フノダカラ、法ノ力デ以テ吾々國民ノ利害ヲ東縛シヨウト云フ重大法案デアルカラシテ、斯ウ云フヤウナ場合ニ、生命保險會社ノ死亡率ノ計算ト同ジヤウナ考ヲ以テ、此重要法案ヲ御取扱ニナルト云フコトハ、其一事ヲ以テモ、吾々ハ此問題ニ付テ誠意ナキモノト認メザルヲ得ナイノデアリマス

吾々ハ其根據ニ不合理ナ點ガアレバ、之ヲ飽マデモ究メナケレバナラヌ、時間ガアレバ究メタカッタ、時間ガナイカラ已ムヲ得ナカッタガ、ナド言フベキモノデナイ、又其内容ハ飽マデモ通俗的ナモノデナケレバナラヌト思フ、本法ノ如キハ最モ國民大衆ニ關係ガアルカラ、國民大衆ガ容易ニ了解ガ出来ル方法ヲ以テスルト云フコトガ、眞ニ立憲政治家ノヤルベキ政治ナリト私ハ斷言スル、自分達自身尙ホ幾多ノ疑問ヲ有スルバカリデナタ、更ニ是ガ國民多數ノ疑惑ノ中心トナルヤウナ虞ノアル立法ニハ、吾々ハ断ジテ與スルコトガ出來ナイノデアリマス

信賴スペキ生産費ハ、帝國農會ノ調査ニ據
ルヨリ外ニ途ガアリマセヌ、帝國農會ノ生
産費ヲ見マスルト、昨昭和五年ノ米一石ノ
生産費ハ二十六圓四十四錢デアリマス、而
シテ政府ノ原案ニ依ル、所謂率勢米價ヲ調
べテ見ルト二十二圓八十五錢デアリマス、
即チ政府原案ニ依ル昭和六年ノ率勢米價ノ
生産費ヲ割ルコト三圓五十八錢七厘、實ニ
一割四厘ノ安値デアリマス、更ニ率勢米價
ノ下値二割ハ十八圓二十八錢デアリマスカ
ラ、生産費ヲ割ルコト實ニ三割一分ノ安値、
八圓十五錢ト云フ驚クベキ其處ニ開キガア
ルト云フ、此事カラ見マシテモ、如何ニ
率勢米價一本デ行クト云フコトガ、生産著
ニ不利益デアルカト云フコトガ明瞭ニナル
デハアリマセヌカ、是カラ見テモ吾々ハ、
本改正案ハ生産者ニ有利ナリト斷言スルコ
トハ出來ナイノデアリマス(拍手)即チ此點
ハ與黨諸君モ明カニ認メラレタ、先程委員
長ノ御讀上ガニナツ附帶希望條件ニ明カ
ニ認メラレテ居ルノデアリマス、即チ第一
率勢米價一本デ行クナラバ、下値一割五分
ニシタイガ、併ナガラ是ハ暫定的ダカラ已
ムヲ得ナイ、併シ速カニ生産費、家計費ヲ
調ベロ、而シテソレヲヤル場合ニハ内地米
ヲ保護スルノ必要カラ、成ベク下値ハ生産
費ニ近イ所ニ定メロト云シタヤウナコトヲ
言ハレル、此一事カラ見マシテモ、明カニ
率勢米價一本デ行クコトハ、生産者ニ不利
益デアルト云フコトヲ、與黨諸君モ認メラ
レタノデアリマセウ、而シテ此附帶決議ヲ
出スコトニ、政府モ御同意ニナツトスルナ
ラバ、政府自身モ此事實ヲ明カニ御認メニ
ナツタノデアル、即チ政府モ、與黨諸君モ、
此事ニ於テハ吾等ノ主張ニ確カニ降伏サ
レタノデアリマス(拍手)而モ尙且ツ之ヲ撤
回スルノ勇氣モナク、無理ニ此案ヲ支持セ
ラレントスルガ如キハ、實ニ國家ヲ念トス
ル立憲政治家ノ態度デハナイト私ハ申上ダ
タイノデアリマス(拍手)

私ハ右幾多ノ缺點ヲ申上ゲテ、所謂率勢
米價一本デ行ク所ノ此改正法律案ハ、決シ
テ適當デナイ、寧ロ速カニ生產費、家計費
ノ調査ニ著手セラレ、同時ニ尙ホ率勢米價
ニ付テ慎重ナル研究ヲ續ケラレ、其間ハ現
行法ヲ運用シテモ、其目的ヲ達スルコト方
出來ルノデスカラ、此三ツノモノガ立派ニ
完成シタ曉ニ於テ、初メテ改正ヲサレルト
モ尙ホ遲クナイト思ヒマス、斯ノ如クスル
事ガ、私ノ眞ニ九千万國民ニ對スル忠實ナル
所ノ政治家ノ務ナリト信ズルノデアリマ
ス(拍手)

ハ出來ナイ者デアリマス
以上私ハ極メテ簡単ニ、私達ガ反対スル所ノ要旨ヲ申上ゲタノデアリマシテ、國家將來ノ爲メ我國ノ農村——國家ノ基礎ヲ成ス農村ヲ救濟すべク、速ニ適當ナル所ノ根本的米穀法ヲ確立スルコトヲ吾々ハ必要トスル、是ガ現内閣ニ望メナイトスルナラバ、他日ニ於テ吾々ハ其目的ヲ達スル機會ガアリマセウ
以上私ハ吾々ノ主張ノ一端ヲ述べ、三千萬農民ノ現状ニ鑑ミ、同時ニ吾々ノ尊キ祖國ヲ憂ヘルノ餘り之ヲ強調シ、而シテ現ニ上程ニナツテ居ル米穀法改正法律案ニ反対ノ意思ヲ表明スル者デアリマス
〔村上國吉君登壇〕
○村上國吉君 私ハ只今上程サレテ居リマス所ノ米穀法中改正法律案竝ニ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ、委員長ノ報告ニ賛成スル者デアリマス、先刻來胎中君及ビ東鄉君ノ段々ノ御演説ヲ拜聽致シマシテ、特ニ東鄉君ニ至テハ、滔々數千言ヲ御費シニナリマシテ、其該博ナル知識ヲ示シ、多年ノ蘊蓄ト満腹ノ經綸ヲ吐露セラレタヤウニ私ハ感ジタノデアリマス、而モ同君ノ御論述ニナリマシタコトハ、單リ米穀政策ノミニ止マラズ、或ハ農業政策ノ全體ニ瓦リ、又ハ經濟政策其他諸般ノ事ニ瓦ラレテ居ルノデアリマス、而モ今茲ニ上程サレテ居リマス所ノ此二ツノ法律案ハ、是ハ米穀政策ノ全部デハアリマセヌ、米穀政策中ノ只一ツニ過ギナイモノデアリマス(拍手)私ハ東郷君ノ例ニ倣ハナイデ、唯此二ツノ法律案ニ局限シテ、聊カ意見ヲ述べテ見タトイ思フノデアリマス(拍手)
今回政府ガ提出ヲ致シマシタ所ノ、此米穀法改正ノ骨子ハ、政府ガ米ノ買上又ハ賣渡ノ爲ニ發動スル場合ノ基準價格ヲ設ケンタルノデアリマシテ、斯ノ如ク基準價格ヲ設ケンタルノデアリマス(拍手)公正

テ居ル米穀法ノ改正案ニハ、贊成スルコト
ハ出來ナイ者デアリマス
以上私ハ極メテ簡単ニ、私達ガ反對スル
所ノ要旨ヲ申上ゲタノデアリマシテ、國家
將來ノ爲メ我國ノ農村——國家ノ基礎ヲ成
ス農村ヲ救濟すべク、速ニ適當ナル所ノ根
本的米穀法ヲ確立スルコトヲ吾々ハ必要ト
スル、是ガ現内閣ニ望メナイトスルナラバ、
他日ニ於テ吾々ハ其目的ヲ達スル機會ガア
リマセウ

以上私ハ吾々ノ主張ノ一端ヲ述べ、三千
万農民ノ現状ニ鑑ミ、同時ニ吾々ノ尊キ祖
國ヲ憂ヘルノ餘り之ヲ強調シ、而シテ現ニ
上程ニナツテ居ル米穀法改正法律案ニ反對
ノ意思ヲ表明スル者デアリマス

ニシ、其運用ノ上ニ誤ナカラシメントスル
ノガ、此提案ノ趣旨デアルノデアリマス、
我國ニ於ケル米穀法ハ、既ニ御承知ノ如ク
大正十年ノ制定ニ係ルモノデアリマスガ、
抑、大正十年ニ米穀法ノ制定セラレタル由
來ヲ考ヘテ見マスレバ、大正六年ニハ内地
ノ產米五千四百五十万石、大正七年ニハ又
五千四百七十万石、此二箇年ノ稍不作ノ
後ヲ承ケマシテ、遂ニ御承知ノ如ク大正七
年ニハ米騒動マデモ持上ルヤウニナリマシ
タ、然ルニ大正八年ニハ、内地ノ生産米云
千万石、大正九年ニハ六千三百万石ニ相成
リマシタガ爲ニ、大正九年ノ一月ニハ五十
圓近クシテ居リマシタ所ノ米ガ、其秋ニハ
半值ニ下ツタ、曩ニハ米ノ不足ノ爲ニ國民ガ
非常ニ苦ミ、次ニハ又米ノ供給過剩トナツタ
ガ爲ニ、價格ガ大暴落ヲ致シマシテ、生産
者タル農業者ノ苦ムコト甚シカリシガ爲
ニ、時ノ政府ハ遂ニ大正十年ノ議會ニ此米
穀法ヲ提出致シタコトデアルノデアリマス
ス、當時ノ米穀法ニハ、此價格ノ基準ヲ設
ケルト云フコトニ付テ、何等ノ考モナカタ
ヤウニ考ヘラレマス、然ルニ此米穀法ガ制
定セラレマシテカラ後ノ、我國ニ於ケル米
ノ需給關係ハ、著シク變化ヲ致シテ居リマ
ス、東鄉君モ述ベラレマシタル如クニ、植
民地ニ於ケル米ノ改良増殖ト云フモノガ、
段々盛ニナツテ來マシタガ爲ニ、ソレカラ以
來ノ我國ノ米穀ノ需給ノ狀態ニハ、著シキ
變化ガアリマス、其變化ノ關係モアリマス
ガ、兎ニモ角ニモ斯ノ如クニシテータビ制
定シタル米穀法ハ、今日ニ於テハ制定當時
ノ目的ニ副ヒ兼ネル狀態ニ相成ツテ居ルノ
デアリマス

ソレハ即チ米ノ買上又ハ賣渡ノ爲ニ政府ガ出動セントスルニ當ラテ、適用スペキ何等ノ基準ヲ定メテ居ラヌノデアリマス、是ガ即チ米穀法ノ缺陷デアル（拍手）此基準ノ定ガナイガ爲ニ、動モスレバ其運用ヲ誤リ、必要ナル理由ナクシテ濫ニ發動スルト云フガ如キ弊ニ陥ルコトナキヲ保シ難イノデアリマス（拍手）故ニ米穀調査會ニ於キマシンテハ、此點ガ最モ重大ナル問題トナリマシテ、熱心ニ審議セラレタ結果、此米穀法ニハ適當ナル價格ノ基準ヲ設ケテ、其發動ヲ公正ニシ、以テ運用ノ上ニ遺憾ナキヲ期スベキデアルト云フ結論ニ到達ヲ致シテ、之ヲ政府ニ答申致シタノガ、即チ今回ノ提案トナックタ次第デアルノデアリマス（拍手）

私ハ過去ニ於ケル米穀法運用ノ例ヲ論ズル考ハ一ツモ持チマセヌ、左様ナ考ハ持チマセヌガ、大正十年以來此米穀法施行ノ跡ヲ見マスルト、我國ノ米穀法ハ、其發動ガ多クハ殆ド米ノ買上ニ限ラテ、賣出動ヲシタト云フコトハ稀有ニ屬スルノデアリマス、其結果米穀需給調節會計ガ、今日抱イテ居ル所ノ巨額ノ損失ノ生ジタル譯デアリマシテ、此從來ノ發動ガ殆ド米ノ買上ノミデアッテ、賣出動ハ殆ドナカッタト云フコトニ付テ、若干茲ニ數字ヲ擧ゲテ御話ランテ見タイト思フノデアリマスガ、即チ調節買上ヲ致シマシタコトガ今日マデニ八回、而シテ大正十年ノ六月ニ豫定ノ百万石ニ對シテ三十五万八千石、大正十二年ノ二月ニ買上豫定ノ百万石ニ對シテ二十二万石、同年ノ十月ニ三十万石ノ豫定ニ對シテ九万九千石、昭和二年ノ九月ニ豫定ノ百万石ニ對シテ二十一万三千石、同年ノ十一月ニ五十万石ノ豫定ニ對シテ五十一万四千石、同年ノ十二月ニ百万石ノ豫定ニ對シテ百二万一千石、又昭和四年ノ四月ニ、百万石ノ豫定ニ對シマシテ一百三万四千石ノ買上ヲ實行致シテ居ルノデアリマス、其合計ガ三百四十六万三千石ニナツテ居リマスルガ、之ニ對シ

テ賣出動ヲシタコトガ、幾度アルカト申シ
マスルト、僅ニ一回、即チ大正十三年ニ、
外米二十四万五千九百石ヲ賣^タニ止マッテ
居ルノデアリマシテ、其他ニ整理賣却ヲシ
タコトハ數回アリマスルガ、ソレハ皆數年
間貯藏シタ米デアッテ、最早是レ以上持耐ヘ
ルコトハ出來ナイト云フノデ、古米整理ノ
爲ニ其賣却ヲヤッタノデアリマスガ、ソレハ
昨年マデニ前後七回、其數量ハ外國米ガ十
二万五千石、サウシテ内地米ガ九十八万二
千石ト云フ數字ニ止マッテ居ルノデアリマ
ス、斯様ニシテ政府ノ所有米ハ、買上ノ一
方デアリマスカラ、段々ト殖エル、又之ニ
對スル所ノ金利倉敷ハ次第ニ嵩ミマス、貯
藏ヲ致シテ居リマス間ニハ品種ミガ出來マ
ス、値損ガ生ジマス、斯クテ極メテ多額ナ
ル所ノ損失ガ生ズルコトニナリマシテ、其
損失額ハ此年度末ニナリマシタナラバ、一
億五千万圓ニ達スルト云フコトデアリマス
ルガ、私ハ茲ニ一ツ其一億五千万圓ノ損失
ノ内容ニ付テ御紹介ヲ致シテ見タイト思フ
ノデアリマス、即チ米穀法施行以來此昭和
五年度末ニナリマスルト、由テ生ズル所ノ
損失額ガ、事務費ニ於テ百九十七万六千圓、
事業費ニ於キマンテ二千二百一万二千圓、
營繕費ニ於キマンテ百十八万圓、借入金ノ
利子ニ於テ四千四百七十四万八千圓、震災
損失金ニ於キマンテ五百八十三万三千圓、
サウシテ今日マデノ賣却損ト評價損ガ七千
フモノハ、品物ヲ持タガ爲ニ生ジタル所ノ
量ガ相當多額ニアルベキモノデアルト考ヘ
マスナラバ、政府ガ從來勸トモスルト其出
動ヲ誤^タ、何時デモ買ニバカリ廻^タテ賣^タ
タコトガナイト云フ其原因ハ、米穀法ノ出

勤ニ關スル所ノ何等ノ基準ノ定メナカリシガ爲ニ、遂ニ斯ウ云フ結果ヲ來シタコトデアリマシテ、是ダケノ損害ヲ國家ニ與ヘルヤウニナツタト云フコトハ、如何ニシテモ吾吾ハ遺憾千萬ニ存スルノデアリマス(拍手)故ニ米穀法ヲ今後持續ケテ行キマス限り、其出動ノ基準價格ヲ設ケルコトナクシニ、此儘デ行キマシタラバ、又今迄ノコトガ繰返サレル虞ナキニアラズ、國庫ノ損失ハ測リ知ルベカラザルモノアリト憂フルノデアリマス

ニ調節ノ效果ガ現ハレマスルナラバ、國庫ニハ損ガアリマシテモ、ソレハ又一方ニ於テ國民ノ利益デアリ、殊ニ生産者ノ利益トモ相成ル譯デアリマスカラ、生産者ノ利益保護ノ意味ニ於キマシテ我慢モ致シマス、所ガ既往ノ事實ハドウデアルカ、國庫ノ損失ガ加ハルニ從シテ、米穀法ハ次第ニ其威力ヲ失ヒ、買上ハヤッテモ價格ニハ利カヌ、政府ノ手持米ガ多クナルニ從シテ、却テ市場ノ米價ヲ壓迫シテ、農業者ニシテ見ルト、當然利得スヘキ所ノ其利益ヲモ抑ヘラレルト云フコトニナシテ、結局殘ルモノハ何デアルトカト言ヘバ、ソレハ國庫ノ大キナ損失バカラリダト云フコトニ相成ルノデアリマスカラ、即チ此結果ヲ見タル時ニ、今日ノ米穀法ハ、其制定當時ノ豫期ニ反シタルモノデアルト謂ハザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）斯ノ如キ事實カラ見マシテ、現行米穀法ノ大ナル缺陷ヲ根本ヨリ改メルト云フコトガ、即チ此改正案ノ提出セラレタル所以デアリ、斯クスルコトガ米穀法ヲ活カシ、其機能ヲ發揮スル所以デアルト考ヘマスガ故ニ、吾ハ先づ此意味ニ於キマシテ、此改正案ニ賛成セントスル者デアリマス（拍手）次ニ米穀法ノ改正案ニ對スル政友會ノ反對論ハ、先刻來胎中君カラ、又東鄉君カラ、承リマシタ、御兩所共ニ、此基準價格ヲ設ケルト云フコトニ付テハ、必ズシモ其趣旨

ニ反対デハナイヤウデアル、殊ニ東郷君ハ、ハキリト基準價格ヲ設クルコトハ結構デアルト思フト云フコトヲ申サレテ居リマス、而モ其基準價格ヲ設クルコトハ宜イト考ヘナガラモ、之ニ反対ヲ爲サル所ノ要旨ハ、先刻來段々ト承タノデアリマスガ、第一ニ率勢米價、此率勢米價ト云フモノハ中分ラヌ、吾々が聞イテモ分ラヌ、多數ノ國民ヲシテ諒解セシムルナドト云フコトハ、中々容易デナイ、コンナ了解セシムルコトノ出來ナイヤウナコトヲ法律デ定メルト云フコトハ、憲法政治ノ趣意ニ反スルモノトマデノ御演説デアリマシタ、成程此率勢米價ト云フコトハ、卒然聞イタダケデハ如何ニムヅカンシサウニ聞エマス、併ナガラ過去ノ永年ノ事實ヲ基ニシマシテ、一般物價ニ對スル米價ノ位置ヲ對照シテ見マスト、米價ハ一般物價ニ較ベマシテ、概不常ニ高値デ進ム趨向ヲ持テ居ルト云フ、此事實ノ存在スルコトハ、何人ニモ認識スルコトガ出来ルノデアリマス、即チ一般商品ニ對スル米ノ重要度ガ其處ニ示サレルノデアリマス、此米ノ重要度ヲ、其基準價格ニ織込ムト云フコトハ、是ハ米價ノ基準ヲ立テル上ニ於キマシテ、極メテ肝要デアルト吾々ハ考ヘマス、サウンテ其重要度ナルモノヲ、或ル一定ノ學問的算式ニ依テ價格ニ現ハシタモノガ即チ率勢米價デアル、サウシテ見マスト、此率勢米價ヲ大骨トシテ、サウンテ基準價格ヲ定ムルト云フコトハ、米ノ重要性ヲ尊重スル所以デアル、是ガ即チ政府ガ此率勢米價ヲ採用スルニ至タ趣意デアリ、米穀調査會ガ之ヲ採用スベシト答申シタ所以ナリト吾々ハ考ヘルノデアリマス（拍手）ソレカラ又率勢米價ノ算出ノ方法ニ付テ、直線式ガ宜イカ、「バラボラ」式ガ宜イカト云フヨリ方ガ宜イト御斷定ニナシテ居ルノデアリマス、成程此問題ハ、其何レガ宜イカト云

フコトニ村テハ、其方面ニ闢スル知識ノ持合
セノナイ吾々ト致シテハ、容易ニ斷言スル
コトハ出來マセヌガ、兎モ角モ此兩式ニハ、
各、一長一短ガアルヤウデアリマス、サウ
シテ政府ノ當局方今日マデ實驗ノ結果ニ
依テ判断シタ所ニ依ルト、直線式ノ方ガ宜
イ、斯ウ申シテ居ルノデアリマス、ソコデ
私ハ事實ノ上ニ付テ、此直線式ト「バラボ
ラ」式ト、愈、之ヲ實行スルニ當ダテ何レガ宜
施行セラレマシテカラ以來ハ、米價ノ値幅
ノ變動ガ甚シク縮小セラレタト申シテ居リ
マス、或者ハ米穀法ノ效果ナカリシコトヲ
議論スルニ對シ、少クトモ我國ニ於テ、上
下ノ其米價ノ値幅ヲ甚シク縮小スルコトガ
出來ルヤウニナツタト云フコトハ、確ニ米穀
法ノ御蔭デアルト、米穀法禮讚論者ハ申シ
テ居リマス（拍手）此値幅ノ縮小サレタト云
フ大正十年カラ今日マデニ、此二ツノ式ヲ
當嵌メテ考ヘテ見ル、サウ致シマスト政府
ガ一つノ草案トシテ、否原案トシテ考ヘテ
居リマス所ノ率勢米價ノ上値二割、下値二
割、即チ上値二割ヲ超エタ時ニハ賣出動ヲ
ヤル、下値二割ヲ割ッタ時ニハ買出動ヲヤル
ト云フコトニシテ、サウシテ大正十年カラ
今日マデノ各月ノ平均米價ト云フモノヲ、
ソレヲズット當嵌メテ行キマスト云フト、
即チ米穀法ノ發動ヲ要スベカリシ所ノ度數
ト云フモノガ、上値二割ヲ超エタ度數ガ直
線式ニアツテハ十回、「バラボラ」式ニオテハ
十一回ト云フコトニナツテ居ルノデアリマ
ス、先程東郷君ハ、直線式ニ依ルト「バラボ
ラ」式ニ對シテ甚ダ出動ノ機會ガ少クナル
ト云フコトヲ言ハレタ、サウシテ政府ガ出
動ノ機會ヲ少クスルコトガ、此米穀法改正
ノ目的デアルナラバ、斯ウナサルノモ宜

ダラウト云フコトヲ申サレテ居ルケレドモ、ソレハ明治三十幾年カラ以來ノ二十八九年、間ニ瓦ル所ノ數字ニ依テ左様ニ御話ニナッテ居ルノデアリマスケレドモ、大正十年ヨリ以前ハ、我國ニ於テハ米價ノ高低ガ甚シカッタ時デアル、偶ニ米穀法ガ制定セラレテ、其値幅ノ甚シク縮小セラレテ、詰リ變動ノ少クナッタト云フ場合ニ之ヲ當嵌メテ見ルノガ、私ハ適當デアルト斯ウ考ヘルノデアリマスガ、サウスルト直線式ニ依ルモノハ、此十年間ニ十七回デアリ、「バラボラ」式ニ依ルモノハ十四回ト云フコトニナルノデアッテ、正ニ東郷君ノ御詰ヲ悉ク裏切、テ居ルノデアリマス、ノミナラズ直線式ニ依ル場合ニ於テハ、買出勤十回ニ對シテ、賣出勤ガ七回ニナル、「バラボラ」式ニ依リマスト、買出勤十一回ニ對シテ賣出勤ハ僅ニ三回切りデアル、若シ「バラボラ」式ニ依テ之ヲ實行スルコトニナリマシタナラバ、今マデノ米穀法選用ノ如クデアッテ、買込ムバカリデ賣ル時ガナイカラ、又茲ニ大キナ損ヲ出來スト云フ結果ニ或ハナリハシナイカト、私ハ憂フルノデアリマス、故ニ吾々ハ米穀法ノ目的カラ見テ、多分直線式ニ依クタノガ宜イデアラウカトハ考ヘマスルケレドモ、併シ左様ナ何レノ法式ヲ選ブノガ適當デアルカト云フガ如キ問題ハ、權威アル専門家ノ研究ニ委ネテ置イタラ宜イコトデアル、吾々ガソレニ付テ、イヤアレデナケレバナラヌ、是ノ方ガ宜イト云フガ如キコトハ、是ハ慎ンデ、避ケタ方ガ寧ロ當フ得タル所ノ態度デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス、ソレカラ胎中君モ亦東郷君モ、率勢日本銀行ノ調査ト雖モ、委員長モ申シマシタ如クニ、絶體ニ完全ナモノデハアリマスマイ、絕對ニ完全ナモノデハアリマスマイケレドモ、今日此物價指數ニ依テ率勢米價

ヲ算出セントスルナラバ、何レノ調査シタ
モノニ據ルベキカト云フコトニナリマス
ト、我國ニ於テ今日物價ノ調査ヲ致シテ居
リマスモノハ、日本銀行ノ外ニ商工省、或
ハ東洋經濟新報社、「ダイヤモンド」社アリ
大阪朝日新聞社ガアルノデアリマスケレド
モ、是等ハ皆其調査ガマダ新シイ、又其目
的ガ必ズシモ一様デハナイ、斯ノ如クデア
リマスカラシテ、若シ物價ノ趨勢ヲ知ラウ、
物價指數ヲ知ラウト致シマスル時ニハ、日
本銀行ノ調査シタモノヲ取り、日本銀行ノ
調査ニ依テ居ルト云フコトハ、今日我國ニ
於テ總ニ通ジタル狀態デアリマシテ、此
日本銀行ノ調査ヲ排擣ヲスルト云フコト
ハ、吾々トシテ到底爲スベキ事柄デハナイ
ト思フノデアリマス
ソコデ先刻東郷君モ申サレマシタ如クニ、
此日本銀行ノ調査シタル物價ニ依ルト、或
ハ日本銀行ノ調査シテ居ル品物ハドンナモ
ノガアルカト云フト、其値段が次ニ下降
セントスル趨勢ニアル所ノ工業品ト、又次
第ニ上進ミテセントスル傾向ヲ持テ居ル
所ノ農產物ト、ゾチヤニシタ平均指數デアリマ
ス、又先程東郷君ノ御話ニ依リマスルト、
日本銀行ノ物價指數ト云フモノハ、東京ノ
中央市場ニ於テノ物價ニ據テ居ルノデア
員會ナゾデ盛ニ申サレテ居ルノデアリマ
ル、米ハ東京ハ需用地ノ中心デアルカラ高
イガ、地方ニ行ケバ更ニ下ル、安クナル、
所ガ米以外ノ——農產物以外ノ農業者ノ需
用シナケレバナラヌ品物ニ付テ考ヘテ見ル
ト、東京ハ供給地デアルガ故ニ安い、地方
ハ需用地ナルガ故ニ高い、農業者トシテ見
ルト、賣ル物ハ安イシ、買フ物ハ高い、ソ
レヲチヤンボンシタ所ノモノデ以テ、此率
勢米價ノ基礎ニ用フルト云フコトハ、農業
者トシテハ甚ダ堪へ難イコトデアルト云フ
ヤツニ申サレタノデアリマス、併シ若シ日

本銀行調査ノ指數ヲ基礎ニシテ、率勢米價ヲ算出シテ行タト致シマスレバ、米ノ高イ、サウシテ米以外ノ雜貨ヤ其他ノ品物ノ値ノ安イ、其處ヲチヤンボンセラレタル所ノ指數ト云フモノハ、是ハ米ノミニ付テ考ヘテ見マスルナラバ、其率勢米價ノ結果ヲ割合ニ高ク出サシメルコトニナルノデアリマスカラ、其意味ニ於テ吾々ハ日本銀行ガ東京ノ中央市場ニ於テ調ベタ卸賣ヲ基礎ニシテ、而シテ出來上タタ其指數ニ依シテ、此率勢米價算出ニ用フルト云フコトニ付テハ、何等異議ヲ挾ムベキモノデナイト考ヘルノデアリマス。

ソレカラ又或ハ米價ノ基準——最高最低ノ基準ヲ定メルナラバ、ソレハ最低ハ生産費デアル、最高ハ消費者ノ即チ家計費申ノ米價ト云フコトニシタナラバ宜イデハナイカ、ソレニムヅカシイ率勢米價ナゾト云フモノヲ引張出シテ來テ、ソレヲ兎角シヨウト云フカラ、甚ダ問題ガムヅカシクナルノデアルト云フ意味ニ於テ、段々御話ガアリマシタガ、此御意見ハ私モ一理アル見解デアルト認メマス、併ナガラ御承知ノ如クニ經濟上ノ現象ハ、種々ナル經濟的事情關係ノ結合デアリマスカラ、米價ノ最高最低基準ヲ定メルニ致シマシテモ、家計費ノ米代、米ノ生産費、唯此二ツノモノダケデ、最高最低ヲ定メルト云フノデハ、ドウシテモ實際問題トシテ誤差ガ多ク出來テ來ルト云フコトヲ考ヘナケレバナヌノデアリマセウ、一ツノモノニ依フテ定メルヨリハ、二ツノモノヲ適當ニ按配シテ決メルト云フコトガ、確ニ公正ヲ得ル所以デアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス(拍手)此意味カラ致シマシテ、唯生産費ト米價ダケデ、家計費中ノ米代ダケデ以テ、最高最低値段ヲ決メタコトガ出来ナイノデアリマス(拍手)ノミナラバ、宜イデハナイカト云フ、單純ナル御議論ニ對シマンシテハ、吾々ハ之ニ贊成スルヲ更ニ觀察ノ方面ヲ一轉シテ見マスル

ト、家計費ト云ヒ、又生産費ト云ヒ、政府ガ今日考ヘテ居リマスル所ノヤリ方ハ、其年其年一年限リノ調査ノ結果ヲ、直チニ最高最低ノ基準價格ノ決定ニ應用シヨウト、斯ウ云フノデアリマス、サウシテ其生産費ト云ヒ、家計費ト云ヒ、是モ亦種々ナル經濟上ノ事情ニ依リマシテ、年々上タリ下タリタルズルデアリマセウ、其年々々下タリバ、據テ定メラレタル所ノ最高最低價格ト上タリスル所ノ其モノヲ、直チニ基準ノ決定ニ用ユルト云フコトニ致シマスルナラ云フモノガ、又年々或ハ多く上り、或ハ多く下りシテ、其變動、其異動ハ必ズ大キイモノニアラウト思フノデアリマス、然ルニ今茲ニ長イ間ノ經驗ニ依シテ、出來テ來タ所ノ、實績ノ上カラ上タテ來タ所ノ、ソレ程波打ツコトノ少イ率勢米價ト云フモノヲソコニ加ヘテ、サウシテ以テ生産費ト家計費ト互ヲ之ヲ適當ニ調合シテ行タコトニ致シマスルト、年々定メラルベキ所ノ最高最低ノ基準價格ト云フモノハ、又生産費、家計費ノミニ依ルモノヨリモ、其變動ノ差ガ少クシテ、茲ニ米價ガ安定スルト云フ結果ヲ來スモノデアルト思フノデアリマス(拍手)

又特ニ東郷君及ビ胎中君ハ、當分ノ間率勢米價一本デ行クト云フコトニ付テ、盛ニ其反對意見ヲ述べランタノデアリマス、併ナガラ此米穀法ノ附則ノ第二項ニ申シテ居リマスル所ノ、當分ノ間ト云フ事柄ニ付テ、吾々ハ東郷君ヤ胎中君ノ御考ニナッテ居ルヤウニハ考ヘテ居リマセヌ、即チ第一回ノ調査ガ出來タナラバ、直チニ是ハ本法ノ運用ニ適用シ得ルモノダト云フ所ノ確信ヲ持テ居ルノデアリマス、何故ソレヲサウ申スカト言ヘバ、此生産費ヲ調査スルコト、家計費ヲ調査スルト云フコトハ、成程政府ハ其正確ナルコトヲ欲シマスルガ故ニ、ズット續イテヤル所ノ方針デ居ルコトハ事實デアリマス、併ナガラ何年續イテヤッテ見タ所デ、其前ノ年ノヲ今年ニ用フル、又今年ノ

分ヲ來年ニ用フルト云フダケデアマス、今年ノ基準價格ノ決定ニ用ヒマスル所ノ、其生産費ト云ヒ、家計費ト云フモノハ、一昨年ノ分ト去年ノ分ヲ合セテ平均ニシテ、今年ノ分ニ持テ來ルト云フヤウナコトヲスルノデハナイノデアリマス、一年調べタモノハ直チニ其翌年ニ應用スル、ソレヨリ以前ノ分ハ最早不用ニ屬スルノデアリマス、此事實カラ考ヘテ行キマスルナラバ、何モ二年、三年、四年ト云フガ如キ長イ歳月ヲ待ツテ居ル必要ガナイ、唯ソレダケノ長イ歳月ヲ費シタ結果ト云フモノハ、調査ノ上ニ實驗ガ出來ルト云フ事實ハアルデアリマセウケレドモ、併ナガラ得ル所ハ唯ソレダケノモノデアッテ、率勢米價ヲ見ルトカ、米ノ平均價格ヲ知ルトカト云フヤウナコトハ、全然是ハ關係ガ違フノデアリマスルカラ、吾々ノ信ズル所ニ依レバ、唯、今年ノ四月カラ十一月マデ掛ツテ、今年ノ米ノ生產費ヲ調査スル、今年ノ九月カラ來年ノ八月マデ掛ツテ家計費ノ調査ヲスル、サウシテ家計費ノ調査ニ付テハ、全國二千戸ノ家ニ就テヤル、生產費ノ調査ニ付テハ全國一千三十戸ノ農家ニ就テヤル、ソレニハ政府ヨリシテ一定ノ様式ヲ示シテ、其様式ニ當嵌マルヤウニ親切ニ、又嚴格ニ之ヲ指導監督シテ行クト云フノデアリマスルカラ、之ニ依テ今年ノ四月カラ十一月マデニ調べ上々所ノ米ノ生產費ト云フモノハ、今年ノ十二月ニ於テ決定サルベキ所ノ基準價格ノ上ニ相當作用サシテ、吾々ハチットモ誤リナイモノト思ツテ居リマス（拍手）隨テ此間モ、一本デ行クト云フ、所謂當分ノ間ト云フコトハ、畢竟スルニ如何ニ長ク見タ所ガ來年ノ十一月マデダケノ話デアル、ソレマデノ譯ニ行カナイト云フガ如キモノノデアルトハ、吾々ハ常識的ニ見テ考ヘナイノデアリマス（拍手）即チ此委員會ニ於テ、關矢孫一君

ガアノ希望條項ヲ付シタト云フ所以ノモノ
ヘ、畢竟ズルニ之ニ基イテ居ルノデアリマ
スカラ、左様ニ三年先ニナッタナラバ調べガ
出来ルコトダカ、或ハ五年先ニナッタラ出来
ルコトダカ、心配デ堪ラヌト云フガ如キ御
心配ハ、一切御無用ニ御願致シテ置キタイ
ト思フノデアリマス(拍手)
斯様ナル次第デアリマスルカラ、米穀法
ノ過去ノ事績カラ考へマシテ、サウシテ今
日ノ米穀法ノ實際ノ状態カラ考へマシテ、
將來ノコトヲ考へテ行キマス時ニ、吾々ハ
斯ノ如キ趣旨ノ含マレテ居リマスル所ノ此
改正案ト云フモノハ、一日モ速ニ實行スル
コトガ、即チ國民ノ爲デアルト同時ニ、生
産者タル農業者ノ爲ニモ、其利益ヲ擁護ス
ル所以デアルコトヲ信ジマスルカラ、吾々ハ
ヘ進ンデ此改正案ニ賛成スル者デアリマス
(拍手)
又米穀需給調節特別會計法ノ改正ニ關シ
マシテハ、政友會ノ諸君モ御賛成ノヤウデ
アル、デアリマスルカラ、其御賛成ヲナサ
ル所ノ趣旨ニ於テ異ナル所アリト致シマシ
テモ、其結果ハ同一デアリマスルガ故ニ、
敢テ多ク申上ガル所ノ必要ハナイト思フノ
デアリマス、唯私ハ此機會ニ於テ一言致シ
テ置キマス、成程米穀調查會ノ答申ニ依リ
マスレバ、政府ハ米穀法改正ノ機會ニ於テ
今日ノ現存シテ居ル所ノ其損失ヲ一般會計
ニ移シテ、之ヲ整理スペシト申シテ居ルノ
デアリマスルガ、今回ノ場合ニ於キシマシ
ヘ、ソレガ實現致シテ居ラナイ、是ハ吾々
ニ於キマシテモ聊カ不本意ニ存ジマスガ、
併ナガラ本會議ニ於テ、又特別委員會ニ於
テ、此問題ニ關シマシテハ當局大臣ヨリ十
分誠意ヲ示シテ答辯ヲ致シテ居ル次第デア
リマシテ、必ズ速ニ其實行ヲスルト云フノ
デアリマスルカラ、吾々ハ當局ノ意ノ在ル
所ヲ諒トシテ、其言明ヲ信ジテ、今日ハ政
府ノ意ニ任シテ置クノガ適當デアルト思フ
ノデアリマス(拍手)又或ハ八千万圓ヲ一時

増額スルト云フコトニ闘シマシテ餘りニソレハ姑息デアルト云フガ如キ感ジヲ御持チニナル方モアルカモ知レマセヌガ、吾々ガ此八千万圓ノ増額ニ贊成スル趣旨ハ、曩ニ第五十六議會ニ於キマシテ、七千万圓ノ増額ニ贊成シタ趣旨ト同一ヂアリマス、而シテ八千万圓ヲ増額シタダケデハ、或ヘ今後米穀法ノ發動ニ對シテ十分備ヘルニ足リナイト云フガ如キ、御懸念ノ方モアルデアラウトハ存ジマスルガ、併シナガラ吾々ガ此八千万圓ノ増額ニ贊成スル意思ハ、政友會内閣當時ニ於テ、漫然ト唯損失ヲ補充スルト云フ意思ダケデ以テ贊成シタノトハ、稍其根柢ヲ異ニ致シマシテ、吾々ハ此八千萬圓ノ金ガ、現實使ヒコレナイデアリマスル間ニ、必ズ此一億五千万圓ノ現在ノ損失金ハ立派ニ整理セラル、モノデアリ、是ガ整理セラル、限リニ於テハ、茲ニ八千万圓補充シテ置クコトニ依テ、此米穀法ハ十分ニ其威力ヲ發揮シ得ル所以ノモノデアルト云フコトヲ確信致シマシテ、此増額ニ贊成スル次第デアルノデアリマス、私ハ以上述ベタ所ヲ以チマシテ、即チ茲ニ委員長ノ御報告ニ贊成スル次第デアリマス(拍手)○議長(藤澤幾之輔君) 松山常次郎君

リマスガ、此事ニ付キマシテハ、私ハ少シ
ク自分ノ意見ヲ述べテ見タイト思フ、是非
非常ニ大切ナル事實デアリマスカラ、一ツ
能ク聽イテ戴キタイトと思ヒマス

今度ノ此米穀法ノ改正ニ於テ、米價ノ基
準ヲ決定スル標準ト致シマシテ、政府ハ米
穀ノ生産費ト家計費ヨリ算出シタル米價ト
云フモノヲ標準ニ致シテ居ルノデゴザイマ
ス、所ガ此米穀ノ生産費ト、通常ノ米價ト
ノ間ノ開キガ極メテ近イノデアリマス、家
計費カラ算出シタル米價トノ開キガ非常ニ
多イ、今年ノヤウナ年ハ特別デゴザイマス
ケレドモ、先程カラノ演説ヲ承テ居リマシ
タ所ニ依リマスト、斯ウ云コトニナッテ居
リマス、率勢米價カラ出シテ來タ米價ハ今
二十二圓デアル、家計費カラ計算シタモノ
ハ、農林省ノ出シタモノハ二十一圓デアル、
帝國農會ノ出シタモノハ二十六圓デアル、
實際ノ米價ハ十八圓デアル、率勢米價ノ二
割下値ヲ言ウテモ十八圓デアル、然ルニ實
際ノ米價ハ十八圓、一度ハ十七圓、十六圓
マデ下タ、斯ウ云フ事實デゴザイマス、故
ニ此米價ノ下値ト見ルベキ米穀ノ生産費ト
米價トノ距離ハ、非常ニ近イノデアリマス、
故ニ少シ米價ガ下レバ、直グ農民ガ堪ヘラ
レナイ、ヤカマシク言テ居ル、ダカラ此米
穀法ガ發動シナケレバナラヌコトニナル、
生計費カラ算出シタ米價ガ、上ノ限界トノ
距離ガ極メテ廣イノデアリマス、故ニ此米
穀法ハ、今後ト雖モ實ニ於テ多ク發動スルト
云フコトハ當然ノコトデアリマス、委員會ニ
於テ關矢君ガ希望條件ヲ提出スルニ付テ、ソ
レヲ説明セラレタ中ニモ其中ニモ其事ニ觸レ
テ居リマス、米價ト云フモノハ、今日ノ農
民ノ收入ノ大部分ヲ成ス、然ルニ生計費ノ
方カラ言ヘバ、其一部分ニ過ぎナイ、故ニ
農民ノ利益ノ爲ニ多ク圖ラナケレバナラヌ
云々ト述ベラレテ居リマス、今日ノ社會ノ
實際ニ鑑ミマシテ、米價ノ狀態ガ、農民ノ生
產費ト云フモノニ極メテ迫ツテ來テ居ルノデ

アリマス、是が私共ノ農村ノ爲ニ常ニ心配スル譯デアリマシテ、私共ハ此米穀法ヲ審ケレバナラヌ、消費者ノ方面ニハ餘裕ガアリ、生産者ノ方面ニハ餘裕ガ無イ、此事實ヲ根本的ニ考ヘテ、私共ハ此米價ノ基準ヲ決定スルコトヲ審議シナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)

政府カラ與ヘラレマシタル計算表及圖表ニ付テ調べテ見マスルニ、此米穀法改正案ニハ多クノ缺點ガアルコトヲ私共ハ發見致スノデアリマス、其第一ヲ先づ申上げテ見タイト思ヒマス

米穀法が始メテ制定セラレタノハ大正十年四月デアリマスガ、ソレヨリ以來、今日マデ米穀法ノ發動シタコトガ十三回デアリマス、然ルニ此改正法律案ガ實施セラレテ居タトスレバ、此法律ノ發動ハ五回ダケトナリマス、即チ此改正法律案ニ依レバ、米ノ調節作用ハ非常ニ鈍感ナモノナッテシマヒマス、今村上君ノ御演説ヲ承ッテ居リスト、此米穀法ノ發動ハ十年以來米ガ十回トカ、賣が七回トカ言テ居リマスガ、是ハマルデ政府カラ貰ッタ表ノ見方ヲ知ラナイノデアリマシテ、ドウカモウ一遍政府ニ能ク其表ノ見方ヲ教ヘテ貰ッテ、御研究ニナルコトヲ希望致シマス、政府カラ與ヘラレタ表ニ依ルト、五回發動シタコトニナッテ居ルノデアリマス、但シ是ハ率勢米價ノ上値二割ト云フモノヲ標準トシテ私ガ申シタノデアリマシテ、若シ政府ガ今爲サウト致シテ居リマスル生計費ノ調査ガ出來テ、ソレカラ算出シタル米價ト云フモノヲ御考ニ加ヘタナラバ、恐ラク此五回ガ二回ニ減シテシマヒマス、サウ云フヤウナ譯デ、此米穀法ガ出來マスト、殆ド此米穀法ハ米價調節ニ對スル機能ヲ失^タテシマフト云フコトニナルノデアリマス(拍手)

ソレカラモウ一ツノ事實ヲ指致シタイト思ヒマス、大正七年度ノ場合ヲ調べマス

ルニ、其年ノ七月ニ率勢米價上値二割ヲ米穀ガ突破シテ居リマスカラ、此時米穀法ガ賣却ニ向シテ發動スル譯デアリマス、然ルニ其七月ニ彼ノ米騒動ガ勃發シテ居リマスカラ、此米穀法ガ實施セラレテ居シテモ、彼ノ米騒動ハ防止シ得ナカツコトニナリマス、又昭和六年度ノ率勢米價下値二割ハ十八圓二十八錢デアリマスカラ、ソレマデハ此米穀法ハ買入ニ發動シナイ、近頃米價ハ一時十七圓ニモ下リマシタガ、農家ハ二十三四圓頃カラ騒イデ居タ、政府ハ米穀調節審議會ヲ開キナドシテ居ル間ニ、米價ガ釣瓶落シニ下シテ、十七圓ニモナッタノデアタ、若シ十八圓二十八錢ニナルマデ政府ガ米價調節ヲシヨウトモシナイトスレバ、生産者タル農家ハタマツタモノハナイ、今日米價最も低價格ガ十八圓二十八錢デアルトスレバ、ソレハ生産費或ハ農家經濟ノ側カラ見テ忍ビ得ル所デハアリマセヌ、私ハ委員會ニ於テ此二點ヲ指摘シテ、政府ノ採用セル直線式率勢米價ヨリモ「バラボラ」式率勢米價ノヲ要求致シマシタ、サウシテ出來タ表ニ依リマスルト、大正七年ニ米穀法ガ賣却ニ發動スルノハ三月トナツテ居ル、故ニ七月ノ米騒動ハ優ニ防ギ得タ譯デアル

三十三年深川米市場標準中米ノ價格デア
ルガ、此ニツヲ乘ジテ算出スルコトニナッテ
居リマス、毎年ノ基準價格タル率勢米價ノ
決定ハ、前年ノ十二月ニ於テ之ヲ爲ス、而
シテ此算定ニ用フル一般物價指數ハ、其前
月即チ十一月ニ於ケル日本銀行物價指數ニ
之ヲ取ルコトニナッテ居リマス、故ニ日本銀
行十一月ノ物價指數ガ算定セラルレバ、直
チニ其後一箇年ノ米價ヲ支配スペキ率勢米
價及ビ上値二割、下値二割ノ最高最低價格
ガ決定セラレル、例ヘバ昭和五年度ノ率勢
米價ハ二十九圓四十六錢デアル、昭和六年
度ノ率勢米價ハ二十二圓八十五錢デアル、
即チ昭和六年度ハ前年度ニ比シテ率勢米價
ニ於テ六圓六十一錢低下シテ居ル、而シテ
上値二割ニ於テ七圓九十三錢、下値二割ニ
於テ五圓二十九錢低落スル譯ニアリマス、
此數字ハ相場師ニ取テハ可ナリ大ナル獲
物デアリマス、此事實ヲ二日三日或ハ五日
前ニ知リ得タナラバ、隨分大仕事ガ出來ル
筈デアル、此十一月ノ物價指數ガ日本銀行
ヨリ農林省へ通知セラレ、農林省ヨリ發表
セラル、マダノ間ニ於テ、祕密ガ漏レヌト
云フコトハ誰カ保證シ得ルデアリマセウ
カ、ソレノミナラズ率勢米價ノ上値二割ト
下値二割トノ間ハ、全ク米價變動ヲ自由ニ放
任シ置クコトニナルカラ、相場師ノ活動自
在タル道理デアル、此改正米穀法ガ實施セ
ラル、コトニナレバ米價ハ却テ相場師ニ弄
バル、結果ヲ來スデアラウト思ヒマス(拍手)
次ニ考フベキコトハ最高最低ノ價格ノ
決定ニ付テ、アリマス、政府ヨリ配布セ
ラレタル率勢米價ノ説明ト云フ「ハンフレ
ト」ニハ、米穀生產費ト率勢米價ノ下値二割
ニ相當スル價格トノ間ニ於テ、適當ト認ム
デアルト答ヘラレマシタ、然ラバ米穀生產
費ト率勢米價下値二割ノ價格ト何レヲ重ク
適當ト認ムル價格トハ何カトノ質問ニ對シ、
農林大臣ハ其時ノ世情ニ考ヘテ斟酌スルノ
ニ相當スル價格トノ間ニ於テ、適當ト認ム

見ルカトノ質問ニ對シ、同等ニ見ルト答ヘ
二万圓ノ追加豫算ヲ提出シ、協賛ヲ得レバ
ラレマシタ、米穀生産費ハ近々此議會ニ十
調査ニ著手スルノデアル、本當ニ此生産費
ガラモ可ナリ使用ニ堪ユル米穀生産費ヲ攤
ヲ調査スル爲ニハ今後十年モ掛ルサウデア
リマスルガ、農林大臣ハ來年度ノ率勢米價
リタル意思ヲ發表セラレマシタ、生産費ト云フ
ヲ算出スル時、即チ本年十一月迄ニ不十分ナ
モノハ、斯ノ如ク大層ナ努力ノ結果得ラル
ベキ貴ニ數字デアリマス、率勢米價ト云フ
モノハ後ニ詳シク説明致シマスルガ、學理上
ノ根據ナク、實際ニ適合シナイ、謂ハゞ好
モニハ、斯ノ如ク大層ナ努力ノ結果得ラル
シマシタ所ガ、石黒政府委員ハ斯ウ云フヤ
イ加減ナ數字、學者ノ遊戲位ヨリ以上ニ評
ウニ答ヘテ居リマス「明治三十四年以來ノ
各米穀年度内ニ於キマスル平均米價ト云フ
モノニ對シマシテ、其一米穀年度内ニ於ケ
ル最高米價ト最低米價トノ開キヲ見マスル
ト、ソレハ長年ノ平均ニ於キマシテ一割八
分二厘何毛ト云フコトガ出マス、上ノ方ニ
モ一割八分二厘、下ノ方ニモ一割八分二厘
ト云フ風ニ出マス、ソコデソレヲ二割ト見
マシテ、サウシテ其間ノ値幅ト云フモノ
ハ、米ノ取引ノ上ニ於テ年々アリ得ル平均
ノ動キデアル、斯ウ見マシテ、其間ハ米
ノ取引ノ自由ニ任シテ、調節賣ニモ調節買
ニモ出ナイデ宜シイ値幅デアル、斯ウ認メ
マシタ次第デアリマス」斯ウ云フ風ニ政府
委員ハ答ヘテ居ルノデアリマス、即チ此二
割ト云フ數字ハ、極メテ大雜把ナ假定的ナ
數字デアル、即チ此率勢米價下値ニ割ト云
フ數字ハ、全ク腰ダメ的ナ數字ニ過ギナイ
ノデ、農家ノ安危ヲ支配スルヤウナ、大切
ナル意義ヲ持タシムベキ性質ノモノデハナ
イノデアリマス（拍手）ソレヲ非常ナ努力ニ
依テ調査シタル米穀生産費ト同等ノ重要

ヲ解セズ、唯最小ニ乘法ト云フ計算ノムヅカシイ數字ヲ應用シテ算出シタモノデアルカラ、定メシ有意義ナ正確ナ數字デアラウト過信シタ結果デアラウガ、全ク金ト鉛リマス、家計費ノ調査ハ同ジク今度六万圓ヲ混合シテ其平均ヲ執ルト云フヤウナ仕方デアリマス、最高價格決定ノ方モ同様デアリマス、家計費ヨリ算出セラル、ノ追加豫算ヲ出シテ、是迄調査ヲ行フテ居ル便宜モアルカラ、内閣統計局へ委託シテ調査スルコトニナルサウデアル、其厳密ナ調査ノ上決マルベキ家計費ヨリ算出セラル、米價ト、腰ダメのニ算定セラル、率勢米價上値二割トヲ同等ニ取扱シテ、此二者ノ間ニ於テ最高價格ヲ定メヨウト云フノデアル、六千万國民ノ生活ニ重大ナル關係ヲ持チ來ルベキ米ノ最高價格ヲ、斯ノ如キ非合理的ナ方法ニ於テ政府ハ之ヲ定メヨウト致シテ居ル、ソレカラ此率勢米價下値二割、上値二割ト云フモノハ、米穀生産費、家計費ノ調査セラル、迄ハ、最低價格、最高價格トシテ用ヒラル、ノデアルカラ、更ニ詳細ニ研究シテ見ル必要ガアルト思フノデアリマス（拍手）即チ米穀生産費ハ下値二割ヨリモ多クノ場合大キイ、之ヲ最近農林省ヨリ昭和五年度米生産費トシテ発表シタモノガ二十一圓三十五錢デアル、ハ、政府ヨリ配布セラレタル表ニ依レバ十八圓二十八錢デアル、而シテ米穀生産費ハ、帝國農會ノ第二次計算ハ二十六圓三十五錢デアル、吾々ハ此場合ニ於テ帝國農會ノ方ガ確ナモノト思ヒマスガ、其事ハ先程胎中君カラ申サレマシタカラ、此事ニ付テハ申シマセヌガ、兎ニ角二十一圓二十六錢ト云フモノガ出テ居ルノデアリマス、然ルニ拘ラズ下値二割ハ十八圓ト云フモノニナフテ居ルノデアリマス、要スル農林省調査二十一圓三十五錢デモ、帝國農會調査二十六圓

三十五錢デモ、率勢米價ノ下値二割十八圓二十八錢ヨリモ大キイト云フ事ガ分レバ此場合宜シイノデアル、此米穀生産費ト下値二割トノ間ニ於テ、適當ト認ムル價格ヲ以テ最低價格ト定メルト云フノデアルカラ、此最低價格ハ率勢米價ニ對スル割合ハ下値二割ヨリモ大キイ、即チ下値デ言ヘバ二割ヨリモ少ナイ割合ニナル、次ニ最高價格ハ家計費ノ調査ニ依リ算出セラル、米價ト、率勢米價ノ上値二割ニ相當スル價格トノ間ニ於テ、適當ト認ムル價格ヲ以テ定メルト云フノデアルガ、此家計費ヨリ算出セラル米價ナルモノハ、通常率勢米價ノ上値二割ヨリモ大キイ、先程胎中君ガ申サレタガ、政府ノ出シテ居ル表ハ四十七八圓ト云フコトニナニテ居ルト云フコトデアル、故ニ最高價格ハ率勢米價ノ上値トシテ見レバ、其割合ハ通常二割ヨリモ大キクナル、即チ最低價格ハ率勢米價ノ下値二割ヨリモ割合ガ少クナルシ、最高價格ノ方ハ通常二割ヨリモ大キクナルノデアルカラ米穀生産費、家計費ノ調査ノ出來ル迄、率勢米價ノ上値下値ノミヲ以テ最高、最低價格ヲ決定スル場合、上値ノ方ハ下値ノ方ヨリモ割合ヲ大キクスルコトガ合理的デアルト思フ、即チ腰ダメのニ言フナラバ、上値二割ヲ最高價格トスルナラバ、下値一割五分ヲ最低價格ト定メルコトガ、一層合理的ト思フ(拍手)是ハ民政黨ノ人モ同感デアル、民政黨ノ人ガ希望條件ヲ説明スル時ニモ此事ハ述べテ居リマス

第二ニ、日本銀行ノ物價指數ヲ取ルコト
ハ、相場師ニ悪用セラル、虞ガ甚ダ多イ、
故ニ此米穀法ガ實施セラレバ、相場師ノ
活動ヲ許スコトニナリ、米價ノ投機的波瀾
ガ繁クナル虞ガアル
第三ニ最高及最低價格ノ決定ニ於テ多ク
ノ不合理ナ點ガアル、而シテ其結果農家ガ
多大ノ損失ヲ蒙ルコトニナル

ラ、茲ニ讀ミ上ゲマスコトハ略シマスケドモ、議長ノ御許ヲ得テ速記録ニ留メテ既キ度イト思ヒマス(拍手)是ヨリ直線式ノ合ト「バラボラ」式ノ場合ト趨勢値ノ比較致スニ付キ、之ヲ圖表ニ現ハス場合、横ニ於テ明治三十三年一度以後ノ年次ヲ現シ、縦軸ニ於テ趨勢値ヲ表示スルト致シス、直線式ノ場合ハ、趨勢値ハ起點ヲ一・一七六七トシ、ソレヨリ水平線トノ間ニ度十九分ノ角度ヲ保ツテ直線ヲ描イテ、年ノ進ムト共ニ一定ノ傾向ニ於テ上、下テ行

斯ノ如キ状態ニアルカラデアリマス、大正十三年一月頃ヨリ以後ハ「バラボラ」式ノ趨勢値ハ直線式ノ趨勢値ヨリモ大キクナリマスカラ、率勢米價モ亦大キクナリマス、故ニ大正十三年以後ハ直線式ノ場合ヨリモ「バラボラ」式ノ場合ノ方ガ農家ニ取テ有利トナリマス、昭和六年ノ最低價格ニ於テ「バラボラ」式ノ場合ハ、直線式ノ場合モ、一圓四十五錢高ク維持スルコトガ出來ルト云フコトハ、前ニ申述べテ置キマシタ
米價率、趨勢値算出ニ於ケル直線式ト「バラボラ」式ノ比較ハ此程度ニ於テ止メテ、話ヲ先へ進メタイト思ヒマス

此場合此意義ヲ説明シタイト思フ、前ニ申シマシタルガ如ク、率勢米價ハ基準米價ト、一般物價指數ト、米價率トノ趨勢値トノ積ヲ以テ算出スルコトニナシテ居ル、此米價率ノ趨勢値ノ算出方法ヲ政府ハ直線式ヲ採^タ、委員會ニ於テ私ガ「バラボラ」式ノ計算ヲ要求致シタ、「バラボラ」トハ拋物線デアリマス、向フヘ物ヲ拋ガタ時ニ、地球ノ引力ガ作用シテ描ク所ノ線デアリマス、大砲ヲ發射シタ時ニ描ク所ノ彈道、是ガ拋物線即チ「バラボラ」ニアリマス、私ハ先程カラ御話シタルガ如ク、直線式デ計算シタル率勢米價、政府ガ今度採用セントスル率勢米價デハ、其適用上幾多ノ不都合ガアルト認メマシタ、「バラボラ」式ノ趨勢價カラ算出シタル率勢米價ナラバ、幾分是等ノ不都合ヲ除去スルコトガ出來ルデアラウト想像果シテ幾分不都合ガ緩和セラレタ事ヲ發見スル
今ヨリ米價率ノ趨勢値ヲ算出スルニ付キ「バラボラ」式ト直線式トノ特徴ヲ比較シテ見マス、是等ヲ算出スルニ用フル實驗的範ハ、西ヶ原農事試験所長安藤農學博士ガ非常ナル努力ノ結果算定シ得タモノデアリマスカラ、同博士ニ敬意ヲ表スル意味ニ於テ、又研究家ノ参考トモナラウト思ヒマスカ
ガ此場合此意義ヲ説明シタイト思フ、前ニ申シマシタルガ如ク、率勢米價ハ基準米價ト、一般物價指數ト、米價率トノ趨勢値トノ積ヲ以テ算出スルコトニナシテ居ル、此米價率ノ趨勢値ノ算出方法ヲ政府ハ直線式ヲ採^タ、委員會ニ於テ私ガ「バラボラ」式ノ計算ヲ要求致シタ、「バラボラ」トハ拋物線デアリマス、向フヘ物ヲ拋ガタ時ニ、地球ノ引力ガ作用シテ描ク所ノ線デアリマス、大砲ヲ發射シタ時ニ描ク所ノ彈道、是ガ拋物線即チ「バラボラ」ニアリマス、私ハ先程カラ御話シタルガ如ク、直線式デ計算シタル率勢米價、政府ガ今度採用セントスル率勢米價デハ、其適用上幾多ノ不都合ガアルト認メマシタ、「バラボラ」式ノ趨勢價カラ算出シタル率勢米價ナラバ、幾分是等ノ不都合ヲ除去スルコトガ出來ルデアラウト想像果シテ幾分不都合ガ緩和セラレタ事ヲ發見スル
チ直線式ノ場合ヨリモ上ニアル、ソレカラ漸次下^タテ明治四十三年七月ノ頃最低ノ位向ヲ保^タテ拋物線ニ變化シテ行クノデアル、趨勢値ハ直線式ノ場合ハ、一定ノ傾向ヲ保^タテ直線的に増加シテ行クノデアルガ「バラボラ」式ノ場合ハ、稍、複雜ナル傾向ヲ保^タテ拋物線ニ變化シテ行クノデアル、起點ニ於テハ一・一二三・三ノ値ヲ保ツ、即チ直線式ノ場合ヨリモ上ニアル、ソレカラ漸次下^タテ明治四十三年七月ノ頃最低ノ位置ニ達スル、ソレカラ漸次増加シ始メテ、大正十年二月頃起點ト等シキ高サニ達スル、ソレヨリ以後ハ拋物線的傾向ニ於テ増加スル一方デアル、初メニ趨勢値が低下スル途中、明治三十九年十一月頃直線式趨勢値ノ線ヲ切^タテ其下ニ出ル、而シテ大正十三年二月頃再び直線式趨勢値ノ線ヲ切^タテ上ニ出マス、故ニ大正七年頃ハ「バラボラ」式趨勢値ハ直線式趨勢値ノ下ニアリマスカラ、隨テ上値ニ割ノ線モ「バラボラ」式ノ方ガ低ク、米穀法ノ賣ニ發動スルコトモ早クナル譯デアル、政府ヨリ與ヘラレタル計算ニ依レバ「バラボラ」式ハ三月ニ、直線式ノ方ハ七月ニ發動スルコトニナシテ居ル、私ガ前ニ申シマシタ大正七年ノ米騒動ハ、直線式ノ場合ハ豫メ防遏スルコトガ出來ナカッタ、「バラボラ」式ノ場合ハ四箇月モ前ニ米穀法ガ發動シテ居ルカラ、豫メ防遏スルコトガ出来タト申シマシタ理由ハ、趨勢價ガ

「スノ如キ状態ニアルカラデアリマス、大正十三年二月頃ヨリ以後ハ「バラボラ」式ノ趨勢値ハ直線式ノ趨勢値ヨリモ大キクナリマスカラ、率勢米價モ亦大キクナリマス、故ニ大正十三年以後ハ直線式ノ場合ヨリモ、「バラボラ」式ノ場合ハ、直線式ノ場合ヨリモ、一圓四十五錢高ク維持スルコトガ出来ルト云フコトハ、前ニ申述ベテ置キマシタ、米價率、趨勢値算出ニ於ケル直線式ト「バラボラ」式ノ比較ハ此程度ニ於テ止メテ、話ヲ先へ進メタイト思ヒマス

次ニ此趨勢値ノ算出ニ付テ……

〔議長々々「人ノ原稿ヲ讀ムナ」其他發言スル者多シ〕

○議長(藤澤幾之輔君) 静肅ニ願ヒマス

○松山常次郎君(續) モウ少シデス、非常ニ大事ナコトデアリマスカラ、聽イテ戴キタイ、此問題ハ私ガ此處デ述べタラ、學問上ノ争ノ起ル問題デアリマスカラ、宜イ加減ナコトハ言ヘナインデアリマス、故ニ私ハ書いて來テ確ナコトヲ速記ニ残シテ置キタイト思フノデアリマス

次ニ此趨勢値ノ算出ニ於テ、最小自乗法ト云フ高等數學ヲ使シタト云フコトヲ以テ、此計算ヲ非常ニ權威アルモノ、如ク思ハシメル爲メノ道具ニ、政府側ニ於テ使ハント致シタル爲ニ、此問題ガ大イニ委員會ニ於ケル興味ヲ惹起シタノデアリマスガ、元來最小自乘法ト云フ理論ハ、多クノ實驗ノ中ヨリ誤差ヲ最小トスルガ如キ傾向ヲ見出サシキモノニ適用スベキモノデハナインデアリマス、而シテ之ヲ適用スレバ事柄ヲ單純化シテ、一定ノ傾向ヲ見出スコトヲ得ルガ故ニ、學者ハ好ンデ斯ノ如キモノニモ之ヲ應用スル、此場合ニ於テハ學理的根據ガア

リミニラ「實驗的範式」トシテ實用的使用ニ
邁スル場合ニノミ有價値デアリマス、然ル
ニ先程ヨリ説明シタルガ如ク、米價率ノ趨
勢値ヲ見出ス此實驗的範式ハ、其適用上不
都合ガ多イ、故ニ吾々ハ此實驗的範式ニ多
クノ信賴ヲ置クコトガ出來ナイ、之ヲ適用
シテ米ノ最高最低價格ヲ定メ、以テ米ノ調
節ヲ有效ナラシメント企ツル、此米穀法改
正案ノ示ス方法ニ賛成スルコトガ出來ナイ
ノデアリマス

諸君、私ノ理論上ノ議論ハ大體是デ終リ
デゴザイマス、其處デ私ハ此事ニ付キマシ
テハ、町田農林大臣ノ御意見ヲ委員會ニ於
テモ聽イタノデゴザイマスガ、先日或ル貴
族院議員ト私ガ會々ク、其人ノ話ニ、貴族院
ニハ學者ヲ勅選議員ニ致シマシテ、隨分偉
イ學者ガ居ル、申ニハ藤澤利喜太郎氏ト云
フガ如キ數學ノ大家ガ居ル、サウ云フ人ハ
勿論此率勢米價ノ理論ヘ分ルデセウ、其他
五人ばかりハ此理論ノ分ル人ガアルサウデ
アル、建築ニ於テ柱ノ設計ヲスルト云フヤ
ウナ時ニ、高等數學ヲ、ムヅカシイ數學ヲ
使フト云フコトニハ、別ニ國民ハ左様ニ講
心ハ持チマセヌ、諸君、此事ハ能ク聽イテ
下サイ、先程カラ村上君モ胎中君モ此事ヲ
話サレタノデアリマスガ、學者ガ研究シテ
吳レタノデアルカラ、ソレヲ信ズレバ宜イ
デハナオカ、若シ政府ガ斯ウ云フ法律ヲ出
サナイデ、自分ニ勝手ニ自分ノ責任ニ於テ
高等數學ヲ使ッテ之ヲヤルノデアルナラバ
宜シイノデアリマス、法律ニ幽シテ吾々ノ
責任ニ於テ此法律ヲ制定シヨウト云フ所ニ問
題ガ起ツテ來ルノデアリマス(拍手)貴族院
デモ是ガ分ルヤウナ人ハ五人位ヨリアルマ
イ、サウ云フヤウナムヅカシイ問題ヲ以テ
吾々ノ所ヘ持ッテ來ルト云フ所ニ問題ガア
カルノデゴザイマス、此問題ハ其最高最低價
格ヲ決メルト云フコトハ、六千万ノ國民全
體ニ關係アルノデアリマス、消費側カラ申

シマスナラバ、三千万ノ國民全體ニ關係ア
ルノデアリマス、私共ガ選舉區ニ歸ツテ農家
ノ人ニ會フ、米ガ安タテ困ル、農林省ヘ
行ツテ米ノ買上ヲ願ニ行ツテモ、米穀法ニハ
率勢米價ノ下値ニ割ト決シテ居ルノダカラ、
其値ガ來ルマデハ役人ノ手デハ如何トモスル
コトガ出來ヌト言フ、ア、云フ法律ヲドウシ
テ擁ヘテ下サツタト云フコトヲ言ハレタラ、
吾々ヘ困ルノデアリマス(拍手)學者ノ説明
ニ信賴セヨト言フガ、サウ云フ譯ニハ行カ
ヌノデアリマス、故ニ私ハ農林大臣ニ斯ウ
云フヤウナムヅカシキ、皆ニ分ラヌヤウナ
方法デ之ヲ出スト云フコトハ、ドウデアル
カト云フ御意見ヲ尋ネタノデアリマス

○議長（藤澤幾之輔君） 多數デアリマス、
仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長（藤澤幾之輔君） 作田君ノ勤議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマヌ

○米穀法中改正法律案 第二讀會

○議長（藤澤幾之輔君） 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、委員長報告通りニ決シマシタ、
是ニテ本案ノ第二讀會ハ終リマシタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○議長（藤澤幾之輔君） 作田君ノ勤議ニ御
異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第三讀會ヲ開キマス

米穀法中改正法律案 第二讀會

○議長（藤澤幾之輔君） 別ニ御發議ガアリ
マセヌカラ、第一讀會議決ノ通り可決確定
致シマシタ（拍手）次ニ米穀盡給調節特別會
計法中改正法律案ノ第二讀會ヲ開クヤ否ヤ
ヲ御諸ソリ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開ク
ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ
シタ

○作田高太郎君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ
通り可決確定セラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（藤澤幾之輔君） 御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマス

米穀需給調節特別會計法中改正法律案 第二讀會

○議長(藤澤幾之輔君)　發議ハアリマセ
ス、仍テ本案ハ第三讀會ヲ省略シ、委員長
報告通り可決確定致シマシタ――日程第
一、電氣事業法改正法案ノ第一讀會ヲ開キ
マス――小泉遞信大臣

第一　電氣事業法改正法律案（政府提出）　第一讀會

電氣事業法改正法律案

第一條　電氣事業法ニ於テ電氣事業ト稱スルハ、
左ニ掲タルモノヲ謂フ

一般ノ需用ニ應ジ電氣ヲ供給スル
事業

二　一般運送ノ用ニ供スル鐵道又ハ輶
道ノ動力ニ電氣ヲ使用スル事業

三　第一號又ハ前號ノ事業ニ電氣ヲ供
給スル事業

第二條　本法ニ於テ電氣工作物ト稱スル
ハ電氣ノ供給又ハ使用ノ爲施設スル水
路、貯水池、器具、機械、電線路其ノ
他ノ工作物ニシテ電氣事業ノ用ニ供ス
ルモノヲ謂フ

前項ニ於テ電線路ト稱スルハ電氣ノ傳
送ニ用フル電氣導體及之ヲ支持シ又ハ
保藏スル工作物ヲ謂フ

第三條　電氣事業ヲ營マントスル者ハ左
ノ書類ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベ
シ

一　起業目論見書

二　工事設計書

三　工事費概算書

四　事業上ノ收支概算書

電氣事業者前項ノ書類ニ掲グル事項中
重要ナルモノヲ變更セントスルトキハ
主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四條　電氣事業者ハ主務大臣ノ指定ス
ル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請シ、
工事ニ著手シ及共ノ事業ヲ開始スベシ
主務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場
合ニ限り前項ノ期間ノ伸長ヲ許可スル

第五條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレ
バ工事ヲ施行シ又ハ電氣工作物ヲ使用
スルコトヲ得ズ

第六條 電氣事業者ハ行政官廳ノ許可ヲ
受ケ他人ノ土地ニ立入り電氣工作物ノ
施設ニ關スル調査若ハ測量ヲ爲シ又ハ
工事ノ爲他人ノ土地ニ立入ルコトヲ得
此ノ場合ニ於テハ少クトモ五日前ニ市
町村長ニ其ノ日時及場所ヲ通知シ市町
村長ハ之ヲ告示シ又ハ其ノ旨ヲ土地ノ
占有者ニ通知スベシ

電氣事業者ハ電氣工作物ノ修理又ハ巡
視ノ爲必要アルトキハ其ノ工作物ヲ施
設シタル他人ノ土地又ハ建造物ニ立入
ルコトヲ得但シ日没ヨリ日出迄ノ間ニ
於テハ危険急迫ノ場合ニ非ザレバ占有
者ノ意ニ反シテ邸宅又ハ建造物ニ立入
ルコトヲ得ズ

第七條 電氣事業者ハ必要アルトキハ電
線路ノ施設又ハ保守ニ障害ヲ及ボスベ
キ植物ヲ伐除シ又ハ移植スルコトヲ
前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ植物
ノ所有者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ
協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ行政官
廳ノ許可ヲ受ケ之ヲ伐除シ又ハ移植ス
ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ電氣事業
者ハ豫メ其ノ旨ヲ植物ノ所有者ニ通知
スベシ

危險急迫ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ
前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ植物ヲ伐除シ
又ハ移植スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出デ
且植物ノ所有者ニ通知スベシ

第八條 電氣事業者ハ道路、橋梁、溝渠、
河川、堤防其ノ他公共ノ用ニ供セラル
土地ノ地上又ハ地中ニ電線路ヲ施設
スル必要アルトキハ其ノ效用ヲ妨げザ
スル

ル限度ニ於テ其ノ管理者ノ許可ヲ受ケ
テ之ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ電氣事業者ハ管理
者ノ定ムル所ニ依リ使用料ヲ納ムベシ
管理者正當ノ事由ナクシテ第一項ノ許
可ヲ拒ミタルトキ又ハ管理者ノ定メタ
ル使用料ノ額ヲ不相當ナリトスルトキ
ハ主務大臣ハ電氣事業者ノ申請ニ依リ
使用ヲ許可シ又ハ使用料ノ額ヲ定ムル
コトヲ得

前三項ノ規定ハ道路法ニ依ル道路及其
ノ附屬物並ニ道路法第七條ノ規定ニ依
リ同法ノ規定ヲ準用スル道路及其ノ附
屬物ト爲ルベキモノニ關シテハ之ヲ適
用セズ

第九條 電氣事業者ハ必要アルトキハ現
在ノ使用方法ヲ妨げザル限度ニ於テ他
人ノ地上ノ空間若ハ地中ニ電線路ヲ施
設シ又ハ建造物ノ存在セザル他人ノ土
地ニ電線ノ支持物ヲ建設スルコトヲ
得

電氣事業者前項ノ規定ニ依リ他人ノ土
地ヲ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ
所有者及占有者ト協議スベシ協議調ハ
ズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
其ノ使用ノ範囲ヲ定メ豫メ地方長官ノ
許可ヲ受ケテ其ノ工事ニ著手スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ少クトモ五日前
ニ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通
知スベシ

第十條 第六條、第七條及前條ノ場合ニ
於テ現ニ生ジタル損失ハ電氣事業者之
ヲ補償スベシ

前項ノ補償金額ハ當事者間ノ協議ニ依
ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハ
ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ電氣事業
者ハ豫メ其ノ旨ヲ植物ノ所有者ニ通知
スベシ

第十一條 第一號又ハ第三號ノ電氣事業
者ハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他
供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第十二條 電氣事業者ハ地中電氣工作物
ヲ施設スル場合ニ於テ他人ニ屬スル地
中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要ア
ルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨げザル
當ノ事由ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲サザ
ルトキハ請求者ノ負擔トス

第十三條 電氣工作物相互間及電氣工作
物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障
害防止ノ爲必要ナル施設ニ關スル事項
ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前二條ニ規定スル工事又ハ施
設ニ關スル費用ノ負擔、損失ノ補償其ノ
他ノ事項ハ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除
クノ外當事者間ノ協議ニ依ル協議調ハ
ズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ
主務大臣之ヲ裁定ス

電氣工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ
關スル裁定中負擔金額又ハ補償金額ニ
付不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル
行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ電
燈ノ光度、供給點ニ於テ保持スベキ
度ニ非ザレバ電氣ノ供給ヲ拒ムコトヲ得
ス

氣事業者ヲシテ損失ノ補償ニ充ツベキ
金額ヲ供託セシムルコトヲ得

第十一條 電線路ヲ施設シタル土地ノ近
接地又ハ第九條ノ規定ニ依リ電線路ヲ
施設シタル土地ノ所有者又ハ占有者ハ
土地ノ使用方法ヲ變更スル爲必要アル
トキハ命令ノ定ムル所ニ依リ電氣事業
者ニ對シ障害ノ豫防又ハ除却ニ必要ナ
ル方法ヲ施スコトヲ請求スルコトヲ
得

前項ノ工事ニ要スル費用ハ勅令ニ別段
ノ定アル場合ヲ除クノ外電氣事業者ノ
負擔トス但シ其ノ工事ヲ爲シタル後正
當ノ事由ナクシテ豫定ノ變更ヲ爲サザ
ルトキハ請求者ノ負擔トス

第十二條 電氣事業者ハ地中電氣工作物
ヲ施設スル場合ニ於テ他人ニ屬スル地
中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要ア
ルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨げザル
シムルコトヲ得

第十三條 電氣事業者ハ地中電氣工作物
ヲ施設スル場合ニ於テ他人ニ屬スル地
中電氣工作物ノ位置ヲ變更スル必要ア
ルトキハ當該工作物ノ效用ヲ妨げザル
シムルコトヲ得

第十四條 第一號又ハ第三號ノ電氣事業
者ハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他
供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第十五條 電氣事業者ハ正當ノ事由アル
時ニ非ザレバ電氣ノ供給ヲ拒ムコトヲ得
ス

第十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ許可
ヲ受クルニ非ザレバ供給事業ノ全額又
ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得
ズ

第十七條 電氣事業者電氣料金其ノ他供
給條件ヲ設定シ又ハ變更セントスルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ
認可ヲ受ケベシ

第十八條 第一號又ハ第三號ノ電氣事業
者ハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他
供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第十九條 第一號又ハ第三號ノ電
氣事業會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其
ノ事業ニ屬スル電氣工作物施設ノ費用ニ
充ツル爲清法第二百條ノ規定ニ依ル
制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得
但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ
二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス
ル財產ガ拂込ミタル株金額ニ満タザル

日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スル
コトヲ得

第十五條 電氣事業者ハ正當ノ事由アル
時ニ非ザレバ電氣ノ供給ヲ拒ムコトヲ得
ス

第十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ許可
ヲ受クルニ非ザレバ供給事業ノ全額又
ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得
ズ

第十七條 電氣事業者電氣料金其ノ他供
給條件ヲ設定シ又ハ變更セントスルト
キハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ
認可ヲ受ケベシ

第十八條 第一號又ハ第三號ノ電氣事業
者ハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他
供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲ス
コトヲ得

第十九條 第一號又ハ第三號ノ電
氣事業會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其
ノ事業ニ屬スル電氣工作物施設ノ費用ニ
充ツル爲清法第二百條ノ規定ニ依ル
制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得
但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ
二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存ス
ル財產ガ拂込ミタル株金額ニ満タザル

トキハ前項ノ規定ヲ適用セズ
第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ屬
テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬
スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ
特別ノ事情アル場合ニ於テ主務大臣其
ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第二十條 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ主任技術者ヲ選任シ技術ニ關ス
ル事項ヲ擔任セシムベシ

主務大臣ハ主任技術者ガ其ノ職務ヲ怠
リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル
行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズ
ルコトヲ得

第二十一條 第一條第一號又ハ第三號ノ
電氣事業會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他
ノ事業ヲ營ムコトヲ得ズ

第二十二條 電氣事業ノ會計ニ關スル事
項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十三條 行政官廳ハ電氣事業者ニ對
シ電氣工作物及其ノ工事並ニ業務及財
產ノ狀況ニ關シ検查ヲ爲シ又ハ報告ヲ
爲サシムルコトヲ得

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリ
務竝ニ會計ニ關シ電氣事業者ニ對シ改
築、改善其ノ他監督上必要ナル事項ヲ
命ズルコトヲ得

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリ
ト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ效用
ヲ増進シ又ハ電氣ノ需給ヲ調節スル爲
電氣事業者ニ對シ電氣工作物ノ施設、
變更若ハ共用、電氣ノ流用又ハ工事ニ
關スル期間ノ伸縮ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ命令ニ因リ必要ヲ生ジタル工事
費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ關係電氣事
業者ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議
ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之
ヲ裁定ス

第二十六條 電氣事業者ハ主務大臣ノ
認可ヲ受クルニ非ザレバ合併ヲ爲スコ
トヲ得

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ
許可ハ當該範圍ニ付其ノ效力ヲ失フ
一 指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ
申請セズ、工事ニ著手セズ又ハ事業
ヲ開始セザルトキ

二 工事施行ノ認可ナキトキ

三 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止
ノ許可ヲ受ケタルトキ

四 電氣事業會社ガ解散シタルトキ

第二十八條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テ
又ハ會社ノ取締役其ノ他ノ役員ノ改任
ヲ命ズルコトヲ得

一 電氣事業者ガ法令若ハ法令ニ基キ
テ爲斯處分又ハ許可若ハ認可ニ附シ
タル條件ニ違反シタルトキ

二 電氣事業者ガ其ノ供給區域内ノ一
部分ニ供給ヲ開始シタル後久シキニ
瓦リ其ノ殘餘部分ニ對シ電線路其ノ
他供給上必要ナル設備ヲ爲サザルト
キ

三 電氣事業者ガ公益ヲ害スル行爲ヲ
爲シタルトキ

第二十九條 國ハ公益上ノ必要ニ因リ第
一條第一號又ハ第三號ノ事業ヲ買收ス
ルコトヲ得

第二十五條 電氣事業者ハ主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ買收ヲ

又ハ一部ヲ讓渡スコトヲ得ズ
電氣事業者ガ電氣事業ニ屬スルモノノ
全部又ハ一部ヲ以テ設定シタル工場財
團ノ競落人電氣事業者ナルトキハ當然
其ノ事業ヲ承繼ス

可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部
又ハ一部ヲ讓渡スコトヲ得ズ
電氣事業者ガ電氣事業ニ屬スルモノノ
全部又ハ一部ヲ以テ設定シタル工場財
團ノ競落人電氣事業者ナルトキハ當然
其ノ事業ヲ承繼ス

第二十六條 電氣事業會社ハ主務大臣ノ
認可ヲ受クルニ非ザレバ合併ヲ爲スコ
トヲ得

第二十七條 左ノ場合ニ於テハ第三條ノ
許可ハ當該範圍ニ付其ノ效力ヲ失フ
一 指定ノ期間内ニ工事施行ノ認可ヲ
申請セズ、工事ニ著手セズ又ハ事業
ヲ開始セザルトキ

二 工事施行ノ認可ナキトキ

三 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止
ノ許可ヲ受ケタルトキ

四 電氣事業會社ガ解散シタルトキ

第二十八條 主務大臣ハ左ノ場合ニ於テ
又ハ會社ノ取締役其ノ他ノ役員ノ改任
ヲ命ズルコトヲ得

一 電氣事業者ガ法令若ハ法令ニ基キ
テ爲斯處分又ハ許可若ハ認可ニ附シ
タル條件ニ違反シタルトキ

二 電氣事業者ガ其ノ供給區域内ノ一
部分ニ供給ヲ開始シタル後久シキニ
瓦リ其ノ殘餘部分ニ對シ電線路其ノ
他供給上必要ナル設備ヲ爲サザルト
キ

三 供給事業ノ全部又ハ一部ニ付廢止
ノ許可ヲ受ケタルトキ

四 電氣事業會社ガ解散シタルトキ

第二十九條 國ハ公益上ノ必要ニ因リ第
一條第一號又ハ第三號ノ事業ヲ買收ス
ルコトヲ得

第二十五條 電氣事業者ハ主務大臣ノ認
可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ買收ヲ

又ハ一部ヲ讓渡スコトヲ得ズ
電氣事業者ガ電氣事業ニ屬スルモノノ
全部又ハ一部ヲ以テ設定シタル工場財
團ノ競落人電氣事業者ナルトキハ當然
其ノ事業ヲ承繼ス

臣ノ許可ヲ受ケテ前項ノ事業ノ買收ヲ
爲スコトヲ得

第二項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ヲ買收
セラルニ因リテ殘存事業ノ全部又ハ
一部ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザル
トキハ電氣事業者ハ國又ハ公共團體ニ
對シ殘存事業ノ全部又ハ一部ノ買收ヲ
請求スルコトヲ得

前三項ノ規定ニ依ル買收價格、買收範
圍其ノ他買收ノ條件ハ當事者間ノ協議
ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト
能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス
前項ノ裁定中買收價格ニ付不服アル者
ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内
ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十條 第一條ニ掲タル事業ヲ除クノ
外電氣施設ヲ爲スモノニ關スル規定ハ
前項ニ規定スルモノノ中重要ナル產業
又ハ公共ノ利益ト爲ルベキ事業ノ爲電
氣ヲ供給又ハ使用スル事業ニ關シテハ
勅令ノ定ムル所ニ依リ本法ヲ準用ス

第三十一條 國ニ於テ電氣事業ヲ營マン
トスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ト協
議スベシ第三條第二項ノ事項ヲ變更セ
ントスルトキ亦同ジ

國ニ於テ營ム電氣事業ニ關シテハ第三
條乃至第五條、第十五條乃至第二十三
條、第二十五條乃至前條及第三十五條
乃至第三十八條ノ規定ヲ適用セズ

第三十二條 第二十四條第一項ノ命令其
別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 電氣委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ
置タ

第三十四條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズ
テ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル
者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス

第三十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ依リ許可若クハ認可ヲ受ケ
テ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シ
タル者又ハ第十七條第二項若ハ第二十
四條第一項ニ依ル命令ニ違反シタル者
ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 電氣事業者左ノ各號ノ一ニ
該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處
ス

第三十七條 電氣事業者ハ其ノ代理人、
戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其
ノ業務ニ關シ、本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違
反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザル
ノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

第三十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令ニ依リ電氣事業者ニ適用スベキ
罰則ハ電氣事業者法人ナルトキハ取締
役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ
其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業
ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ
電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタル者ハ
五年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金
ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十四條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズ
テ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル
者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處
ス

第三十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令ニ依リ許可若クハ認可ヲ受ケ
テ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シ
タル者又ハ第十七條第二項若ハ第二十
四條第一項ニ依ル命令ニ違反シタル者
ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 電氣事業者左ノ各號ノ一ニ
該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處
ス

第三十七條 電氣事業者ハ其ノ代理人、
戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其
ノ業務ニ關シ、本法若ハ本法ニ基キテ發
スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違
反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザル
ノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得

第三十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發ス
ル命令ニ依リ電氣事業者ニ適用スベキ
罰則ハ電氣事業者法人ナルトキハ取締
役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員
ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ
其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業
ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未
成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ニ依リ新ニ許可又ハ認可ヲ受クベキ
モノト爲リタル事項ニシテ本法施行ノ際
現ニ存スルモノハ之ヲ本法ニ依リ許可又
ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○國務大臣(小泉又次郎君)　只今上程セラ
レマシタ電氣事業法改正案提出ノ趣旨ヲ簡
〔國務大臣小泉又次郎君登壇〕

單ニ掲明致シマス、較近電氣事業ノ發達ハ極メテ著シキモノガアリマシテ、國民ノ日常生活ノ上ニ、將又各種產業上ニ缺クベカラザル關係ヲ有スルニ至リマシタルコトハ、今更申上ダルマデモナインデアリマス、之ヲ二十年前、現行電氣事業法制定ノ當時ニ比較致シマスルナラバ、洵ニ隔世ノ感ガアルノデアリマス、斯ノ如ク全ク面目ヲ一新致シマシタ所ノ電氣事業ヲシテ、能ク其使命ヲ全ウセシメ、以テ國民ノ福利増進ニ資シテ遺憾ナキヲ期シマスルノニハ、是ガ監督行政ノ基礎タルベキ法制ヲ能ク現下ノ實情ニ副ハシメテ、其實現ヲ圖ラネバナラヌト存ズルノデアリマス、御承知ノ如ク歐洲大戰後ニ於ケル經濟界ノ變動ハ、有ユル產業ノ根本的整理、合理化ノ必要ニ迫ラレテ居ルノデアリマス、特ニ電氣事業ハ國民ノ日常生活ニ直接關係ノアルハ勿論、其他諸般ノ事業ニ對シ動力ヲ供給スル所ノ、所謂基礎產業タル性質ニ鑑ミマシテ、其合理的統制ヲ圖ルノ必要ハ、他ノ事業ニ較マシテ一層切實ナルモノガアルト存ズルノデアリマス、本案ハ右ノ趣旨ヲ以チマシテ、電氣事業ニ對シ監督行政ノ方針ヲ確立シ、事業統制ノ據ルベキ所ヲ定メ、事業ノ正常ナル發達ヲ期スルガ爲ニ、現行電氣事業法ノ全部改正ヲ行ハントスルモノデアリマス、仍テ何卒慎重ニ御審議ノ上、速ニ協賛アラシコトヲ切望致シマス（拍手）

○倉元要一君 私ハ只今上程ニ相成リマシタ改正法案ニ付テ四五ノ質疑ヲ致シタイト存ジマス、極ク簡潔ニ要領ダケヲ申上ゲタイト存ジマス、今遞信大臣ノ御説明ヲ承リマシテモ、此電氣事業ハ基礎産業デアリマシテ、最モ國民經濟ト密接ナル——重大ナル關係ヲ持ツモノデアリマス、此法案ハ此見地ニ立テ考ヘマスト、吾々ハ慎重ニ考慮ヲ拂ハナケレバナラヌ問題ト存ズルノデアリマス、先づ第一ニ私ガ當局ニ伺ヒタコトハ、此法案ノ骨子ハ電力ノ統制ニアルモノト私共ハ思フノデアル、此統制ヲ期スルト云フコトハ、電氣事業ノ設備ニ於テ、諸般ノ施設、其他ニ於テ資本ノ重複ヲ避ケル、設備ノ重複ヲ避ケテ、有無相通ズル所ノ一つノ合理化ヲ行フト云フコトニアルコトハ論ズルマデモナイコト、存ジマス、左様ニ考ヘテ參リマスト、此統制ガ如何相成ルカト云フト、

〔議長退席、副議長著席〕

事業者ハ主トシテ民間ノモノデアリマス、一般ノ財界ノ狀況ガ好況ニ向ヒ、漸次電力ヲ要スル所ノ情勢ガ、供給ヨリモ之ヲ補フダケノ電力ガ不足ヲ來スヤウナ場合ガ若シアリトシタ時ニ、事業者ハ多ク民間デアリマスカラ、此要求ニ應ズル施設ヲ爲ス場合ニハ、資金ヲ要スル關係ガ生ズルノデアル、此時ニ當テ民間ノ事業者ハ、此資金ヲ調達スルコトニ甚ダ困難ナル場合ガアリマス、之ヲ政府ガ分配ヲシテ、此資金調達ニマデモ保證ヲ與ヘ、便宜ヲ與ヘルダケノ方針ガ政府ニナクテハ、此統制ノ完全ヲ期スルコトハ出來ナイト思フノデアリマス

尙ホ此統制ヲ行フ上ニ付キマシテ附帶シテ起ル問題ハ、此事業者ノ間ニ於テ、電力ノ卸賣ヲスル所ノ事業者、此電力ヲ卸賣ヲノト間ニ、紛争ヲ招ク事例ガ從來少クナイノデアリマス、斯ノ如キ場合ニ一般公衆ト事業者トノ間ニハ、政府ガ其中ニ立テ調停ニ立ツ規定ガアル、然ルニ事業者間ノ紛争ヲ醸シタ場合ニ、政府ガ進ンデ之ニ調停ヲスル所ノ勞ヲ取ル規定ハナインデアリマス、一方ニ於テ電力ノ供給ヲ受ケル方ノ側カラ言ダテ、モウ少し供給ヲ受ケタイ、現在ノ供給量デハ不足ヲ來スカラ、需要ハ益増進シテソレニ伴フダケノ供給ガ足リナカイラ、供給ヲセヨト言ダタ場合ニ、之ヲ拒ム場合ガアリ、或ハ又反對ニ今マデ供給ヲ受ケテ居タル方デ、卸賣側ノ事業者ノ方へはレ／＼ダケノ——幾十キロワット時ダケノ供給ヲ受ケテ居タガ、今後ハ其半分デ宜イト云フヤウナ、突然從來ノ關係ヲ打切ラントスルス、斯ノ如キ場合ハ政府ハ進ンデ此間ノ調停ヲ爲シ、事業ノ圓滿ナル發達、之ヲ御考ヘニナシテ居ルカドウカ、此所見如何ヲ御尋ヌルノデアリマス

尙ホ第三ハ第二十四條ノ規定ガ即チ統制トナルヘキ根源ノ條項デアリマスルガ、其條項ヲ見マスト云フト、此電力ノ根源デアル、即チ發電水力——ムヅカシイ言葉甚デ申シマスナラバ、アナタ方ノ御承知ノヤウニ發電資源、電氣資源、此資源ト云フコトニ付テノ統制ヲ付ケテ行ク所ノ途ガ開ケテ行ク、ノデアリマスケレドモ、此根源ノ電氣資源ス、アノ規定ノ中ニ電氣資源ト云フ四字ヲ御加ヘニナルナラバ此電力ノ根源デアル、是ノ統制ヲ付ケテ行ク所ノ途ガ開ケテ行ク、ノデアリマスケレドモ、此根源ノ電氣資源カラ生レテ出ル所ノ電力ノ配電、其他ノ分配ニ付テハ茲ニ規定セラレテ居ル、所ガ其根本トナル資源ニ付テノ統制ノ規定ヲ缺イテ居ルト云フコトハ、甚ダ私共ハ此法案全體ヲ通ジテ見テ、一つノ缺陷デアルト思フノデアリマス、是ハ將來水利、或ハ水力ト申シマスカ、水利法、水力法ト云フヤウナ、サウ云フ法案ヲ將來政府ハ此議會ニ提案スルト云フ一面ニハ御考ガアツテ、之ヲ左様ニ御取扱ニナシテ居ルノデアルカ、其邊ヲハッ

キリ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス
第四ニ御尋申上ガルコトハ、今日財界ノ不況ニ伴ヒマシテ、電力ノ需要ト云フモノハ漸次減ッテ來テ居ル、毎年從來ノ統計ヲ見マスト云フド、一割以上需要が増進シテ居ル、然ルニ今日ハ財界不況ノ爲ニ是ガ五分ニ減ジテ居ル状態デアルノデアリマス、此電力ガ只今デハ過剰ニナツテ居ル、供給過多デアル、人ニ依ラテハ之ヲ八十一万「キロワット」ト言ヒ、或ハ七十何万「キロワット」ト言フ、私共ハ先ヅ大體間違ノナイ數字トシテ考ヘテ見テ、六十万「キロワット」或ハ五十万「キロワット」、此間ノ過剰電力ヲモノガ、我國ニアルト見テ居ルノデアル、此電力ハ此統制ヲ付ケテ行クト云フ政府ノ此見地ニ立ッテ考ヘマスナラバ、此餘剩電力ヲ有効ニ利用スルコトガ、最モ國家經濟ノ上カラ云々テモ極メテ必要ナルコト、私共ハ考ヘル、遞信大臣ハ之ニ對シテ如何ナル御考ヲ御持チニナツテ居ルカ、私共ハ此過剰ノ電力ハ鐵道省ガ只今計畫ニナツテ居ル所ノ信濃川ノ電力、此發電所ヲ御計畫ニナルヤウナコトヲ御考ヘニナラナクテモ、此過剰ノ電力ヲ應用ナサッテ、或ハ中央線ヲ電化スル、ソレニ依ラテ輸送力ヲ増ス、總テノ運轉經費モ非常ニ低下スルコトガ出來ル、隨テ他に產業ガ起ル、斯ウ云フ一舉兩得ノ私ハ經濟的ニ施設ガ出來ルト思フ、殊ニ東海道本線ノ複々線ナドモ、中央線ノ電化輸送力ノ増進ニ依ラテ是等ハ緩和セラレルノデアリマス、是等ハ政府當局ニ於テハ如何ニ御研究ニナツテ居ルノデアルカ、此餘剩電力ヲ有效ニ應用スルト云フコト、關聯シテ考ヘマシテハ、是ハ勅令ヲ以テ定メルトシテ、即チス 次ニハ此法案ノ中ノ第三十二條ニハ、最モ統制上ニ必要ナル諮問機關トシテ、電氣委員會ト云フモノヲ設置ニナルヤウデアリマス、此委員會ノ組織運用ト云フコトニ付テハ、是ハ勅令ヲ以テ定メルトシテ、即チ

ノ命令ニ譲^ステデアルヤウデアリマスガ、此組織ノ内容、諸問スペキ所ノ重要ナル事項ト云フモノハ、現實的ニ斯ウ云フ場合ニ此委員會ニ諮詢スルモノナリト云フコトニ付テ、ハッキリ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス
次ニ伺ヒマスコトハ、政府ハ此統制ヲ御付ケニナル此見地ニ立テ、重要産業、基礎産業ト云フ此見地ニ立テ、國民經濟ノ上ニ至大ナル影響ヲ持ツ重大ナル問題デアルラシテ、將來此電力事業ト云フモノハ、國家自ラガ其經營ニ當ルコトガ國民生活上必要デアル、是ハ一ツ考ヘ方ニ依テハ社會問題トモナル大キナ問題デアル、將來政府ノ所見ハ漸^シヲ追ウテ國營ヲ實現セシメタイト云フ方針デアルノカ、サウハ考ヘテ居ナイノデアルカ、此法案ノ全體ノ建前カラ之ヲ判断シマスト云フ、政府ハ之ヲ國家ノ經營ニ移シタイト云フ希望ヲ有セラレルヤニ吾々ハ窺ヒ見ルノデアリマス、ソコデ此規定ノ申ニ國家ハ公益上必要アル場合ニ之ヲ買收スルコトハ出來ル、又公共團體モ監督官廳ノ許可ヲ受ケテ此電氣事業ヲ買收スルコトガ出來ル、斯ウ云フ規定ガアルノデアリマスガ、公益上必要ナル場合是ガ公共團體ノ場合デアリタ時、之ヲドウ云フヤウニ政府ハ御考ヘニナツテ居ルカ、即チ公共團體ガ電氣事業經營ノ任ニ當ルト云フ際ニハ、如何ナル場合ニ之ヲ許可スル方針デアルノガ、地方公共團體ノ電氣事業ノ經營ニ當^シテ居ル其實蹟ニ鑑ミマシテ、政府ノ所見ハ如何、アリマスカ、サウシテ地方公共團體ニ此電氣ノ事業ヲ許スト云フヤウニナツテ場合ニ、其地方團體ノ行政區域ト、電氣ヲ供給スル所ノ區域ト云フモノハ必ズシモ一致シザイノデアル、左様ニ考ヘテ見マスト云フト、或ハ料金ノ點、或ハ區域ノ點、其他少クトモ邪魔ニナリハセヌカト私共ハ考ヘルノデアリマスガ、其點ハ政府ハ如何ニ御

次ニ伺ヒタイコトハ電力料金ノ問題ニアリマス、是方吾々日常ノ生活ノ上カラ考ヘテ、國民全體ノ經濟ニ鑑ミマシテ、最モ重大ナル案件デアルト思テ居ルノデアリマス、今日ノ電燈料金ト云フモノハ——電力料金ト云フモノハ、是ハ好況時代ノ多クハ高イ資金ヲ授ジテ出來上ダタ、ソレヲ基礎トシテノ料金デアルト思フノデアリマス、聞ケ所ニ依ルト此元ハ水力發電所ノ一「ギロワット」ノ價ハ五百圓、火力デ三百圓、是ガ今日デハ水力ガ三百圓位デ、火力ガ百二十圓程度ニ於テ設備ガ出來得ラルト云フ、狀態ニ相成ツテ居ル、斯様ニ一般ノ經濟ノ狀態ガ違ツテ來テ居ル、此各電氣事業者ノ經營状態ガ一々同一デアレバ宜イガ、必ズシモ歩調ガ揃ツテ同一デハナイ、其事業者ノ内容ガ一々違フノデアリマス、ソコデ此料金方甲者ノ方ハ非常ニ高イ、乙者ノ方ハ幾ラカ安イト云フヤウナ、テンダム區々ニ相成ツテ居ルノデアリマス、需要者ノ關係カラ言ヘバ、今日ノ世ノ中ノ經濟狀態カラ見て、今日ノ電力料金ト云フモノハ非常ニ高イ、殊ニ一般物價ガ二割七分或ハ三割ニ近イダケノ低落ヲ見タ今日カラ之ヲ考ヘマスルト、丁度政府ガ煙草ノ値下モセナイ、鹽ノ値下モセナイ、斯カ云フコト、關聯シテ考ヘテ見マスルト、一般國民ハ非常ニ無理ナシマス、ソコデ今回第十七條ニ於テ、料金ハ從來届出主義ニ依ツテ、其事業者ノ自由デアッタモノヲ、今回政府ガ此料金ヲ決定スル所ノ權限ヲ持ツヤウニナッタノデアリマス、スルガ、併シサウスルコトガ、國民經濟ノ爲ニ、一般需要者ノ保護ノ爲ニ極メテ必要デアルト云フコトノ爲ニ、是ダケ重大ナル

瓦斯事業ノ方デハ法律ニチヤント規定ガア
ル、ソレヲ此法案ニハ命令ニ議^テ、會計検
査ノ事ヲ全ク輕々視テ居テレルヤウデアリ
マスガ、料金ハ政府が決定スル權限ヲ握ル
以上ハ、此權限ノ基礎ヲ爲ス所ノ其事業ノ
内容狀態ヲ深ク研究考察スル手段ニ出ツル、
此會計検査ト云フ事ヲ命令ニ議^テ之ヲ輕
ク視ルト云フコトハ、甚ダ是ハ當ラスト思
フ、是ハ法律ノ御改正アルベキモノト存ズ
ルノデアリマス

大體私ノ質問ハ以上ノ要旨ニ依^テ盡キ
テ居ルト思フノデアリマス、尙ほ詳細ノ事
ハ委員會ニ於キマシテ十分ニ政府ノ所見ヲ
質シタイト存ズルノデアリマス(拍手)
(國務大臣小泉又次郎君登壇)

○國務大臣(小泉又次郎君) 倉元君ノ御質
問ニ對シテ御答致シマス、本案ノ骨子ハ事業
統制二重投資ヲ防止スルモノデアルカト
云フコトデアリマスガ、御尋ノ通りデアリ
マス、其他ニ本案ノ骨子ヘ、料金認可制廢
モ其骨子ノ主ナルモノト致シテ居リマス
ハ、何カ明文ガアルカト云フ仰セデアリタ
ノデアリマスガ、資金調達ニ付キマシテハ
電力不足ノ場合ハ民營事業者ガ資金ノ調
達ニ相當ニ困ルガ、資金調達ノ方法ニ付テ
雖モ増資スルコトガ出来ルト云フ、所謂
金融ノ方法ヲ特ニ設ケテ居ルノデアリマス
カラ、之ヲ以テ調節ガ出来得ルト信ジテ居
リマス

電力ノ卸賣業者ト其他ノ事業者トノ間ニ
於テ其契約上ノ破綻ヲ來スカ、若ケハ解約
フル場合ニ於テ、今マデ卸賣ヲ致シタル
事業者ハ直チニ其總テノ設備ガ立廢レニナ
ルデハナイカ、サウ云フ時ニハドノ權利ヲ
以テ之ニ發動命令ヲスルカ、此條項モ見當^テ
テ居ラヌデハナイカ、斯様ナ御意忠ニ伺^テタ
ノデアリマスガ、其事ヲ明カニハ此處ニハ
認メテアリマセヌケレドモ、御承知ノ如ク

業ニ電氣ヲ供給スル事業」所謂は特定ノ供給ヲ指シタモノニアリマシテ、御質問ノ鉄賣業者モ電氣事業者ノ中ニ入シテ居ルノデアリマス、之ヲ受ケマシテ第十七條ニハ「電氣事業者電氣料金其ノ他供給條件ヲ設定シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケバシ、主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ電氣事業者ニ對シ電氣料金其ノ他供給條件ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」此條項ニ於キマシテモ、御尋ノヤウナコトガ發生シタル場合ニハ、主務大臣ハ發動致シテ其裁定ヲ致ス權能ヲ持ツテ居ルト信ジテ居ルノデアリマス、其上ニ第二十四條ニ「主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニテハ電氣設備ノ效用ヲ増進シ又ハ電氣ノ需給ヲ調節スル爲電氣事業者ニ對シ電氣工作物ノ施設、變更若ハ共用、電氣ノ流用又ハ工事ニ關スル期間ノ伸縮ヲ命ズルコトヲ得」斯様ナ條項ガアリマスルノデ、此十七條、二十四條ニ依リマシテ、御質問ノ御趣意ノ杞憂ハ解決ガ出來ルト信ジテ居ルノデアリマス
電氣資源ニ付テ何等ノ明文ガナイデハナイカト仰セデアッタノデアリマスガ、ヤハリ此電氣資源ニ付キマシテモ、第二十四條ニ依リマシテ電氣設備ノ效用ヲ増進ストアリマスル、此文字ハ資源即チ水ノ利用ニ關係シタ條文デアルノゴザイマス、其設備ノ爲ニハ、貯水池等ノ設備ニ依リマシテ、其調節ハ出來得ルト考ヘテ居リマス
電力過剩ニ付テノ御質問ニアリマシタガ、御質問ノ如ク、現在ニ於テハ幾何カノ電力ハ確ニ餘シ居ルト思テ居リマスル、餘シテ居ルナラバ、今回鐵道省ノ信濃川發電所ヲ許ス必要ガナイデハナイカ、ソレヲ利用スルコトガ、即チ電氣統制ノ本旨デハナイカ、斯様ナ御質問ノ御趣意ニ承タノデアリマスルガ、御質問ノ通リデアリマスル、併ナガラ我ガ遞信省ノ統計ニ依リマスレ

バ、現在デハ幾何カノ電力ハ過剩致シテ居
十年度カ十一年度ニ至リマスルト、現在ノ
動力デハ不足ヲ告ゲルト云フ計數ガ現ハレ
テ居ルメアリマスル、之ニ依シテ信濃川
ハ、申上ゲルマデモナク今日始々タ問題デアリ
マセヌ、前々内閣カラノ問題デアリマシテ、
多年ノ懸案デアッタノデアリマスシ、但シ我
ガ遞信省ニ於キマシテハ、其過剰動力ガアル
ナラバ、何トカシテ之ヲ統制上調節スル
ノ緊要ヲ認メマシタノデ、其點ニ付テハ特
ニ重ギヲ置イテ研究ヲ致シマシタ、其結果
鐵道省ニ於キマシテモ、近キ將來ニ電力ガアル
不足ヲ生ズルト云フ計數ヲ持テ居リマス
ルガ故ニ、而モ信濃川ノ此發電所ナルモノ
ハ、昭和十一年即チ十二年度ノ初メニ於テ
落成スルノデアリマスルカラ、丁度電力ノ
不足ヲ生ズルヤウナ時ニ仕上ル、ソレヤ是
ヤヲ參照致シマシテ、鐵道省テハ自給自足ト
云フコトヲ目的ト致シタイト、斯様ノ考デ
アリマスル、遞信省デハ之ヲ適當ト認メマ
シテ許可致シタ次第アルノデアリマスル
次ニ電氣調査會議ニ掛ケル所ノ諸問題項
ドウデアルカト、斯様ノ御質問デアリマシ
タガ、是ハ詳シク申シマスルト云フト、隨
分細カニ瓦ルト思シテ居リマスル（簡單
單「ト呼フ者アリ）其點ハ委員會ニ一ツ御讓
リヲ願ヒタイト思シテ居リマスル

來マスル以上ハ、或ハ近イ將來ニ於テ、其理想通りノ國營ニナル時期ガ來ナイトモ輿ラスト思^シテ居リマス、此點ハ是ダケデ御答ト致シテ置キマス
國家公益上必要アル場合、又其共團體ガ之ヲ買收スルト云フ時ニハ、統制ノ邪魔ニナラヌカト、斯様ナ御質問ノヤウデアリマスルガ、其場合ニ、國家方之ヲ必要ト認メタ場合、若タハ公共團體ガ買收ノ必要アリト認メマス時ニ於キマシテ、之ヲ許可致シマス場合ニハ、必ズヤ其統制ヲ棄ストカ、或ハ複雜ナル事情ヲ惹起スト云フヤウナコトノ萬ナイコトニ注意致シマシテ、許可スル時ニハ許可致シタオト思^シテ居リマスカラ、決シテ統制ノ邪魔ニナルヤウナコトハナイト考へテ居リマス
電力料金ニ付キマシテハ、第十七條ニ認メテアリマスルガ、仰セノ如ク今日ハ事業會者ニ依リマシテ一定ノ料金ニナッテ居リマセヌ、申上ゲルマデモナク、一ツノ事業會社ニ於キマシテモ、都會ト郡村トデハ自ラ料金ヲ異ニ致シテ居ルト云フコトハ、申スマデモナインデアリマスガ、是ハ倉元君モ御承知ノ通り、私ハ素人デアリマスケレドモ、調査致ス所ニ依リマスト、此電氣事業ト云フモノハ、他ノ一般ノ商工事業ト異リマシテ、特ニ大資本が固定致スノデアリマス、時ノ物價ノ騰落ニハ大シタ關係ハナインデアリマス、殊ニ仰セノ如ク、今日出来テ居リマスル電氣事業ト云フモノハ、凡ソ一番景氣ノ好イ物ノ高カッタ時分ニ設備ヲ致シテ居リマス、併シ今日ハ物價指數ガ下டテ居ルカラ、之ヲ下ゲルノハ當然デハナイカ、是ハ數字ノ上カラハサウデアリマセウケレドモ、今申上ガシタル如ク、電氣事業ト云フモノハ、他ノ一般ノ商工事業ト異タル特殊點ヲ持テ居ルト云フ點カラ考へマスト、直チニ之ヲ下ゲルノガ善イカ悪イカト云フコトハ、極メテ重大ナル問題デアリマス、幸ニシテ本案ガ通過致シマスナラ

○**國務大臣**（小泉又次郎君）　成ベク速ニ施行シテ、私ハ甚ダ不満足ニ考ヘマスガ、委員會ニ於テ詳細ニ質シタヽ存ジマス、併シ唯一點ダケ質問ヲ致シタヽ、本案施行ノ期日へ駆令ニ譲ツテ居ラレマスガ、凡ソイツ頃カラ御實施ニナル御考デアリマスカ、此點ダケヲ簡單ニ御答辯願ヒマス

○**國務大臣**（小泉又次郎君）
〔國務大臣小泉又次郎君登壇〕

○**副議長**（小山松壽君）　質疑ハ終了致シマシタ――自程第二、右議案ノ審査ヲ付託スナク重要法案デアリマスカラ、之ヲ實施致シマスルニハ、相當當局ト雖モ、又電氣事業者ト雖モ、準備的豫備知識ノ必要ヲ感ジマスノデ、昭和七年ノ一月カ若クハ本年末ニ於テ之ヲ實施シタイト云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）

○**副議長**（小山松壽君）　質疑ハ終了致シマシタ――右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○**作田高太郎君**　本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレントヨトニ望ミマス

○**副議長**（小山松壽君）　作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○**副議長**（小山松壽君）　御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○**日程第三、土地牧用法中改正法律案ノ第
一讀會ヲ開キマス――齋藤政府委員**

ノデアリマス、若シ之ニ該當スルトシマ
ルナラバ、全國ノ町村長等ガ教員ニ對シテス
寄附行爲ヲ強要スルト云フコトハ、一種ノ
罪ヲ犯スコトニナルノデアリマス、之ヲ司
法大臣ハ弱者如何様ニ御居デアリマスカ、
寄附行爲ノ強要ニ對シ飽マテモ抗議ヲ申込
ミ、或ハ之ヲ訴訟沙汰ニスルヤウナコトガ
強要サムシテ何モ申シマスケレドヲ
繩付ニナラナケレバ、ナラヌト思フノデアリ
マスガ、其點ニ付テ司法大臣ハ如何ニ御
考セアリマスカ、又國立ノ小學校教員ヲ御
督セラル所ノ文部大臣ハ、此點ニ付テ如
アリマシタナラバ、其町村長等ハ片端カラ
繩付ニナラナケレバ、ナラヌト思フノデアリ
マスガ、又國立ノ小學校教員ヲ御
督セラル所ノ文部大臣ハ、此點ニ付テ如
何様ニ御考セアリマスルカ、ドウツ此點ニ
付テ責任アル御答辯ヲ得タインデアリマス、
尙ホ申上ゲタイコトハ澤山アリマスケレド
モ、簡単々々ノ聲デアリマスカラ、私ノ質
問ハ此程度ニ止メテ置キマス

現ニ大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ
關スル條約ニ付キ、大正十三年法律第二號
海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル
法律ガ施行セラレテ居リマスガ故ニ、新タ
ニ法律ヲ制定セズ、茲ニ右法律ニ適當ナル
改正ヲ施サントスル次第デゴザイマス、本
法律改正案ハ右ノ趣旨ヲ以テ立案セラレタ
モノデゴザイマシテ、國際條約ニ依ル義務
ヲ履行スル上ニ於キマシテ、洵ニ必要ナル
モノデアリマス、貴族院ニ於テハ大正十三
年法律第二號第一條第一項第一號中「建造
ノ下ニ「又ハ改裝」ト云フ字句ヲ加ヘルコト
ニ修正致シマシタガ、是ハ右法律ノ趣旨ヲ
變改スルモノデアリマセヌ、故ニ政府ハ
其修正ニ賛成致シマシタ、何卒慎重ニ御審
議ノ上御協賛ヲ賜ランコトヲ希ヒマス
○副議長（小山松壽君）　日程第八、右議題案
ノ副議長（小山松壽君）　日程第八、右議題案
シマス

<p>一 鑄業法中報告書 三十名提出</p> <p>二 鑄業法中改正法律案（大里廣次郎君外二名提出）</p> <p>右ハ本院ニ於テ兩案ヲ併合シ表題ヲ「鑄業法中改正法律案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也</p> <p>昭和六年二月二十七日</p> <p>委員長 大里廣次郎</p>												
<p>衆議院議長澤澤幾之輔殿</p> <p>〔別紙〕</p>												
<p>鑄業法中左ノ通改正ス</p>												
<p>第八十五條中「百分ノ一」ヲ「千分ノ五」ニ改ム</p>												
<p>第八十八條第一項ヲ左ノ如ク改ム</p>												
<p>北海道、府縣及市町村ハ鑄業税ニ對シ各左ノ制限内ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得</p>												
<p>二 市町村</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">鑄產稅</th> <th style="text-align: left;">試掘鑄區稅</th> <th style="text-align: left;">探掘鑄區稅</th> <th style="text-align: left;">鑄產稅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">千分ノ三十</td> <td style="text-align: center;">千分ノ三十</td> <td style="text-align: center;">千分ノ七十</td> <td style="text-align: center;">千分ノ二百</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">千分ノ七十二</td> <td style="text-align: center;">千分ノ七十二</td> <td style="text-align: center;">千分ノ二百</td> <td style="text-align: center;">千分ノ二百</td> </tr> </tbody> </table>	鑄產稅	試掘鑄區稅	探掘鑄區稅	鑄產稅	千分ノ三十	千分ノ三十	千分ノ七十	千分ノ二百	千分ノ七十二	千分ノ七十二	千分ノ二百	千分ノ二百
鑄產稅	試掘鑄區稅	探掘鑄區稅	鑄產稅									
千分ノ三十	千分ノ三十	千分ノ七十	千分ノ二百									
千分ノ七十二	千分ノ七十二	千分ノ二百	千分ノ二百									
<p>本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p>												
<p>〔大里廣次郎君登壇〕</p>												
<p>○ 大里廣次郎君 只今上程ニナリマシタ鑄業法中改正法律案委員會ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ御報告致シマス、坂井君外二名ノ提案ニナッテ居リマシタ議案ハ坂井君カラ之ヲ拋棄サレテ、私外三十七名ノ提案ニナッテ居リマス案ニ合同サレタノデアリマス、故ニ政府モ此案ニ賛成ヲ表セラレマシタ、而シテ滿場一致ヲ以チマシテ此案ハ決定ヲ致シテノデアリマス、右御報告ヲ致シマス（拍手）</p>												
<p>○ 副議長（小山松壽君） 委員長報告ハ兩案ヲ併合シテ一案トシテ、修正決議シタモノニアリマス、同案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ</p>												
<p>〔異議ナシト呼フ者アリ〕</p>												
<p>○ 副議長（小山松壽君） 御異議ナシト認メ</p>												
<p>○ 作田高太郎君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ</p>												
<p>デアリマス、同案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ</p>												

○副議長 <small>(小山松壽君)</small>	作田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ 〔異議ナント呼フ者アリ〕
○副議長 <small>(小山松壽君)</small>	御異議ナシト認メ 〔副議長(小山松壽君) 別ニ御發議モアリ マセヌカラ、委員長報告通り可決確定致シ カ〕
○作田高太郎君	残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレントヲ望ミマス
○副議長 <small>(小山松壽君)</small>	〔副議長(小山松壽君) 御異議アリマセヌカ 〔異議ナント呼フ者アリ〕 〔副議長(小山松壽君) 御異議ナイト認メ マス、仍ニテ動議ノ如ク決シマシタ、次回ノ日程ハ公報ヲテ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス 午後七時十一分散會 〔本日ノ胎中輔(右衛門)君ノ演説参照ハ 次號ノ速記録ニ掲載ス〕
昭和六年度ニ於テ米價率ノ趨勢値算出ニ用 フル實驗的範式ノ場合	松山常次郎君演説參照 Y=1.01767+0.00575X Y=1.11313-0.01218X+0.000575X ²
茲 ⁴ Y=米價率ノ趨勢値 X=明治三十三年度以後ノ年次即チ明 治三十四年度为第一年、三十五年 度方第二年等ノ如シ	「バラボラ」式ノ場合 Y=1.11313-0.01218X+0.000575X ²
衆議院議事速記録第二十二號中正誤 頁段行誤正 五三四四三六約一千三百 五三五一二八七十五万圓六百餘万圓 同同二九八十万六千百九十万四 圓千圓	〔衆議院議事速記録第二十二號中正誤 頁段行誤正 五六一一三一一即チ七案ノ即チ七案並 撤回ノ動議ニ撤回動議〕